

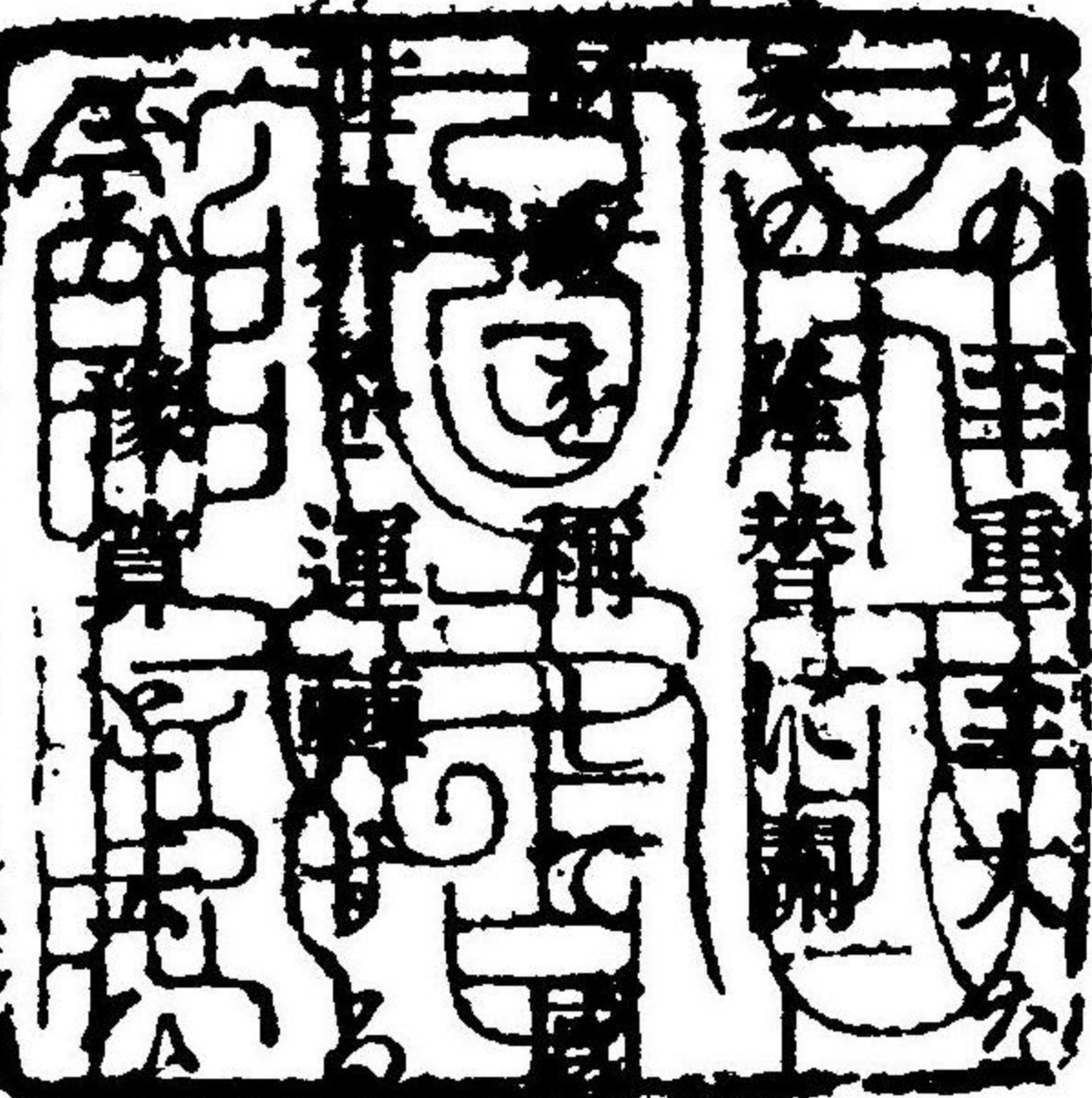
頁 60-72

87-22

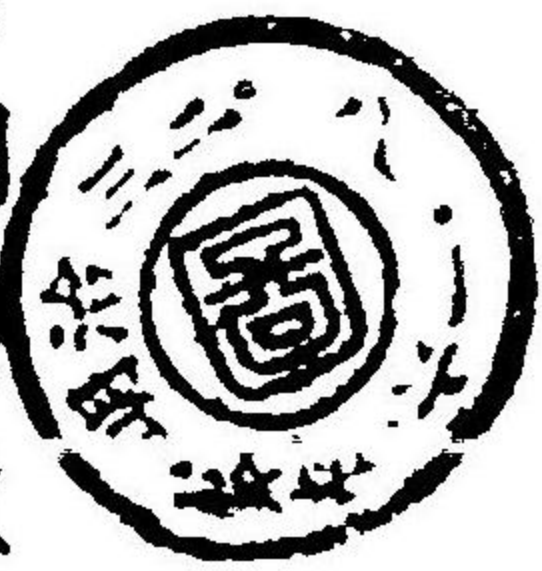
87

22

財政學序



財政の事重大なるや更に言を俟たず其の整否如何は  
 國家の隆替に關するや更に言を俟たず其の整否如何は  
 民庶の休戚に係るフリードリヒと大土  
 は國家の命脈なりとしリッリーは之を以  
 て國家の運轉せしむる所の樞機なりとせり課税と云ひ國債  
 と云ひ豫算と云ひ公債の邦國に於ても絶へず實際に現出して止まざるもの而  
 かも皆國民に對し緊切なる利害の關係を有せざるはな  
 し財政の事吾人豈深く留意せざるべけんや  
 今や我國に於ては經濟及財政に關する問題日に月に益  
 多きを加へ財界の事物は益複雑となれ而して這般



諸問題に對して妥當の解釋を下し恰適の處措を施さんには實際の經驗と實狀の精査とは固より重んずべしと雖も學理の光明を藉り學說の繩墨に憑據するにあらずんば正鵠を失するの虞なしとせず況んや日進月歩の今日常に新智識の栽植涵養を力めざるべからざる我邦現時の狀勢に於てをや經濟財政に關する泰西の理論及實際を講究するの必要大なるや何人も首肯する所なるべし

本書は英國ダブリン大學教授バスターブル氏の著す所原語題して『パブリックファイナンス』(Public Finance)と云ふバ氏の著書に『列國商業論』及『外國貿易論』あり而して本

書は氏の近業に係る財政の書英文を以てせるもの英人マククロック氏の『租稅論』伊國經濟學者コッサー氏著『財政學』の英譯及米人イーリー氏の『租稅論』等皆名ありと雖もマククロック氏の作は所說既に陳套に屬しコッサー氏の著は簡短に失しイーリー氏の書は専ら米國の事實に偏し何れも完璧と稱すべからず然るにバ氏の編著は廣く歲出歲入の各事項より國債及歲計豫算制度等に亘り歐米諸大家の學說と各國の事實とを稽考し議論周密にして所說穩健英文財政書中優に上位を占むるものと謂ふべし是れ余が早稻田叢書中財政に關し本書を擇びたる所以なり然れども本書は卷秩浩瀚余の餘力を以てしては到

底成効の難きを察し學友高野法學士と詢つて之を合譯  
せり余等公私多忙爲めに銅琢瓊刻を加ふるの暇なく固  
より文字の整正を期せずと雖も若し夫れ本書にして斯  
學の講究を裨補するを得ば獨り余等の幸のみに非ざる  
なり

本書の出版に就て東京專門學校校友原田駒之助、吉田俊  
雄、田中唯一郎、小久江成一諸氏が寄與せられたる補助は  
深く感謝する所なり

明治卅二年七月中旬

井上辰九郎識

## 財政學原序

財政問題(經濟問題と區別するを要す)が英國に於て學者の注意  
を惹くに至れるは漸やく近年のことに係る是れ蓋し英國の財  
政制度并に財政管理法の眞に善美なるや理論上の討究に由り  
て以て實際上の改良を促すの必要甚だ少なかりしを以てなり  
固より我英國の財政書は或二三の批評家の推想するが如く尙  
かく全く乏しきにあらずと雖も財政問題の全軀を論述せるの  
著書に乏しきは争ふべからざるの事實にして彼の世人の熟知  
せるマックロック(Mculloch)氏の『財政書』一千八百四十五年初版出版  
以後學生に適切なる財政書一も之れなかりしなり  
されば財政學を教授するに當り良書の缺乏を感ずること殊に

深し即ち財政問題を講演せんとする我國の講師に取りては彼の佛獨伊に於けるが如く其の講述の資料として用ふべき教科書一も之れなきを以て勢ひ學生の慣熟せざる若くは其の讀むに困難なる外人の論著を採りて絶へず參考に供するの止むを得ざるものあり

余は本書に於て廣く財政學の全般を考察し之れが結論を正式に表示し因りて以て以上の必需に一時應せんと勉めたるを以て學生にして苟くも本書を熟讀せば庶幾くは以て政治學の一部たる財政の重なる事實と其の現況の概要を窺知することを得んか

論點の選擇と論點の範圍とは以上の概念に基きて之れを決定し而して其の論點の範圍は左の二點に於て制限を加へたり

第一、余は一時若くは地方的の政治問題を特に論究するを敢てなさざると共に又各黨派の爭論の當否如何を判定するを努めず蓋し學理討究の目的より云へば最も大に解明を要するものは財政の一般永久の部面に在りて決して一時の部面にあらざればなり然るにも拘はらず現時の政治論の裏面に伏在せる状態中には往々觀察を及ぼすの要なきにあらず顧ふに財政學中何れの部門に於ても眞に重要な實際問題往々發見せらるゝとありて今日の純然たる講堂内の討究は他日複雑なる實際上の問題として現出するとあるべし是れ余が嘗て討究し去りたる或重要問題(強制保險問題の如き)第一編第四章に就き今や只簡單なる説明を加ふるに止めたる所以なり

第二、余は又最近の經濟理論が財政學に及ぼせる關係を討究す

るの必要あるを信ぜず今澳太利學派の論者が非凡の才能と氣力とを以て新經濟論の價値を鼓吹するの熱心と勇氣とは余の認識する所なれども余を以て見れば其の議論たるや尙ほ未決着のものたると共に此新理論は畢竟財政上の舊觀念を刷新するよりは寧ろ只之れを註釋するものとして是認すると至當なるが如く而かも此新理論より抽出せらるべき實際上の斷案は一も明確のものにあらずして該學派間に於ても尙ほ且つ普ねく是認せらるべきものにあらずされば之れが財政上に及ぼす勢力を充分に穿究せんとするは事頗る繁雜にして而かも極めて困難なるを以て原理を主とする本書の如きに全く不適當のものたるを免かれず但し必要なる場合例へば累進税の場合に於けるが如きに於ては余は之れが關係に注意を及ぼせり

四

余の本書を論述するに當り諸學者の著書の助けを藉りし所甚だ多し先づ第一に記載すべき義務あるはルロア、ボリユー(Leroy Beaulieu)氏の著『財政論』(Traité de la Science des Finances)にして本書は最も能く世に知られ且つ最も好評を得たる財政書なり余の始めて財政學を研究せるは此完全にして明晰なる著書に由れりと共に予は愉快と利益とを以て終始之れを参考に用ゐたり次ぎに記載すべきはワグネル(Wagner)氏の名著なり此書は又其の讀者に供するに高尚なる理論(縱令往々疑ひを容るべき理論なきにあらざるも)と精密に蒐集せる數多の材料とを以てせりコーン(Cohn)ロツシユル(Roscher)并にスタイン(Stein)諸氏の著書は又余に少からざる助けを與へたり行政問題、監督問題に付ては余はストーム(Stoum)氏の『豫算論』(Le Budget)に最も多くの恩澤を受

けたると共に同氏の著『革命前後の財政史』(Les Finances de l'Ancien Régime et de la Révolution)は佛國財政史の最も重要な部分に向つて最大の光明を供せり余は又古代の佛國財政史に就てはクラマゼラン(Clamageran)氏の『佛國租稅史』(Histoire de l'Impôt en France)に得る所甚だ多し英國の財政史に關して余に助けを與へたるはダウエル(Dowell)氏の有益にして興味ある大著なり普通の參考書此參考書中には定期刊行物たる『政治家年報』(Statesman's Year Book)『經濟年報』(Annuaire de l'Economie Politique)『統計摘要』(Statistical Abstract)『ビクトリア年報』(The Victorian Year Book)等其の重もなるものなり)の外レナン、セー(Leon Say)氏の兩字典、ビグネ(Vignes)氏、フルニエード、フレイ(ournier de Flaix)氏、アレッショ(Alessio)氏并に教授イリー(Elia)氏の著書は社會の現狀に付き最も多くの智識を

余に附與せり

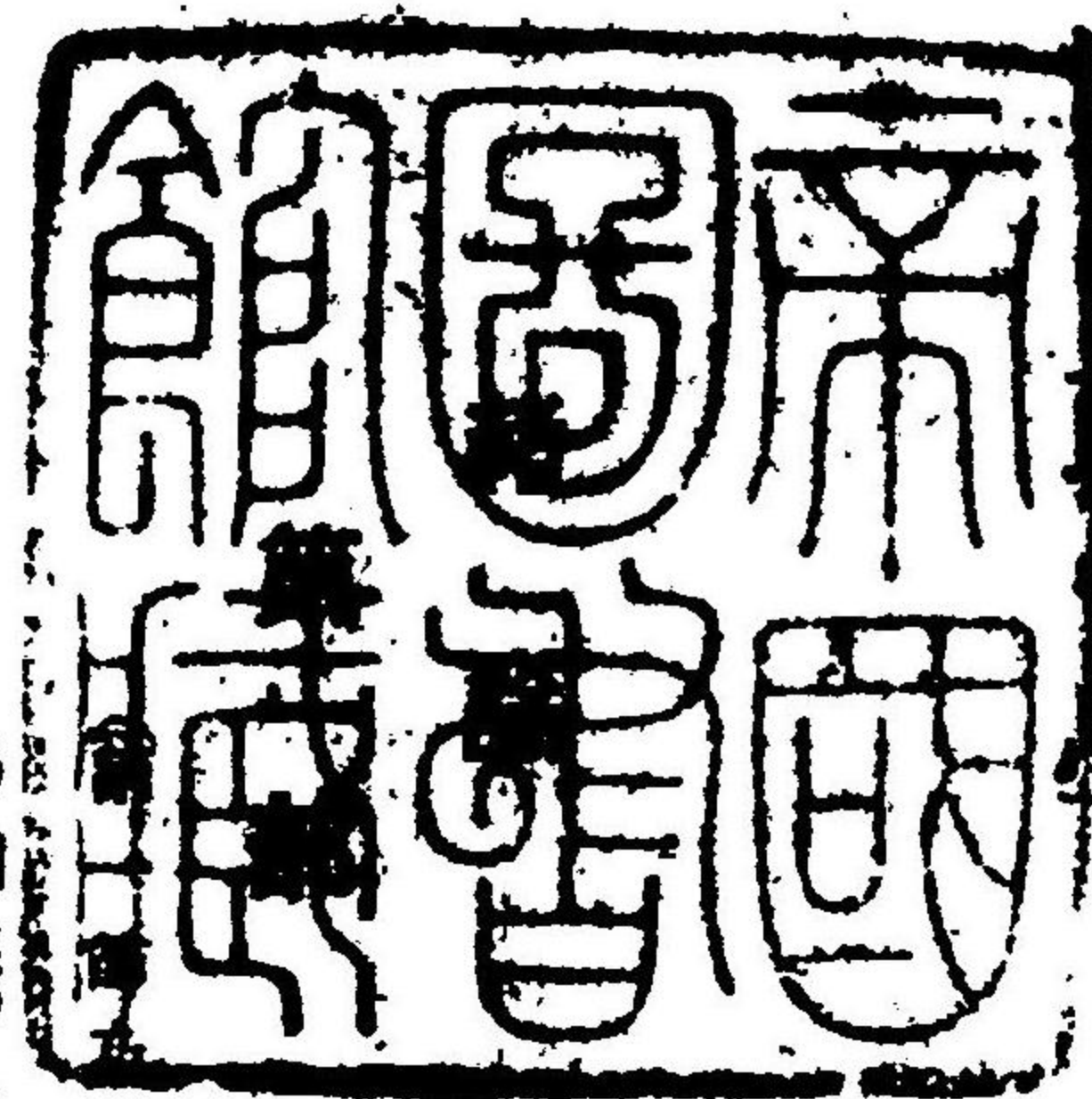
財政統計を論ずるに當り可及的其の範圍を狹隘に限れるも余は數字によりて表示さるゝ重要な事實を一見明瞭ならしめんが爲め大概の場合に於ては數字を成るべく短縮せり之れと同一の理由に基づき外國貨幣を英國貨幣に換算するに當りては大概の平均を以て満足をなし我が一磅を以て五弗、二十五法、二十五リル若くは二十馬克に換算せり而して彼の印度のルピー貨、澳太利のフロリン貨并に露西亞のルーブル貨の變動常なきは概して之れが換算を行ふに難からしめたるも余は時として其の交換價格を以て之れが換算を行なへり終りに臨み一言すべきは余はあらゆる誤謬を避くるが爲め重もなる參考書の目錄を別に添附せること即ち是れなり

一千八百九十二年五月

ダブリン府トリニチー大學に於て

シー、エフ、バスタープルの識

財政學



ダブリン大學教授 シイ、エフ、バスタープルの著  
法學士 井上辰九郎 共譯  
法學士 高野岩三郎

の關係。(第八節) 財政學と歴史及統計の關係。(第九節) 財政學の正當なる論究法。歸納法と演繹法との併用せざる可らず。(第十節) 本書の要領。

第一節 社會の如何を問はず、苟くも其發達の最低程度を脱出したる社會に於ては必ずや政治組織の或形跡其間に存せざるはなし。此政治團體の諸般の活動即ち職掌は政治學、英語 Political Sciences 獨語 Staatswissenschaften)として知らる所の科學に材料を供するものなり。蓋し各政治團體即ち國家は其職掌を正當に盡くさんが爲には終始物品と人勞との供給を受けざるべからず。而して此物品

と人勞とは如何なる目的にても國家が須要なりと思惟する所の目的を遂行するに付き使用すべきものとす。然り而して此等の供給物を得且つ之れを使用する方法に至りては社會發達の程度に應じて自ら大に其の趣きを異にす。即ち原始的社會に於ては其の方法比較上單純にして直接なるも、近代の產業的社會に於ては其の方法複雑を極め、精細の條規に據りて行なはるゝものとす。然りと雖も其の發達の高下如何を問はず、苟くも國家たる以上は皆悉く此種の供給を必需するものなるが故に國家財源の供給と使用とは英語に所謂パブリック・ファイナンス(Public Finance)即ち「財政學」と稱する一科學の主題を組成するものとす。

**第二節** 本題の重要なるは敢て多辯を俟たずして明なり。蓋し國家の目的に向つて資金を徵收し斯くして得たる資金を使用することは政治組織の要部を占むるものなるを以て、苟くも意を政治上並に社會上の討究に留むる人々は決して之を看過し能はざるや殆ど疑ひを容れず。人若し之れが證を求めば歴々目睫の下に敷在すべし。即ち各文明國の臣民にして僅か數分間顧慮する所あらば國家の財政行爲の種目及其の重要なるを明に了解するを得べし。夫れ臣民の信

書は獨占權を有する國家の吏員に由りて運搬せられ、而かも多くの場合に於ては一搬の收入に莫大なる利得を附與するものなり。其の食卓に供する物品は公務を支辨するの基金を作為せんが爲め多くは課税せられ、其の所得、財産等も亦明かに多少の租税を課せられ、而して最も普通なる諸種の職業も亦多少の免許料を納めて之れに従事するの許可を得たる後にあらざれば開業することを得ざるなり。國家の有する財産上の權利は獨り之れに止まらず。即ち余輩は中央政府の外更に地方政府をも亦考察せざるべからず。今若し余輩の假定せる人にして一市邑の住民なりとせば、其の住宅の點燈は公衝の手に依ることあると共に生存上第一の必需品たる清水に至りても、其の供給を市邑に依頼することあるや普通の事實なりとす。更に深く細事に立ち入りて之れを證するの要は茲に毫も之れあるなく、國家の純然たる財政官殊に財政と多少の關係を有する人々が社會各員の日々の生存上に及ぼす影響の有様は社會生活の日常の狀況に由りて常に新たに證示せられつゝあるなり。

**第三節** 凡そ一事項の重要なるとは特に之れが學理上の研究を必要とする



強大の理由となすに足るものなるが本題の場合に於ては尙ほ大に之れを必要とする特殊の理由あり。今夫れ財政の事項に於ては凡そ人類の意思に關係ある各種の事項に於けるが如く幾多の方法中より最も善良なる方法を選択することを得べし。而して國家の行ふべき幾多の行爲の効驗如何を對照比較して之れを正當に判定せんと欲せば其の現象に影響を及ぼす所の種々の状態を精密に調査せざんばあるべからず。然るに斯くの如き調査は學理上の研究に由るにあらずんば到底効を奏するを得ず否な此調査は其の者既に學理的研究に外ならざるなり。此事たるや國家の職掌の大に擴張を來たせる今日の場合に於て殊に其の然るを見る。而して斯く政務の増進を來たせるは半ば近代社會の複雑なるに起因し而かも之れが複雑を益助長するものとす。顧ふに原始社會に於ける國家行爲の結果は之れを追究すること頗る容易にして收入支出の整理は只粗雑なる官衙に由りて行なはれたるが故に之れを二三の單純なる種類に類別するを得べしと雖も、近代の國家に至りては之れと全く異なり、縱令前代未だ曾て見ざる程大に個人の自由を許す場合に就て之れを観るも尙ほ其の支出と收入とを整頓調理するが爲

めには勢ひ複雑なる機關を設備するの止むを得ざるものあり。且つ又其の結果に至りても爾く容易に判知し得べきにあらず、幾多の階級と團體とは費途の變更に由り若くは租税の修正に由りて以て大に影響を受くるものとす。されば余輩にして茲に財政の運用を會得し又は其の効用を判知せんと欲せば須らく先づ其の運用より伴生する幾多間接の結果を考察せざるを得ず。然るに近代の産業社會に存立する高尙完美の制度に及ぼす經濟的動力の效果に溯源するは極めて困難の業にして之れが奏効を期せんとすれば一方には一般原理の力を藉り一方には從來の實例を精密に考究するを要す。由是觀之財政を學理上より研究するの必要あるは頗る明瞭にして敢て暴證を要せざるは勿論之れを綿密に討究するの價値は此討究より得たる結果に由りて既に明白に證明せられたり。

#### 第四節

財政學の範圍に就ては既に概論せし所あるも尙ほ之れが觀念を一層明晰ならしめんが爲め、且之れに對する大家の見解區々に岐れ居るを以て余輩は更に進みて一層詳細に論定する所なかるべからず。抑も國家支出と國家收入とは一見直ちに討究の二大項目たるを示すものにして、兩々相對すること恰か

經濟學に於て「生産」と「消費」若くは「需要」と「供給」と相對峙するが如し。然りと雖も深思熟慮すれば財政學討究の範圍は獨り此二大項目のみに止まらざるを證す。但し収入と支出との論題は最大重要な者たるや固より言を俟たず。少くとも英國に向つて財政學並に一般經濟學に於ける學理的研究の基礎を立てたる夫のアドム・スミス氏の如きも其の著「富國論」の第五編を分つて「國君の費用」と「國君の収入」との二章と爲せしが、尙ほ同氏は更に一章を加ふるの必要を認め、第三章に於て収入と支出の關係を論究せり。蓋し同氏は上古中古の幾多の國君が大に資財を集積せるの事實を認めたると共に最も近代に屬する政府が大に負債を重ねたるの事實を認めたるが故に借入法は同氏の時代以後一層盛んに至れり國家支出と國家收入との平均に關する討究を以て財政學の要部而かも亦困難なる部分と爲せるは是れ自然の勢ひなり。

附加物は獨り之れに止まらず。即ち財政學に於て論究すべき現象はアダム・スミスの三項目の下に便宜上類別するを許さず。蓋し考察すべき支出と収入は國家の収入と國家の支出たるを回想する時に於て、忽ち此類別上の困難を感ず。

余輩は獨り收支の事のみを討究するに止まらず之を實施する所の機關をも共に討究せざるべからず。今夫れ國家の手にて資財を徵收し將た之を使用するに當りては立法上及行政上の行爲を要す。夫の収入を決議し支出を監督する權即ち財稅監督權の如きは代議院の重なる特權の一にして抑も又憲法上の權利を最も有効に擁護する所のものとす。而して行政監督の方法は一國財政の運用上に痛く影響を及ぼすものなるを以て、此方法たるや綿密なる研究の値あるものとす。されば苟くも財政書にして豫算問題と財務行政Finanzverwaltung問題とを講究せざる所のもの未だ以て完全なりと云ふを得ず。而して之れを講究するは近年に至り殆んど一定の常習となれり。

**第五節** 有力なる財政學者中財政學の範圍に或制限を加へたるものあり。例へば佛國學者、就中ルロア、ポリュー氏の如きは支出問題を以て財政學の一部となすを非認せり。今茲に之れを非認せるの理由を見るに國家支出の正當の金額を學理上より決定するは極めて困難にして、右金額は畢竟國家に附與せられたる職務如何に依りて定まるべきものなりと云ふに在るが如し。ポリュー氏曰く「此

種の講究は予の意見を以てすれば財政學の範圍に屬する者にあらず(中)。國家は元來、欲望を有するものなるも、此欲望は果して如何なるものなるや又た如何にありべきやを知るは財政を論ずる余輩の任務にあらず。唯だ余輩の任務と云ふべきは如何にすれば最良の方法を以て且つ個人に對する最少の損失と犠牲とを以て此等の欲望を満たすことを得るやを知るの一事に在り。今若し讀者にして建築家を備ひて家屋を築造せしむるとせんか、其の造營物の廣大に失して讀者の所得若くは其の社交上の地位に不相當にあらざるなきやを審査するは決して彼れ建築家の職掌に非ずして最少の費用を以て最も堅固に便宜に且つ美麗に其の家屋を築造するは即ち彼れの本務なり。財政學者に至りても敢て之れと異なるなし。彼れは固より國家の使費する費用の甚だ巨額に失するを痛歎するを得ざるにはあられざれども、其の真正の任務と云ふべきは如何にすれば國家が收入を徴收し得るやを表明し、且つ寛大の心と公平の眼とを以て個人の利益を討尋するに在り云々。

英國學者に至りては尙ほ一層極端に趨れり。彼れ等は租稅より生ずる國家收入

の外、其の他一切の國家收入を悉く不問に附し去り、アダム・スミス氏並に獨逸學者の廣濶なる論究法を棄て、租稅論及び公債論と云へるか如き狹隘なる論究法を採れり。

其れ然り然るにも拘はらず支出の問題は收入の問題と等しく財政上の一大問題たるや明白にして、論理上より見るも實際上より論ずるも此二者を全然分離するは決して正當の所置にあらず。世の大藏大臣にして收入を巧みに改良したると同一の名譽を、支出の監督に付て擔へるもの甚だ多く、而して理論上の討究に付ては支出の原理と事實とは至大の興味あるものなり。ポリニエー氏の建築家と財政學者とを同視せるが如きは正鵠を得たるものにあらず。如何となれば該例證の適て嵌まるべきは獨り實際の政治家に在りて財政學者にあらず。財政學者は其の攻究材料の性質に由てのみ攻究上制限せらるゝに過ぎざればなり。然れども茲に一の認容すべきとあり。即ち支出の問題は十分なる演繹法の應用に適する二三の問題を包含せる租稅問題に於けるが如き精密なる論究に適せざると是なり。然りと雖も精密なる論究に適するや否やを標準として之れを論ずる時は財

政の他の大部分即ち官有財産の問題をも等しく排斥せざるを得ざるに至るべきも、此問題は近代の學者の擧つて討究する所にしてポリニー氏も亦其の數に漏れざるを如何せん。されば財政論の攻究を完全ならしめんと欲せば國家支出を支配する所の状態に勢ひ多少の考察を及ぼさざるべからず。即ち各國に於ける軍費の増加、其の原因及其の區域の如きは財政學を完全に攻究するものゝ全然不問に附し去ること能はざるものなり。斯くの如き攻究を爲すの要は支出と収入とは相結んで離れざるものなりとの事實に由りて殊に深大となる。抑も國家支出なるものは一定不變のものにあらず、將又個人に對する最少の損失と犠牲とのみを目的とすべきものにもあらず。租税の負擔輕き邦國に於ては正當なる支出も、重款に苦しむ邦國に於ては不當のものたるを免かれざるべし。されば單に損失を巧みに分配して之れを最小額に減殺するのみを以て政治家の能事終れりとするべからず。社會に最大の利益を得せしめ而かも此結果を達する様巧みに支出と収入とを平均せしむるは寧ろ其の本分なりと云ふべし。

國家支出を學理上より攻究するに際し遭遇せざるべからざる重なる困難は論

究の程度を制限せんとする場合に起る。或學者は國家の或職務の當否をも討究し他の學者は唯單に國家支出の種類と事實とに説明を及ぼすに止め其他の討究は之れを政治學者に譲れり。余はアダム・スミス氏の設定せる先例に従ひ本書に於ては支出の諸項目を查察すると同時に此諸項目より自然に生じ來たる所の種々の觀念と此諸項目に關連せる財政問題とに論究を及ぼさんとす。但し國家の職務を完全に討究するは本書の目的とする所にあらず。理論上より如何なる異論の提起さるゝにも拘はらず、以上の攻究法は最も便宜ある方法にして抑も又自然本題に伴ふ所の方法なりと云ふべし。之れを要するに財政學の原理を説明するは則ち本書の目的なるを以て、各特別論點の取捨選擇の如き將た又各場合に於ける論究の範圍の如きは獨り此目的に基ひて決定せざるべからず。

**第六節** 財政學者、就中獨逸の財政學者は財政學と之に親近せる諸種の社會學並に政治學との關係を詳細に討究し、殊に經濟學との關係を論ずるに力を極めたり。今茲に財政學を以て政治家若くは立法家の學問の一部なりとして考察せんか「アダム・スミスの句を引用す」財政學は蓋し舊經濟學の一部なるか若しくは之

れが主題なるや明かなり。又た他の一面より之れを觀れば財政學を以て行政學に屬するものと認むるを得べく將た又獨逸に於て經濟學の前驅たる所の「官房學」(Chamber Science)の大半を組成せるものと認むるを得べし。英國學者が財政學の範圍を不當に制限せるや其極終に諸種の經濟書に於て財政をば「租稅」の名稱の下に含蓄せしめたると共に獨逸學者の一層廣漠なる見解を採れるや、同國に於て又勢ひ右と同一の結果を誘起し、ラウ氏以後に於て經濟學を以て一般の理論の外特別產業經濟論、經濟立法論、經濟行政論並に財政論をも包含するものと認むるととなれり。斯く財政學を經濟學中に明白に含蓄せしめたるは眞に一種異様の觀念より胚胎せる結果なりと云ふべし。今若し英佛に普通なる方法を以て經濟學の範圍を限りて富の現象を支配する所の法則を論究するものなりとすれば財政學の以て經濟學の一部を組成するものにあらざるや毫も疑ひを容るべからず。如何となれば政治上並に財政上の状態なるものは純然たる富の學問の論線内に容るべからざるものなればなり。况んや實際上の考想は財政學の各部門を通じて大に重きを爲すものなるに於てをや。願ふに廣義に所謂經濟學中には正當に財

政をも含蓄するや固より眞實なりと雖も、斯る廣義の經濟學は畢竟諸種の社會學、政治學を網羅する總稱に外ならざるが如き看なきを得ず、恰も其の實幼稚なる社會學と政策學との混合せるものと云ふべし。

**第七節** 財政問題は固より經濟學と離れて全く獨立の論究に適するものなりと雖も之と經濟學との關係は決して無視するを許さず。此二者間には全く密接の一關係あり、否な寧ろ無數の關係あり。蓋し國家の支出は社會の消費の一部にして、國家は社會の統治機關なり。されば國家支出を支配する状態に就き知る所あらんと欲せば須らく一般富財の消費論に據らざるべからず。然るに消費に關する問題は不幸にして經濟學者の遺却する所となれるを以て隨つて財政問題に應用するに足る完全の消費理論は未だ之れあるを見ず。然るも尙ほ支出の事に關する重なる眞理は近代の經濟論に由りて發揮せられ、而かも之れが助けを藉りて益々開發せられんとす。官有財産の管理は又其の解明を諸種の經濟學說に求めざるべからず。就中國家獨占權の下に行はるゝ官業の如きは一般の獨占論に由りて其の効驗如何を證明解釋さるゝものとす。然りと雖も經濟學の援助

を最も必要とするは租税問題論究の場合に在り。即ち一般租税制度の効驗如何と各特別税の効驗如何とは經濟原理の援助に由りて評定せられざるべからず。租税問題に於て重要な地位を占むる夫の公平問題の如きは固より道德上の問題に外ならずと雖も苟くも其の經濟上の結果を確知するにあらざれば或租税の果して公平なるや否やを判知すること能はず。且又租税の負擔に關する微妙の論點は富の分配に關する正確の理論を應用するにあらざれば總て之れを正當に解明すること能はざると共に富の集積に及ぼす租税の結果を知らんと欲せば生産に關する種々の状態を概へず心算するを要す。財政の他の一部門たる公債の性質と結果とを最も明瞭に解明せんとすれば又經濟上の信用論に依頼せざるべからず。而して斯くの如きは普通に採擇せられたる方法なり。由是觀之經濟學を修得することは財政學を學ぶに必要缺くべからざる一要件なりと云ふも敢て不可なきが如し。

**第八節** 夫れ斯の如く經濟學と財政學との間には極めて密接の關係ありと雖も余輩が財政學の啓發を力むるに當り力を藉らざるべからざるは獨り經濟學

のみに限らず。國家の存立と決して離るべからざる此種の學問に就ては通常政治に並に行政上に於ける諸般の状態の作用を認むるを肝要とす。即ち財政行爲が往々憲法上の問題を生出すことあり又余輩の前説せし如く經濟上の觀點よりすれば極めて批難すべきものも財政上望ましきことあり。之と行政との關係就ても亦然りとす。要するに財政制度は其の全體を擧げて國務を管理する一般の方途と須らく相一致せしむべきものにして財政學は實際上政治學の範圍に屬するものなりと云ふべし。

且つ又財政學は他の重要な補助を歴史に藉るものとす。蓋し歴史は財政學の原理を證明解釋するは勿論或る場合に於ては之れに基礎を供するものなればなり。今夫れ財政學の材料は近代の社會の供するもののみに限らず、設令單に現在の情態に就て充分知悉せんと欲する場合に於ても尙ほ且つ其の因りて發生し來れる起源を知ること往々必要なることあり。顧ふに純然たる理想的財政制度は決して實際に存立するを得ざるものなり。各國は各其の從來の歴史と其國人民の感情(大半は種々の歴史的勢力の產物なり)とより胚胎し來たる所の特種の状態

を保有し、此過去との關係は如何に猛烈なる革命を以てするも實際打破すること能はざるものとす。一國に最も能く適する財政制度が他國に全く適せざることあるは畢竟之れが爲めなり。近く我英國の制度と印度の制度とを採りて對照せんか、此二者の間に非常の差異ありて而かも何れも確固なる効果を收め居ることを辨知するを得べし。然りと雖も此等の明白なる道理は余輩を騙つて、茲に或警戒を加へしむるの必要を生ず。即ち財政制度の實際に於て千差万別なることは一般原理の應用を大に難からしむるの傾きありと雖も、此事たるや未だ以て一般原理の到底達し得る能はざることと證するに足らず。詳言せば、各般の特種の制度と條規の下に財政の原理伏在すべきや明なりと雖も、之れを實際に應用するに當りては各國各時代の事情、就中其の國臣民の感情と習俗とに最大の注意を及ぼさるべからず。されば或種の支出若くは租税にして特に有害なりとして痛く批難さるゝも他方に於ける強大の理由に因りて大に賞揚さるゝことあり。歴史が財政の發達に光明を供し、過去の證據に據りて余輩の一般の提説を確實にし、又は之れを制限するに與りて大に力あるが如く、統計は亦余輩に供するに現在

に關する所の正確なる實況を以てす。若し夫れ國家の收入と支出に關する正確なる報告なければ、財政政略は常に空想たるを免かれざるべし。されば今茲に租税の結果を測知せんと欲せば、各地方並に各階級間に於ける富の分配に關する完全の統計を得ること肝要なり。夫の統計局及財産調査吏員の蒐集に係る材料の如きは各財政論に欠くべからざる要素にして、此要素の欠乏は亦以て財政學の起源の近代に在ることを解明するに足るべし。

**第九節** 以上余輩は財政の學問に資する諸學の考察に従事せり。以下其の適當なる論究法に就き少しく論ずる所あらんとす。是れ蓋し自然の順序なりとす。抑も論究法の問題に就ては總ての社會學に關し、又殊に經濟學に關して學者の論争を遙ふする所にして、其の極往々討尋の事項、其の者を遺却したるときあり。顧ふに學理的攻究の標準と正當なる論究法とを論ずるは實際上各特別の科學に屬するよりは寧ろ論理學の範圍に屬するものなり。但し學理發見に使用せられたる委曲の方法は其の格段なる科學に慣熟せる人々に由てのみ能く正當に理解さるゝを得るや疑なし。之れを要するに論究法に關する争論は概して論議

者が立論上自他の地位を全く誤解せるより起れるや明瞭の事實なり。然れども其の議論を詮じ來たれば縦し各論者の見解全く相一致するにあらずとするも、少なくとも彼等の占むる論據は其の實同一のものにして畢竟唯「趨勢」の問題に外ならざるを認むべし。蓋し見解に於て互に差異あるは人々の嗜好より生ずる結果にして、或論者は一種の論究法に重きを措くも他の論者は之れと全く異なる他の論究法に重きを措くこととなる。然れども今若し深思熟慮するときは各論究法孰れも共に或範圍内に於ては正當のものなるを明かに認め得べく、而かも此範圍を明確に決定するは即ち唯一の争點なりとす。

正當なる論究法として認むべきは歸納法なるや將た又演繹法なるや。是れ長星霜間討究せられたる重要な問題なりき。此問題に對しては左の如く答ふるを得べし。曰く格段なる場合に於ては歸納演繹孰れも共に有効にして而かも必要缺くべからざる方法なりと。今夫れ廣義の所謂歸納法なければ討究の材料を蒐集するも何の益する所なく、類別法概括法なき單純なる觀測法は明かに學理の探究に使用するの價値なかるべし、比較對照の方法に由りて行はるゝ特別なる歸納

法は其の効用往々著大なるものにして蓋し二個の財政制度に於ける單純なる比較對照は之れを支配する状態の上に時に或は光明を供するとあるべし。此方法に於て歴史の一大勢力を逞ふするは余輩の前節に於て觀察せる所に由りて明瞭なるが故に、財政學なるものは一面より觀れば歸納的、比較的、歴史的科學なりと主張するも毫も不可なかるべし。

以上の所論は固より眞理たるを失はずとするも未だ以て完璧の眞理と云ふべからず。其故如何となれば凡そ經濟學の概括法の如き及び人性の不變の事實の如きは或勢力の財政上に及ぼす結果に關して重大なる結論を抽出するに適するとあり。租税の負擔並に轉嫁に關する全理論の如きは全く演繹的なり、否な演繹的ならざるべからず。詳言すれば此者たる論理上の推論に由りて單純なる状態より抽出せられざるべからず。且つ又演繹法は公債の結果を測定し又は公共支出の趨勢の結果に推論せんが爲めに必要缺くべからざるものなり。されば總て以上の如き場合に於ては、頻らく事實に訴へて證明を求むること固より肝要なりと雖も之れが證明の手續は正さに演繹法の一部を組成する者なることを記憶せざる



べからず。之を要するに財政學研究は余輩に供するに左の如き斷定を以てすべし。曰く『演繹、歸納の二方法は氷炭相容れざる反對の方法にあらずして、互に他の弱點を補ひて完全ならしむべき共働法に外ならず』と。

以上の所論は二法の最も極端なるものに對しても尙ほ且つ或程度まで當て嵌まるを見る。最も極端なる二方法とは何ぞ。曰く實驗法、曰く數理法即ち是なり。或論者例へばマコーレー氏の如きは實驗を以て眞に豊富なる社會學討究の方法なりと主張せり。然るに余輩は格段なる一現象を他の現象より分離すること能はざるは勿論、之を分離せずして行なふ實驗法は到底決定的の者たるを得ざるが故に嚴格に所謂實驗法は社會生活の各部に關して之を應用するを得るものにあらず。然れども折衷的の實驗法に至りては畧、明確なる斷案を供する者にして、而かも此の斷案たるや或場合に於ては莫大なる實際上の効用を有する者とす。例へば財政上に於ては租税の各變更を取りて以て通俗に所謂實驗として認め得べし。茲に一例を引用せんか、今若し物品税の税率を軽減するときは其の物品の消費を大に獎勵するとなり、從て右軽減の爲めに生ずべき收入上の損失は其の

物品の消費高の増加に由りて充分補償せらるゝとすれば、茲に左の如く斷言するも敢て不可なきが如し。曰く論理上に於ける實驗法の條件は茲に一も備はらざるにも拘はらず、減税政策は實驗上敢て不當にあらずと。其れ然り、然りと雖も余輩の茲に注意せざるべからざるは此種の斷案たるや一層廣汎なる種々の考想に由りて補助せらるゝにあらずんば、之れを新場合に安全に適用するを得ざると即ち是なり。

數理法の贊成者は他の極端論者なりとす。今夫れ甚だ複雑なる議論の存する問題に於て、將た又各事實が數多の事情に關連せる問題に於て、斯の如く精確なる論究法を應用するは一見以て徒勞に過ぎざるが如しと雖も、演繹法を以て最良の論究法となす所の財政問題に於ては數理法を以て着々推論の歩を進むること甚だ便宜にして、之れに由りて問題は一層容易に説明さるべく、其の説明は一層容易に行なはるべし。即ち幾多の状態にして充分簡約せられ得る場合に於て將た數量上の斷案を抽出すること肝要なる場合に於ては此方法の便宜なるや更らに疑を容れず。然りと雖も此方法たるや極めて狹隘の範圍に之れを制限し且其の斷案

を統計上の結果に由りて證明するの必要あり。若し夫れ一層具體的の財政問題に至りては此嚴正にして精確なる論究法を適用するに全く適せずと云ふべし。

### 第十節

以上余輩は財政學を研究するに當り第一着に觀察すべき諸問題に就き畧論したるを以て本節に於ては本書の順次論究すべき要領を單に摘示するに止めんとす。即ち余輩は緒論第二部に於て財政學の歴史上の發達に就き極めて精密なる考察をなし、然る後第一編に至り國家支出論と其の重なる問題とに就き討究せんとす。

次に討究すべきは國家の收入にして余輩は第二編に於て先づ經濟上並に産業上の國家收入と名づけらるゝ所のものに就き論ずべし。此種國家の原始的收入を論究して後、租税の討究に移るは自然の順序なり。租税問題は其の範圍廣濶にして其の性質複雑なるを以て之れを分ちて二編となし第三編に於て租税の原理と應用を論じ、第四編に於て各特別税を討究すること便宜なるべし。

收入に關する問題を討究し盡くせる後、第五編に至り收入支出の平均、他語を以て言へば國庫準備金と公債とに就き攻究する所あらんとす。

第六編に於て主題となるべきは財政制度の殘部即ち其の機關、其の管理法及び其の監督法なりとす。

而して地方財政の重なる狀況は適當の場所に於て考察すべし。即ち地方支出は第一編に於て之れを論じ、地方税は第三編並びに第四編に於て之れを論じ、而して地方債は第五編に於て之れを論ぜん。

## 第二部

(第一節) 財政論の發達を研究するの必要。(第二節) 財政論の上古に於て存在せざりし理由。(第三節) 中古に於て存在せざりし理由。(第四節) 財政論の發生。ホダン氏。(第五節) 官房學者(Constatists)。マウバン氏、モンテスキエウ氏、ロエーム氏。(第六節) 重農學者。其勢力。(第七節) アダムス、ミス氏の「富國論」。其地位及び其効驗。(第八節) 氏の學說を祖述する英國學者。近代の佛國學者。(第九節) アダムス、ミス氏の學說を祖述する獨逸學者。獨逸に於ける近來の財政論。(第十節) 伊太利學者。(第十一節) 近代の英米財政書。

## 第一節

今夫れ近代の財政論が漸次發達を來たして終に今日あるに至れる

沿革を多少學生の腦裏に注入する所あらば財政學の他の社會學に對する關係に就き、將た又今日より見れば殆んど毫も據る所なきが如き舊制度の眞意に關し、彼等をして一層明確なる思想を形成せしむるを得べし。蓋し譯論の漸次消滅に歸し去り將た又不完全なる理論の漸次發達して終に眞理の一大部分を含蓄するに至れるの跡を充分明瞭に理解せんと欲せば、須らく先づ諸種の財政問題に關する學說の沿革に溯源する所あるを要す。然らずんば到底之れを理解すること能はざるなり。

然り而して社會學並に政治學に關し、此歴史的の攻究を必要とする特種の理由茲に一あり。即ち凡そ社會の發達なるものは、斯かる攻究に影響を及ぼすものにして、社會學政治學の研究者は他一切の科學の研究者と等しく、其の當時の思想と學說とに由りて支配さるゝは固より言を俟たず。解明さるべき現象、其の者も亦既に社會の情態に因りて發生を促がされ而かも此情態に因りて全く支配さるゝものとす。若し夫れ文化の既に明かに進みたる時代に於て、財政論の發生を來たさざりしが如きは以上の事由を以て獨り能く之れを解明するを得べし。

余輩本緒論に於ては財政學の外部の歴史(External History)として普ねく知らるゝものもの、即ち詳言すれば財政學の一般の狀況と財政學の各發達期に於ける重なる學者との事に就き、歴史的の穿究を試むるに止め、而して各財政論の起源と發達とを攻究する所の其の内部の歴史(Internal History)に至りては本書の正編に譲り順を追ふて充分説明する所あらんとす。

**第二節** 遠く上古に溯りて之れを觀れば、收入の必需往々緊切ならざりしにあらざり、且又た少なくとも羅馬帝國の下に於ては、財政制度の組織敢て精巧ならざりしにあらざり、雖も財政問題を學理的に論究せるの書籍とては一として之れなきが如し。財政問題を討究せるに最も近きは、只獨り亞善國の收入に關するゼノフォン(Xenophon)氏の小著あるのみ。而して近代の攻究者は、財政問題を漫然論述せし所の散逸せる論文を古代の著書中より蒐集するの業を大成せり。斯く古代に於て財政問題を不問に附し去れるの理由は、之れを説明すると敢て難きに非ず。即ち經濟學の發達を阻碍せる所の原因は、實に又た等しく、財政學の發達を抑止したるものと云ふべし。今夫れ彼の希臘羅馬の全社會組織を取りて之れを觀るに

其の基づける觀念は近代の學說を構成する所の觀念と全く正反對のものなりき。此觀念に依れば國家は個人の上に位し凡て國家の爲めには個人は進んで其身を犠牲に供すべきの責を負はしめられたりき。斯かる謬信を懷抱せる人々に對しては租税公平問題の如きは殆ど眼中に置くの必要なき一小問題に過ぎざるが如き看あらん。例へば茲に一人は其所得の百分の二十を租税として徴收せらるゝに當り他の一人は僅かに百分の十を徴收せらるゝに過ぎざるが如き場合あるも、此事たるや總ての收入を以て國家の必需に應ずべき納付物なりと思惟する所の人々に對しては何等の注意をも喚起せざるべし。公共の支出と公共の信用とに關して此等の古代の社會に行なはれたる見解は又た國家を以て万能力を有するものとなす以上の思想に支配せられたり。願ふに上古の社會組織は皆悉く此の謬信をして益堅からしむるの傾きあらざるはなく例へば希臘に於ても羅馬に於ても彼の戦争及び戦争の産物たる奴隸制度を以て密に認容すべきものと見做せるに止まらず之れを以て大に賞揚すべきものと思惟したりき。随つて産業の自由の如きは度外に措きて顧みざりしが故に經濟上の發達は勢ひ其の歩を止め而

して其の歩を止めたるは則ち彼の公共の收入と信用とを能く増進せしむるを得べきが如き完美なる經濟制度の發生を阻碍せり。然り而して國家の財政が究極個人の手を以てせる富の生産に基くと云ひ、將た財産の安全並に負擔の公平なる分配なかりせば公私一切の所得の生出すべき源泉を永續に發達せしむること得て望み得べからずと云ふとを明瞭に理解せんとすれば經濟的動力に付き多少の智識あるを要す。茲に所謂所得の源泉とは勞力天然力資本及び發明を生産事業に有効に應用することを指すと知るべし。若し夫れ羅馬帝國の滅亡史は近代人士の總て確認する一提言即ち經濟自由の必要を遺却するの危險を證する長久の一例證に外ならずと云ふべし。

**第三節** 降りて中世時代を見るに財政論毫も振はずして而かも行政制度の實際の組織は大に羅馬帝國の末世に劣れるものあり。此時代に於ては所謂封建制度なるもの存立せるを以て國家の財政權は重なる諸侯の手に歸せり。羅馬制度の幾部分は此時代に至るも尙ほ殘存せざるにあらずと雖も次第に消滅し去りて究極國君は終に王室の私産を以て己れの生計を支へ而して其の足らざ

る所は手数料を徴収して僅かに之れを補ふに過ぎざるに至れり。勢ひ斯くの如くなりしを以て、當時文化取て盛んならざるに非ざりしにも拘はらず財政論の一として興起せざりしは當然の理數なり。唯始めて實際の財政法を復活せるは獨逸並に伊太利の市邑にして而して此等の市邑は幸に幾多の點に於て外部の支配を免かれたるものなり。王國に於ては王室財産を管理するの必要の爲め所謂封建的國家の官吏を驅りて財政手續の細務に能く注意せしめたりと雖も、財政の理論に至りては勿論精確なる財政上の智識に至りても亦毫も發育を見ず。

**第四節** 中古の公私經濟制度全く破滅を來たし、近代の制度之れに代りて興れるや、財政は一科學として茲に初めて理論上より研究せらるゝに至れり。顧ふに上代の政治書は皆悉く神學の感應を受け、十五世紀並びに十六世紀前半の政治書の如きも亦取て古代學者の思想を離るゝこと能はざりき。彼のマキャベリ(Machiavelli)及トーマス・モーア(Thomas More)等諸氏の著書の如き殊に然り。然るに佛國、西班牙及び英國の中央王政組織漸次鞏固となり、貨幣取引次第に發達を來たしたると共に一方には又新世界より貴金屬の陸續供給せらるゝに至りたるが

爲め茲に經濟上の關係に革新を誘起するに至り、從て從來よりも一層廣濶なる思想を以てするにあらざれば到底説明すること能はざる一團の社會問題學者の面前に現はれ來れり。是れ十六世紀の後半に於て社會上及政治上の攻究茲に新面目を呈するに至りたる所以なり。此攻究者中最も高名なるは佛國學者ボダン氏(Bodin) 千五百九十六年生一にして其著『共和論』(République)は一千五百七十六年佛語を以て現はれ一千五百八十六年に至り羅甸語を以て更らに一層完全のものとなりて現はれたり。該書は政治學を概論せるものなるが別に第六編第二章に於て諸種の國家收入に論及せり。而して此國家收入を分類して大項となせり。今其の重なるものを擧ぐれば第一官有財産、第二輸出税、第三直接税即ち是なり。同氏は重商主義に基づき輸出入税を賞揚せるも、粗生品と製造品との間に區別を設け、前者には高き輸出税を課し、後者には高き輸入税を課するも不可なしとせり。同氏は又獨り緊切の必要ある場合に於てのみ直接税に依頼すべく、而かも直接税は須らく負擔の能力に比例すべきを要すと思惟せり。又同氏は特に奢侈税を賞揚し、當時佛國に存せる直接税の免除主義を大に批難し、負擔を財産に比例せしむ

べき一方法を按出せり。然り而して次世紀の獨逸財政學者に與へたる同氏の感化は甚だ大なるを見る。

三〇

### 第五節

世に所謂重商主義(Mercantilism)なるもの、

財政學の發達に大なる影響を及ぼせるは十七世紀に於ける重なる状態なり。此時代に於て經濟學は政治家を指導する實際法則を蒐集するものとして發生を來たすに至れり。此點に關してアダム・スミス氏は記述して曰く「經濟學の目的とする所は二種あり、一は即ち人民に供するに豊かなる収入又は生存料を以てするに在り、一は即ち國家即ち政府に供するに公務を行ふに充分なる収入を以てするに在り」と。右後種の目的即ち財政上の目的は獨逸に於て殊に大に發達したりき。即ち同國に於ては國庫金及租税に就き論究し更にボダン氏の見解に一步を進めたる學者十七世紀に於て陸續輩出せるに止らず、十八世紀に於ては所謂官房學(Chamber Science)の研究者類々として輩出せり。而して此等の學者中最も頭角を現はせるはユスチー(Justi)・ソニヤン・フュルヌ(Sonnenfels)の兩氏とす。ユスチー氏は其著「國家學」千七百五に於ても「財政學」千七百六に於ても財政問題を討究せり。同氏は租税は須らく財

産に比例するを要すと主張し、而かも同氏は所謂レガリア(Regalia)論即ち財政上君主の特權論の創唱者として世に名聲を博せりと雖も同氏の真正の偉勳とも云ふべきは財政の諸問題に於て行なはれたる當時の議論を順序正しく排列し而して此等の財政問題を以て政治學の主題たらしめたるの一事に在り。

嗣つて佛國を顧みれば財政問題は別種の論法を以て討究されたり。抑々同國に於ける幾乎たる王政の組織と云ひ、之れに伴へる戦争と云ひ、將た彼のコルベール時代千六百八十年に至るの商業政策と云ひ、皆悉く財政問題を學理上より充分論究せしむべき状態を馴致せり。夫れ一方には國家の權力の非常に燦々たる其の繁榮の顯著なるものと之あるに反し、一方には蒼生の慘憺たる悲境に沈淪するものあるは畢竟租税の分配の不公平なるに因るにあらざんば其の負擔の過重なるに職由せずんばならず。佛國人民は實際此二弊害の爲め大に苦しめられたりしかば、當時に勢力ありし重商説の反對者等は全力を傾倒して熱心に租税制度改革論を唱道せり。例へば彼のヴァバン(Vauban)氏著書(Dime Royale)即ち所謂「十分一稅論」の如きは佛國の慘境たる悲境を明白に描寫し、更らに進みて現行租税

の大半を廢止して之れに代ふるに十分一稅總ての階級に課する百分の十の直接單稅を以てし因りて以て全然租稅を改頁すべしと論究せり。余輩今茲に同氏の意見を窺ふに彼の産業を獎勵する者として物品稅を殊に大に賞揚する所の古代の學者に比し其の說の遙かに深遠なるを觀ると共に租稅の眞正の壓力を一層明瞭に測定せるを觀る。又たブアーギルバーン(Boisguillebert)氏は其著書『Detail de la France』及『Racine de la France』に於て右と略ぼ同一の意見を主張せり。殊に直接稅を優れるとするの點に付ては全く其見解を同ふせり。兩氏は共に十八世紀に於ける直接單稅論者の祖先として認むるを得べし。後、モンテスキュー(Montesquieu)氏出で、右兩氏の意見に多少増補を加へたり。即ち同氏は其著『方法精理』(Spirit of Laws)千七百四の第十三編に於て政治上の測面より租稅を穿究し且つ現行租稅を一々評論せり。同氏は大に累進稅を賞揚せるの人なるが、蓋し同氏の之れを賞揚せる所以のものはソーレン(Sorel)氏の說示せるが如く全く亞善國人の實例に因りて感化せられたるが故にあり。然れどもモンテスキュー氏の最も力を極めたるは各國の政治組織に對する財政制度の關係を表明することに在りて、同氏の意

見は儘かに英國憲法の研究より構成せられたるなり。蓋し英國憲法は財政問題の如き臣民の利害に關する事項に向つて大陸諸國の憲法よりも一層有効なる指針を供したるものなればなり。他の點よりしては財政問題の研究は英國に於て特に著しきものあるを見ず。蓋し十七世紀の新聞雜誌は或殊別の問題を捉へ來りて論究を盡さざりしにあらざると雖も、英國に於ては租稅の負擔は敢て過重に失せざりしを以て人々を驅りて其の弊害の救濟策を講ぜしむるが如き事情毫も存せざりしなり。茲に又『政治數理學』(Political Arithmetick)の名を以て統計學の興起せるは財政事實の穿究に刺戟を與へたり。殊にダンリユウベチー(W. Petty)氏の數多の論著に於て然りとす。同氏はロック(Locke)氏と共に租稅負擔問題の攻究に従事せり。ダバナント(Davenant)氏は又公債問題の討究に従事せると共にデッカー(Decker)バンダーリント(Vanderlinck)兩氏の單稅說は思想の變遷を示すものとして又一顧の價値なきにあらず。夫の一は租稅を論じ一は公債を論ぜるヒュム(Hume)氏の『二政治論文』千七百五は財政制度の政治上に及ぼす結果に就てはモンテスキュー氏の設定せる數條を取て襲用せるの痕跡なきにあらざるも租稅と

公債との經濟上に及ぼす影響に付ては其の説く所更らに大に該博なるの痕跡なきにあらず。同氏は重農學者の租稅負擔論を全然排斥せると共に公債を以て有利なりとする俗論をも亦等しく排斥せり。右ヒュム氏の論文出て、後數年ならずしてマエリムス、ステュアート(James Stuart)氏の『經濟原論』七年七百六十現はれたり。本書は英國重農學者の教條を規則正しく羅列せる所のものなり。而して其の財政に關する議論中には有益にして而かも深遠なるもの固より之れなきにあらずと雖も、其の賞揚せる重商制度の廢滅は勢ひ本書をして何等の勢力をも振ひ得ざらしめたるは勿論、普通の名譽だも博し得ざらしめたり。

**第六節** 經濟問題に關する思想の變遷と社會の狀態とは相待つて社會哲學を論唱する最先の學派所謂經濟學者(Economistes)即ち重農學者の一團を指すの成立を促せり。彼等の意見は多くは古代學者の腦裏に既に其の萌芽を兆せる者に過ぎざるも之れを取りて明確に説示せる彼等の功勞は決して之れを掩ふべからず。殊に茲に余輩の特書せざるべからざるは彼等の唱道したる重要學說の一たる「單稅論」(Impôt unique)は則ち財政上の一學說にして諸般の財政問題は實に彼等

の注目の大部を占めたる是なり。實に近代の財政學者は彼の重農學者と設令大に其の斷案を異にするものあるも尙ほ少くも重農學者の問題の選擇は大に其の當を得たるを許さざるを得ず。即ち彼等重農學者は不完全ながらも租稅に於ける公平問題を決定し、租稅の外部の負擔を棄て、其の眞正の負擔を決定し且つ國富の發達上に及ぼす租稅の結果を決定せんと努めたるは勿論、收入の源泉と各源泉の公共の所要に應じ得べき程度とに關する彼等の分析は固より正鵠を得たるにあらずるも尙ほ後來の攻究者に示すに攻究上の模範を以てせり。此學派のオネナイ(Quesnay)氏は其著『經濟論』(Second Probleme Economique)に於て租稅を討究せると共に同氏の格言にして財政上に關するもの其數決して鮮なしとせず。氏の一高弟たる老ミラボウ(Minbaw)氏は又租稅に關し一の論著を出版せるが要するに該學派に屬する學者は皆悉く他稅を一時用ゆるは差支なきも土地の純產物に課する直接稅を優れりとするの說を採用せり。此學派の學者中更らに大に著名なるは政治家並ひに哲學者たるチュルゴー(Turgot)氏一千七百八十七年死なり。同氏は財政問題に關する無數の論著に於て其の祖述者輩が到底比肩すると



能はざる理論上の智識と實際上の遠見とを現はせり。但し同氏の議論は或點に於て其の學派の學說と一致せざる所なきに非ず。

重農學者が財政の實際に及ぼせる勢力は固より微々たるを免かれずと雖も、ドボ  
ン、ド、カトリーヌ (De Pont de Nemours) 氏の指揮の下に屬せる「有權者會議」(千七百八十  
七年に至る) が重農學派の土地純産物稅說を多少實現せんと勉めたるは争ふべから  
ざる事實なるが如し。然り而して學理の進歩に及ぼせる彼等の勢力に至りては  
實に偉大にして近代に於ける多くの財政說は皆其の源を彼等の教條に發せざる  
はなく、而かも彼等の重なる概念は彼の有名なる『富國論』(Wealth of Nations) に大  
に影響を與へたるなり。

**第七節** 經濟と財政とを論ぜるアダム・スミス (Adam Smith) 氏の著『富國論』の名  
譽燦爛たるを其効驗の永久に亘りて長く滅せざるとは同氏の先覺者の供せる勤  
勞を勤ひ没却せるの嫌なきにあらざるとするも財政學上より之れを觀るも經濟學  
上より之れを論ずるも『富國論』が從來の總ての論著に比し遙かに優れるは殆んど  
争ふべからざる事實なり。同書第五編は國君の費用と收入とを考究せるものな

るが該編は所說該博にして好證に富み而かも財政問題の實際上の状態を完全に  
理解せるの跡歴然たるものと共に學者の往々批難を加ふる彼の排列の不規  
律なるに至りても同書の前數編に比すれば本編に於て其の痕跡を止むること  
甚た少なきか如し。凡庸の租述者輩か濫りにアダム・スミスを激賞せるの反動と  
して其の反對者は同氏の所說を以て多くは從來の學者の既に主唱せる所のもの  
に係るとなし、更らに進みて重農學者の如きは狹隘なる前提を一層確實に補促し、  
此前提よりして其斷案を抽出し得たると共に又た彼の獨逸諸聯邦の博識なる官  
吏の如きは財政策を一層完全に理解し得たりと論ずるに至れりと雖も、此等の言  
説たるや孰れも財政學者の奏斗たるアダム・スミス氏の地位を褒貶するに足らず。  
氏は前世紀の財政學者を概括統一し學理的研究の將來の方針を定め以て密に財  
政學の發達の中心に立つに止まらず、經濟理論と財政學の密接なる關係を認めて  
以て財政學に對し重要な一要素を加へたり。氏は又租稅負擔問題の如きもの  
を明瞭に解釋せんとすれば勢ひ富の分配に關する經濟論に據るにあらざれば能  
はざる所以を明示して以て財政學の進歩に力を及ぼせるは勿論、同氏は又新なる

經濟學說を應用して以て最も困難なる或財政問題を(決)解せり。又同氏は彼の重商主義に攻撃を加へ歐洲學者の有力なる經濟學說たりし該主義の勢力を全く剝奪し去り之れに代ふるに異種の見解より成る一層正確なる一團の原理を以てせり。此原理の表明する所に據れば國家なるものは國民の收入に對する權利者の一人に外ならず而かも此國民の收入なるものは一個人の氣力と智慮とより胚胎し來る產物にして決して政治家の智能より胚胎し來るものにあらずと云ふに在るが如し。學說の此變更は忽ち以て財政の領域に制限を加へ且つ之れを明確ならしめたり。即ち彼のコルベール氏が國民の福利を増進するに必要なりと思惟せる所の間斷なき監督と獎勵とは必ずしも財政の目的とする所にあらずして其の目的は社會の自然の状態を維持し而かも之れを維持するが爲めにのみ國家收入を適用することに限られたり。是に至りてか財政問題は彼の産業、工藝及び道徳も亦國君の間斷なき注意勸奨を要する題目たりし時に比し更に一層大なる注目を受くることゝなれり。多數の獨逸學者が論ぜるが如く(彼等の此場合に對する見解は固より不完全なるを免かれざるも)スミス氏の以上の學說は凡そ各種の

反動に普通なる所の誇張の弊に陥られるの嫌なきにあらずとするも、今若し余輩にしてアダム・スミス氏の教化を受けたる學者の著書を探りて以て之れを同氏の論著未だ現はれざる前に行なはれたる著書と對照するあらんか、余輩は敢て左の如く斷言するを得べし。曰く、過激なる獨斷說の爲めに失なふ所は世人を誘惑する所の理論を打破して之に代ふるに一層廣潤にして且つ一層哲學的原理を以てせるの利益に由りて充分償補せらるべしと。之れを要するに『富國論』の各部の價値は其の包有する理論全株の價値と相結んで離れざるを以て同書に地位に對し完全なる判定を下さんと欲せば其の現實の財政論を深く研究せる後にあらざんば決して能はざるなり。

**第八節** アダム・スミス氏の『富國論』は重なる歐洲各國の語に直ちに翻譯せられ而して財政論の發達上に強大なる勢力を行ひたりと雖も其の勢力の性質に至りては各國の状態に應じて大に異なる所あり。今夫れ英國に就て之れを觀れば本書の實際財政上に及ぼせる勢力は最初甚だ強大なりしも後佛國革命の破裂に因り將た彼のチャロピン黨の横暴が遂に統治者の心中に据付たる不當の守舊

主義に因りて大に其勢力を殺がれたり。而して國富に及ぼす租税の作用に於ける同氏の分析は財政學上に重なる刺激を興へたり。『富國論』中の此部分即ち租税論は『經濟及び租税の原理』(Principles of Political Economy and Taxation)を題するリカード(Ricardo)氏の著書に於て一層發達を來たせり。蓋し同書に於ては嚴正にして而かも抽象的なる一種特別の方法を以て修正的の分配論を租税問題に應用せり。斯く租税問題を他の財政問題と區別せんとするの傾向は勢ひ終に租税問題を採りて獨り財政上の論題となさしむるに至れり。是れ豈財政學の進歩に向つて極めて不幸なる事態にわらずして何ぞ。乃ち經濟學者等は租税の影響に關して一般の議論否な寧ろ茫漠たる議論を提起して互に相争ひたると共に現行租税制度に存する事實は一時の快を食ばる無数の小冊子に於て或は論難攻撃せられ或は賞揚辯護せられたり。パーネル(Parnell)氏著『財政改良論』(Financial Reform)一千八百三十の如き、サイヤ(Sayer)氏著『所得稅論』(Income Tax)一千八百三の如き大に觀るに足るべき名著の如きたも尙ほ且つ一方に踴躍するの嫌を免かれず。各種の財政問題を網羅せるに最も近きは『租税及準備金制度』(Taxation and the Fund-

ding System)を題するマクローック(Maculloch)氏の著書一千八百六十五年刊行即ち是れなるも近代讀者の眼より之れを觀れば本書の缺點は當時疑ひもなく其の保有したる効驗よりも一層大なるが如し。

佛國の經濟學者並に財政學者に至りてはアダム・スミス氏の消極的訓言の感化を受けしと一層深く、而して此の傾向はサヤ(Say)氏の著『經濟論』(Traité d'Economie Politique)一千八百一十一年刊行及『 Cours complet』十八年刊行に由りて大に助長せられたり。蓋しサヤ氏は國家の事務を輕視し甚しきは其の必要の職務をも輕視せんとする意向を有せし人なり。然りと雖も佛國の財政制度の極めて複雑なるや行政上の觀點よりして財政制度の研究を促したると共に、殊別なる財政問題に關しては佛國經濟學者は英國經濟學者よりも一層大なる注目を及ぼせり。即ち佛國に於ては「租税」並ひに「公共收入」に對する論著極めて多く而かも此等無數の論著は經濟上の便法よりは寧ろ自由の權利と正義との原理に重きを置かんとする一般の意向を以て顯著なりとす。且つ又多くの佛國學者は彼の累進稅の如き若くは所得稅の如き社會主義の臭味を有する各財政方策に對して痛く反對の情を表はせ

り。而して既に記載せるカナー氏の論著の如き二三の例外を除けば彼等佛國學者は續釋堆理法を毫も嗜好せざると共に之れを應用するの必要ある彼の租稅負擔問題の如きもの討究に對しても亦毫末の嗜好心を表はさず。之れに反して彼等は彼のノイトリイ(Vuitry)クラマゼラン(Clamageran)メシット(Stourm)ドバリウ(De Parieu)ユシヤ(Vignes)チャードリフ(Audriffet)其他諸氏の論著の如き歴史的並に統計的の財政書に甚た富み而かも彼のレナンセー(Leon Say)氏の監督の下に發行されたる大著(不完備なるも)『財政字典』(Dictionnaire des Finances)は佛國財政制度に關する材料を普く網羅せるものなりと云ふべし。且つ又教科用書としては彼のガルニエー(Garnier)氏の簡便なる論著『財政論』(Traité des Finances)三年四版刊行の如き將たルロアポリエー(Leroy Beaulieu)氏の一層雄々たる論著『財政學』(Science des Finances)二年五版刊行の如き高尙なる論著あり。就中ポリエー氏の『財政學』の如きは所説該博なると躰裁完備なるを以て其の名高し。之れを要するに今日に至るまでは國家の行爲を厭忌することは佛國財政書の特點にして佛國財政書が獨逸に行はるゝ學說に對して有益なる調劑を供するは偏に之れが爲めなり。

### 第九節

『富國論』の議論が獨逸國の如き官房學の舊說大に猛威を逞ふせる邦國に一朝輸入せられたるや從來の論究法の抛擲よりは寧ろ之れが改造を促がせり。是に於てか財政學者が舊來の習慣に従ひて附與し來りたる幾分の資料は今や新觀點よりして表示せらるゝに至れり。即ち財政問題は或は殊別の論著に於て穿究せられ或は一般經濟書に於て『財政學』(Finanzwissenschaft)なる名稱を以て一地を附與せらるゝに至れり。本世紀前半に於ける小著述は普らく之れを看過し去りて余輩は先づ經濟學に關するカー、ハイラウ(K. H. Rau)氏の著書に眼光を轉せんぞす。本書は一千八百三十二年に於て現はれたるもの十四年三版にして其の第三部は専ら財政のことに關す。本書の効驗は所説該博なると秩序整然たるに在りて而かも此二者は本書をして當時に是認されたる財政學の概要を學び得たる學者の參考に適せしむ。獨逸に於て經濟學並に財政の研究を獎勵せる同氏の勢力は縱令其の祖述者輩の往々遺却せる所となりしにも拘はらず實際偉大なるものありき。氏の學說を討究するは事財政學の本論に於てなすべしと雖も余輩は今茲に同氏が「手數料」(Gebühren)と「租稅」(Steuern)とを區別せること並に財政上

に及ぼす行政の勢力を認めたるを一言し置くを得べし。『公債論』第二版一千九百二十年刊と題するネベニス(Nebenius)氏の論著は財政問題中議論最も紛々たる公債問題を充分に論述せるものとしてラウ氏の大著に次で一頭地を現はすものなり。之れより稍近代に属する名著はホッフマン(Hoffmann)氏の『租税論』一千八百四十年刊にして本書は其の秩序整然たらざるの故を以てロッシェル、ワグネル兩氏は痛く之れに攻撃を加へたりと雖も財政學の進歩に裨補したる偉勳に至りては決して之れを掩ふべからず。蓋し本書は普國の一時の財政策を學理上より辯護せんことを目的とせるものゝ如し。他の獨逸財政學者にして特別問題に關しては大に注目を惹くに足るもの其數敢て少なからずと雖も彼のラウ氏に由りて始めて井然たる形跡を附與せられたるアダム、スミス氏の遺訓を多少遵奉せる舊財政學派に至りては茲に注目するの價値あるもの以上記載せる諸氏の外只フン、ホック(Von Hoek)一人を出だせるのみ。同氏著述に係る財政書は數種ありて、一は佛國の財政制度に付て穿究を試み一千八百五十七年刊行一は北米合衆國の財政制度に付て穿究を試み一千八百五十七年又一は公共收入と公債とに付て論究せり。右三者は租税と公債に關する

重なる問題を網羅して一々之れに略論を及ぼせるが就中行政上の論點に於ける討究は老練なる官吏の聞へある同氏の腦裏より出でたることとして、世人の豫期したる如く最も正鵠を得たるものなりとす。

アダム、スミス氏及び其の祖述者の感想は設令獨逸國に於ける特別の状態に依りて多少修補せられたるも、同國に於ける財政學が此等の感想に基ひて大に發達を來たせるとは以上述べたるか如く明なりとす。然るに本世紀の中頃に至りて新勢力が更らに社會學上に其の作用を逞ふし社會學の研究法と理論とに至大の影響を及ぼすに至れり。而して財政學の研究に殊に影響を及ぼせる勢力中より其の重なるものを茲に摘示すれば其の數左の三種に岐かる。一に曰く歴史學派の興起、二に曰く新意義に於ける「行政」の一部として財政を論ぜんとするの傾向、三に曰く財政問題に於て純然たる財政上の目的を棄て、政治社會上の目的を取らんとするの傾向即ち是れなり。歴史的經濟學者は財政論の本質に對して寄與したること敢て多からざりしと雖も社會生活の各階段間に存する區別に重きを置ける彼等の立論と一般共通の定説を設定するの難きを連觀せる彼等の言説とは

特殊の勢力を以て各國現存の租税制度に明らかに通て嵌まるべきものなりしなり。即ち社會の現状を充分會得せんと欲せば勢ひ過去の光明を藉らざれば能はずと云へる彼等の確信は茲に財政制度の沿革を研究するを必要ならしめたると共に獨逸の善美なる財政書にして此方針に出でしもの其の數決して少なしとせず。此學派に屬する者就中シエフレ(Schäffle)シモール(Schmoller)兩氏の如きは一層極端に趨り彼の『純所得は租税を負擔し得べき唯一の財本なり』と云へるが如き既に普ねく承認されたる主要の學說に大に攻撃を加へ而して其の地位を支へんが爲め財政に於ける原理原則を一層精密に攻究せり。財政を以て行政の一部と認むるの一學說を立てたるはスタイン(Stein)其の人なり。同氏の著『財政學』第五版一千八百八十五年乃至六年刊行は版を重ねるに従ひて訂正増補せられたるが本書中には謬論奇説を多く網羅せざるも財政制度を充分論究し盡くせるの功は之れを没すべからず。氏は國家と其の行政機關とを以て財政の基礎となし而して歐洲各國の財政の沿革と統計とに至大の注目を及ぼせり。財政制度を以て富の再分配に於ける一動力なりと認むるの學說は前記スタインの學說よりも一層重要なる勢力を

財政の實際に及ぼせり。ワグナル(Wagner)氏の爲めに最も有力に支持せられたる此學說は他の經濟學者並に財政學者の充分承認する所となりざりしと雖も其の推理上の基礎として財政に對する此政治的社會的の見解を必要とする所の提言は財政書中に散見せるを見るべし。

以上の諸勢力の結果は獨逸の財政書に與ふるに特種の韻調を以てするに至れり。如何となれば新思想の未だ承認せられざる學者に就て之れを觀るも尙ほ且つ此等の諸勢力が著者の心中に映射せるの跡歴然たるものあればなり。財政問題に對する意向の變遷は左の確信の發生を促がせり。今茲に之れを畧説すれば即ち左の如し。財政問題は國家の利害に關する問題にして獨り個人間に於ける負擔の分配のみに關するものにあらず。蓋し個人は國家に對し義務を負ふも之れを盡くすことは彼等の權利ならざるを得ずと云へること其の一なり。財政制度なるものは國民の特性と大に連繫するものにして各國は各々自國に適該する制度を保有し若くは所要するものなるを以て單一なる理想的租税制度を立てんとするが如きは妄も亦極まると云へること其の二なり。對照と云ふことは

財政の歴史にも亦等しく適て嵌まるものにして、例へば羅馬古代の制度の如きは其の制度の存立せる時代の状勢に對照して而して後之れが効驗如何を判定せざるべからざること、是れ其の三なりとす。

余輩は上記載せる理論と學說とを茲に評論せんと企圖するを止め、獨逸に於ける財政學の研究より胚胎せる所の著名の論著に對して單に注目するに止めんとす。一般の教科用書及び小著述に關して之れを云ふも將た又最も複雑なる問題に對する論著より之れを云ふも獨逸は其の王位を占む。前者に付て之れを云はんか、獨逸には前記せるスタイン氏の著書に加ふるにワグナル氏の大著あり。コーン(Cohn)、ハッシュン(Roscher)、サトメンペン(Dunfenbach)諸氏の名著あり。ワグナル氏の著書は尙ほ未だ完結せざるが各財政問題を取りて冗長に失する程一々詳細の説明をなせり。コーン氏の著書は前者よりは一層簡單明瞭にして財政制度を簡單に而かも精確に論究せりと云ふよりは寧ろ之れを敘述せりと云ふを可とす。ロッシェル氏の著書は興味尠なるの嫌なきにあらざるも諸説を廣く蒐集せると有益なる歴史上の事實を細大兼らず網羅せるの功勞に至りては決して之れを沒了

すべからず。ウムベンバハ氏の著書は一層簡略にして而かも保守を旨とし古代學者の長所を大に發揮せり。最も明瞭に原理を略説せる所ものはシムプラー、ノイマン(Neumann)、ザックス(Sax)、ノッケ(Voelke)諸氏の更らに一層簡短なる論著即ち是れなり。特別問題を論究せる著書中にはシモンベルグ(Solönberg)氏の『經濟全書』第三部に於ける諸論文の類集あり。累進税問題を論ぜるノイマン(Neumann)氏の小著、租税負擔問題を論究せるファルク(Falk)氏及カイツル(Kainz)氏の小著、租税公平問題と論述せるマイエム(Mayer)氏の小著、最少生存費免稅問題を論究せるシュミット(Schmidt)氏の小著等殆んど數ふるに遑わらず。之れに加ふるにコンラート(Conrad)、シモーレル及びシヤンツ(Schanz)諸氏の雜誌の攻究に従事するものなり。に掲載さるゝ無数の論説を以てするあらんか、獨逸財政學者の勢力の大なる思ひ半ばに過ぐるものあらん。

**第十節** 公共の收入と支出に關する問題は比較上古代に於て早く既に伊國に於て學者の注目を引着せり。ブロッキア(Brogia)氏の著書十三年刊行は、ユサー氏口を極めて之れを賞揚せるものなるが、其の他十八世紀の後半に於ける諸經濟





が同國に於て經濟學の迅激に發達せるは延ひて以て財政學の發達を促がせり。是に於てか同國に於ては今や公債問題を論究せる教授アダムス (Professor Adams) の有益なる著書あり。『亞米利加聯邦並に市邑の租稅制度』と題するイリー博士 (Dr. Ely) の著書あり。説く所該博にして有益なるセリクマン博士 (Dr. Seligman) の論著あり。其の他亞米利加聯邦政府若くは中央政府の財政に於ける沿革若くは理論の特別論題を採りて論究せる小著甚だ多し。且つ又米國は英國と同じく財政問題に關する官術の報告と書類に富むも歐洲の學生は此等の材料を蒐集するの機會に甚だ乏し。要するに英國に付て之れを見るも又米國に付て之れを考ふるも財政學に關する大著の日ならずして陸續現出し來るべきは炳焉として明かりと云ふべし。

第一編 公共支出

第一章 國家經濟概論

*Refer from this chapter (p. 6)*

(第一節) 支出は公共經濟たるを私人經濟たるを問はず、各種の經濟に必要映くべからざるものなり。(第二節) 公共經濟の特質。(第三節) 公共の欲望に關するセイ、エス、ミル氏并ひにロウ、シェルの類別法。(第四節) 國家の職務に關する理論。專制主義。自由放任主義。アダム、スミス氏の提説。セイ、エス、ミル氏の提説。近代の學説。(第五節) 社會發達の各程度に於ける國家の職務の發達を論ず。(第六節) 或欲望の永久不變なること。(第七節) 物品と勞役の二者は共に濫用せらるること。

第一節

公共支出の性質及次數に關する問題は財政學に於て最も主要なる部門の一なりとす。此問題たるや他の財政問題に對し重大の影響を及ぼすものなれば之れを以て財政制度の終局目的と認むるも敢て不可なかるべし。然り而して公共の目的の爲め、或社會の投資する支出を精確に算定せんと欲せば須らく先づ之れが使用の事に任ずる機關即ち國家の經濟の概況に就て考察せざるべからず。世人の多數は國家經濟の何たるを既に熟知し而して社會學者間に存な

はるゝ左の意見をも亦普ねく是認するに躊躇せざるが如し。其の意見とは即ち社會は一個人と同じく獨立の生活をなす一有機體にして自ら諸般の職務を行なひ而して其の職務の一團は既に統治機關即ち國家に之れを委囑し來れりと云ふと是れなり。今夫れ社會と個人との類似の點は特に茲に詳説せざるも、凡そ國家の組織と個人の行動とは頗る相類し、就中經濟上の行爲に關して二者の相酷似せるや著明なる事實なりとす。即ち個人と云ひ國家と云ひ皆共に收入と支出を有し、共に最小の勤勞を以て、最大の結果を得んと努め若くは努むべく、而して富を累積すると將た負債を重ねるとは國家と個人とを問はず何れも支出と收入との關係如何に屬す。従つて何れも收支上の誤算を避くる爲め必ずや周密なる會計法を要せざるべからず。而して今茲に或特別の目的を遂行せんが爲め組織せらるる結社即ち法人 (Juristikal Person) 又は會社と稱するものゝ行爲と之れを對照する時は其類似の更らに一層密接なるを見る。而して此結社なる語中には小は普通の私人組合并に地方商事會社より大は陽に主權者たる名稱を冠せざるも或點より云へば陰に主權者たるの實力を掌握せし夫れ英國印度會社の如き大結社をも含

蓄す。總て此等の結社に於ける重なる會計事項は國家の財政事項と殆んど其の趣きを同ふするを常とす。既に斯の如き一般の類似の點存在すと雖も尙ほ吾人は公共經濟が或主要の點に於て個人若くは會社の經濟と區別ありと云へる事實を認めざるべからず。夫れ然り此等の特別異種の狀況存するが故に財政學に於て茲に國家經濟の討究をなすの必要ありとす。

**第二節 公共經濟即ち國家經濟に於ける第一特點は其の性質の強制的なるに在り。**今夫れ個人と云ひ私立會社と云ひ皆共に他の抑制に従ふものにして自己の意思を擅まゝにすると能はずと雖も國家は然らず。法律の拘束に關して之を觀れば國家は全く獨立の地位を有するものなり。左れば如何なる目的にても國家其任に當るべき目的を遂行せんが爲めには國家は其臣民の各種の勞役と財産とを徵收するの權利を有するものとす。斯の如き嚴格の語を以て説示し來たらば或は異論の紛出する恐れなきを保せずと雖も、法律上并に行政上の觀點より嚴密に之れを論ずれば以上の提言は實にオースチン氏以來の普通の定説なりと云ふべし。要するに國家の行爲を抑制するの力を有するものは決して法律規則

にあらざして自然に抵抗するの困難と臣民の感情とに在り。詳言すれば國家の支出と其の期する目的とは國民産業の生産力と租稅徵收の難易とに因りて獨り拘束せらるゝものとす。是に於てか強制的の性質は國家の行爲を個人若くは私立會社の行爲より截然分割すべき一劃線なりと云ふべきなり。

差異の第二點は國家の到達せんと期する目的に就て之を見る。抑も國家の目的なるものはロッシェル氏の説示せるが如く重もに無形の種類に屬するものとす。外寇又は内亂に對する防禦と云ひ、文明進歩の獎勵と云ひ、此等の目的は明確に測定し且つ精密に評價すること殆んど爲し能はざるものなり。よし假令に之れを評價し得るとするも之れに對して各個人の上納すべき金額に比例して果して幾何の保護獎勵を加ふべきや、到底之れを精密に算定すること能はざるべし。國家は固より臣民全體の上納すべき總額を定め且各人の負擔すべき分額をも定めざるべからず。然るに支出に關しては精確なる尺度之れなきが故に國庫金を諸般の欲望に支給すべき程度を判定するは頗る難事に屬す。而して此程度の漠として之れを判定するに難きは余輩の注目を或一國憲法に於ける或單一の欲望例へば英國

の現時必需すべき内外の仇敵に對する防備の程度の如きに限るときは一層明瞭なるべし。余輩は今如何にして此目的に應ずべき支出額を決定すべきか。

博士シマウイツ氏謂へるあり。曰く斯る場合に於て果して何程を以て適當の支出額とするやは明確に之れを決定すること能はず。現に英國多數の人民は國の内々に於ける仇敵に對し身軀財産の保護を既に充分享受し居ると確信するが如しと雖も更らに老練の裁判官と警察官とを増加し若くは更らに精銳の陸海兵士を増加するも身軀財産の安全之れより最早増進せずと主張すること難かるべし云々。

夫れ然り本問に對して完全の見解を下だすは固より望むべからざるの難事にし、只實際の事情に反せざるが如き稍、完全に近き見解を下だし得るに止まる。而して其の見解は夫のサー、アール、ホール氏の如く左の說を唱ふる實際政治家の意中に之れを求るを得べし。其の說に曰く『若し諸君にして、經費を削減せんと欲せば諸君は勢ひ平時に於て多少の危難を蒙むらざるを得ず』と。

更らに本問を社會に於ける幾多の政治機關の各種の欲望に及ぼして其の關係を

一々論究せんと欲せば之れを決定するの困難益大ならざるを得ず。蓋し國家經費の各種目を一々整理し且其の經費額の國民の收入總高に對する比例を巧みに調整するが如きは最も老練なる行政官の手腕を待たざれば其の奏効望み得べからざるなり。

公共經濟の第三特點は公共支出の方向に關するものにして、即ち一般の幸福に對して、特別の利益茲に存在することを是れなり。此事たる私立會社に於ても亦固より多少之れなきにあらざると雖も、極めて微々たるものとす。

個人は各己れの幸福を増進するに營々たるは言を待たず。而して多くの私立會社に於ても其の株主が己れの資本を投ぜる會社の繁榮を望むや固より明かなりと雖も、茲に利益を事とせる小株主にして一般株主の配當金に減却を來たすが如き會社の或行爲に因りて獨り間接の利益を網し得るとせば、該小株主は會社の此方針に投票を興へて之れに賛成を表すが如き場合は必ずしも之れなきにあらざ。然れども斯の如き場合は極めて稀れにして而かも以上記載せるが如き小株主の有する勢力は之れを不問に附し去るも遺棄なき禮微々たるものとす。然る

に國家機關に至りては之れと全く其の趣きを異にし、其の行爲には不正の利益の大に纏綿するものあり。即ち國家機關に於ては經費を節減するよりは寧ろ之れを増加せんことを目的とする人々多數に之れあるを見る、殊に有給官吏を以て然りとす。彼等は經費の増加には直ちに賛成を表するも之れが節約には正反對を表するを常とす。陸海軍人に至りては完全なる防備制度を確保せんが爲め自國の陸海軍力を大に増加するを肝要とすることを論張するに極めて熱心なるも、之れに投する經費が不幸にして此目的を達することなくして空しく水泡に屬するは古今の歴史に徴して明かなり。

他國に於てはいざ知らず英國に於ては此等の傾向より生ぜる弊害に反激して起れる正反對の一學派あり。此學派は反動の結果として眞に必要な經費にも反對を表するの極端に趨れり。是に於てか國家經濟の固有の困難は利益と感情との軋轢に因りて更らに劇甚を來たせり。而して此の利益と感情との軋轢は設ひ國家經濟に特有のものにあらずとするも、最も大に其の勢力を國家經濟に逞ぶるものなるや蓋し疑ひを容れざるなり。

私人經濟と國家經濟の間に存する差異の第四點は事業の範圍の決定に關して之れあるを見る。即ち個人は勢ひ最大有利なる事業を採擇するは勿論、又其の便宜なりと思惟する場合に於ては各種の事業を合せて採擇するものなり。而して他人の利益の如きは第二位に置くを常とし、其の行爲と云ひ、其の行なふ事業の範圍と云ひ、程度と云ふが如きは皆悉く得らるべき純利の多少に依りて全く決定せらるゝものとす。其の投資額も亦之れに依りて決定せらるべし。要するに個人は法律と徳義との習慣上の制限内に於て成るべく、丈け最大の利益を博取せんと勉めざるはなし。翻つて國家行爲の範圍に眼を轉ずる時は之れと異なる理由に基ひて決定せられざるべからず。今夫れ社會行爲の格段なる一部若くは格段の業務は經濟上の損失を招かずして國家の手にて能く之を管理するを得ざるにあらざると雖も、此事實は未だ以て之れが管理を國家の手に一任せざるべからざることと證するに足らず。夫の國家は須らく民衆に干渉せざるを要すと云ふは概して正確なる實行法則なるを以て、如何に理論上より之れに修正を加ふるの要ありとするも右の言説にして少くとも多少の眞理を包含するに於ては勢ひ公權の作用

を制限する者なるや明かなり。要するに個人并に會社の經濟即ち所謂「私人經濟」(Privatwirtschaften)は國家の強制的大經濟(Zwangswirtschaft)と相并びて且つ其の保護の下に存立して絶へず其の作用を逞ふすることは決して忽諾に附し去るべからざる點なりと云ふべし。

私人經濟と國家經濟との間に於ける差異の第五點は其の行動の目的上に存す。即ち私人經濟の求むる所は其の働きよりして利益を得んことに在り。財政上の語を以て之れを云へば即ち、剩餘を目的とす。されば個人若くは會社にして一年の終期に於て收支相償ふに止まるものは未だ以て好況を呈せるものと云ふべからず。即ち別に剩餘ありて以て私人經濟の場合に於ては最少必要費以外の費用に應し會社經濟の場合に於ては配當金に應せざるべからず。而して此の剩餘にして大なれば大なる程其の結果の益、偉大なるを證す。之れに反して國家經濟の目的とする所は収入と支出の平均を計るに在り。過大の剩餘を有する國家は過大の不足を告ぐる國家と同じく財政の整理其當を失せるものと云はざるべからず。蓋し財政上の實際法則は豫算不足の機會を杜絶せんが爲め収入をして少し

く支出の上に出でしむるを期するに在り。而して各私人經濟より收入を徴して以て其の資金を得ざるべからざる國家の地位は勢ひ以上の方針を探らざるべからざる所以なり。

普通一般に認められたる差異の第六點は實質上よりは寧ろ形骸上に關するものにして國家財政を整理するに當り採用する、方法より生ずるものなり。然れども實際上より之れを云へば國家經濟も私人經濟も此點に於ては根本上敢て差異あるを見ず。即ち私人は收入に由りて支出を整理せざるべからざるも、國家は支出に由りて收入を整理せざるべからずとは論者の常に云ふ所にして是れ則ち形骸上に於ける普通の區別法なりとす。私人は曰く「予は若干の金額を使費するを得」と大藏大臣は曰く「予は若干の金額を徴收せざるべからず」と。更らに深く本問を考察すれば余輩は左の如き事實を見る。曰く若干額の支出は個人を保持するに必要なるを以て各人は少なくとも餓死に瀕せざらんが爲め、その金額を得ざるべからざること即ち是れなり。而して此最少支出額以上は如何の階級の人々に於ても生存上の必要支出にあらざりて収入の増進を計るに須

要の支出たるなり。之れに反して國家の支出は確然一定のものにあらずして之れを決定せんとすれば國家が其の支出を止めたるが爲め國民の財源に及ぼす所の壓力其他諸種の事情を考慮せざるべからず。されば余輩は茲に夫の合衆國に於て實際支出し居る經費も印度の財政に於ては全く之れを避け得ざるにあらずることを確認するに敢て難からざるなり。

**第三節** 余輩の以上列舉せる數種の特質は公共經濟の特殊の状態を明瞭に表示するものなりと雖も、尙ほ一事の以て余輩の終始心に銘じて忘るべからざるものあり。何ぞや、曰く公共の目的を以てする富の消費は一般の富の消費の一部に外ならざること即ち是なり。蓋し人類の欲望の研究は經濟學の消費論の基礎たらざるを得ざるが如く、國家の欲望の數量と順序との討究は則ち財政論の一要部たらざるを得ざるなり。

國家の欲望に對する類別法にして英國の讀者の最も熟知せるものはゼー、エス、（Zee, Ess, ...）氏の類別法にして、則ち政府の職務を分つて必要（Necessary）の職務と任意（Optional）の職務との二種となせるものは是れなり。然りと雖も政府の職務にして純然たる

任意的のもの未だ曾て之れあるを得ずと云へる同氏の退認論と自由放任主義の範圍に關する穿究に於て同氏の説示せる理論とは以上の類別法の價值を自ら大に減殺せるが如し。ロッシェル氏の考案に係る公共支出の類別法は即ち第一、必要的支出第二、有用的支出第三、裝飾的支出の三種となすものにして、此類別法は個人の消費に關し、必需品、適宜品、贅澤品の三種となす所の類別法と相對應するものなり。今夫れ右第一項の支出は必要缺くべからざる種類に屬し、第二項の支出は通常適宜上のものに屬し、而して第三項は常に無用のものなりとの言は多辯を要せずして明なり。然れども斯くの如き類別法は本問に存する實際の困難を説明するに何等の効力をも有するものにあらざ。今茲に一種の費目を採りて之れを必要的經費の部に入るゝを可とするか將た之れを裝飾的經費の部に算ふるを可とするやに就ては之を判定すること困難にして、各項の中に組入るべき條目を判別することは極めて困難なる業務たるを免かれず。此困難に應せんが爲には勢ひ先づ國家の正當の職務に就て攻究する必要あるは勿論、殊に財政困難の時に際し國家の盡くさいるべからざる職務の程度に就て狭く攻究する所あるを要す。而し

て之が攻究には二法あり。一般の推想法と特種の實驗法の中其の一を採りて討究の指針となし先づ國家の概念より討究の歩武を進め而して後國家の行爲正當なる範圍と其の範圍内に於ける正當の支出額とを決定する順序に出づるもの是れ其の第一法なり。國家事務の發達に溯源し過去の趨勢を推して其の現況と將來の傾向とを測定するの方針に出づるもの是れ其の第二法なり。然りと雖も此二法を併用して一を以て他を補ふの方便に出づること或は却つて便宜ならざるにあらざ。沿革推想法即ち歸納法の以て演繹的斷案の不備を補ふに與りて力あるや本問に就ても他の問題討究の場合と敢て異ならざるべし。

**第四節** 案ずるに原始的の政治理論之れを理論と呼び得るならばは國家不能主義を認めて以て主要の一原則と爲せり。斯くの如き理論に於ては立法者を以て自ら善美なりと信ずる方法に由り自由に社會を經營するの權力を有するものと認めたるが故に個人の權利の如きは措ひて問はざりしなり。而して封建制度確立して此理論の一朝消滅を來たすや歐洲の社會は茲に始めて個人の自由を認むるに至りしが、當時の國家組織は未だ不完全の域を脱せざりしが故に當然豫

期せられたる其果を得るに至らざりき。然るに封建制度に墮て興れる中央集權の王政は或點に於て古代の專制主義を再演して以て恣まゝに個人の行爲を羈束するの權利を主張するに至れり。十六十七世紀に於ては宗教と政治の軋轉ありしが是れ只人生の此領分内に於て互に過大の權利を争へるの結果に外ならず。商工業に至りては此時に至るも未だ自由の權利を争はざりき。官業は十七世紀に行なはれたる夫の所謂重商制度に於て全盛を極め殊にコルベールの政治に於て然りとす。此重商政策に反激して興りたるは經濟上の論據ある國家行爲の一理論にして即ち自由放任説是れなり。語を換へて云へばアダム・スミスの主張に係る單純明白なる天賦自由主義即ち是れなり。當時に於て此理論の興起せるは強大なる努力の結果なりき。即ち自由の趨勢に従ひたるものにして十六世紀の問題は實に宗教の自由に關し、又十七世紀の問題は政治の自由に關せしが如く、十八世紀に至りて茲に始めて商工業の自由の權利を主張するに至れるなり。而して此等の諸運動皆互に其一般の狀況を同ふするは顯著なる一事態なりと云はざるべからず。即ち皆等く過大の權力に反激して自然に起れるものなるを以

て勢ひ自ら其特殊の目的を過重視せるの嫌なきにあらざるも、歐羅巴の社會に對し皆悉く好良の結果を及ぼせるものとす。今茲に自由放任説と云ふ此往古の國家論に就き討究を試みんとするに當りては先づ此理論の實跡を精査するを以て最も便なりとす。蓋し此事に就ては自由放任論者を以て國家の總ての行爲に反對するものなりと信ずる論者往々之れありと雖も、彼等の著書を研究するときは容易に其の妄を覺り得べし。顧ふに彼等は專制時代に生れたるを以て有力なる産業力に對する幾多の束縛を廢除するの必要に逼られたるの餘、稍過激の言論を爲せるや固より數の免かれざる所なり。然りと雖も夫のクニチー、チメルゴード、ボンド、チムールの諸大家を網羅する一團の經濟學者に至りては國家の必要の職務を決して冷々看過せりと云ふを得ず。而して自由放任説即ち天賦自由主義の本領を知らんと欲せば之れに對するアダム・スミスの説明を取りて講究するより良きはなし。蓋し同氏は其著『富國論』中世人の熟知せる一節に於て理想的國家の職務を明瞭に説示して敢て餘蘊なければなり。今其の一節を左に掲げん。

「天賦自由主義に基づく時は國君の行ふべき職務は只三あるのみ。而して此三者



は實に重要な職務なるも普通の智識を有するものには一見明解し得るものなりとす。他の獨立社會の侵害に對し其の社會を保護するの職務是れ其の一なり。其社會の各員の悪行暴爲に對し他の各員を可及的保護するの職務、換言すれば公明なる裁判制度を確立するの職務是れ其の二なり。或公共工事并に或公共制度を確立し且つ之れを維持するの職務是れ其の三なり。但し之れを確立し之れを維持するに當りては一個人若くは少數者の利害を目的とするを得ず。如何となれば之れより生ずる所の利益は社會一般に對しては其費用を償補して往々餘りあることあるも一個人若くは少數者に對しては然らざるものあればなり」と。

此文章を一讀し去ればアダム・スミス氏の贊助せる政策は純然たる消極的の政策にあらざりしことを一見以て知ることを得ん。蓋し國家なるものは經濟外の職務を獨り有するに止まらず尙ほ又私人の利益心のみにて不十分なる場合に於ては經濟上の職務を有す。而して此種の職務は重要且廣大なるものにして、アダム・スミス氏又一層精細に之れを論究せるを見る。

今夫れ政治論の領内に於て自由放任説の高位を有することは經濟學の沿革を觀

くものゝ舉つて是認する所なり。夫のスミス氏の學説の佛英學者に及ぼせる影響に就ては余輩既に之を論究せるを以て茲に再説するの必要なし。余輩は只以後の新學説の勢力に就て考察せんと欲す。而して此目的に向つて余輩は乞ふ是れより直ちにセー、エス、ミル氏の理論より討究の歩武を進めんとす。國家の行爲に關する同氏の理論は實際上同氏の實利論の產物なり、否な寧ろ之れが應用に外ならざるを以て同氏の實際上の提説はマンザム氏の提説と密接に相類似する所あるを見る。ミル氏は即ち曾て左の如く痛論せり、曰く。

「凡そ政府の正當なる職務は限界ある各定義中に羅列さるゝ所のものよりは其範圍一層廣濶に亘るものなるを以て一般の便益と云ふ廣濶なる理由を以てするの外此等の職務に共通なる正當の理由を發見すること殆んど難し」と。

ミル氏の提説は夫れ斯くの如く極めて空漠のものたるを免かれずと雖も、同氏は一般の法則として自由放任主義を採りて以て此一般の提説を補へり、曰く。

「要するに自由放任主義は一般の實行法則たらざるを得ず。此法則に乖離するは一大必要に因りて強要せらるゝ場合にあらざれば如何なる場合に於ても多少の

弊害を免かるべからず』云々と。

ミル氏は幾多の他の事項に於けるが如く國家の行爲に關しても中間の地位を占めたり。蓋し同氏は彼の重農學者の遺訓を遵奉し自由を翼賛する自己の感情とデニイヤー氏の名著の研究に由りて更らに大に之れに勢焔を加へたり。而してデニイヤー氏の論著は氏往々之れを賞揚引用せり。然りと雖も他の諸勢力は又大に同氏に感應を及ぼせり。即ち彼の佛國社會主義者の論著とカントの社會哲學とは種々の場合に於て國家行爲の利益あることを氏の腦裏に注入せり。是れ即ち國家の眞正の政策に關する氏の理論は其の解明充分精確を得ずして多少空漠を免かれざる所以なり。

此時より以來、重農學者并にアダム、スミスの學説を漸やく批難せんとするの傾向を馴致せり。博士シシャイツク氏は其の細密完全の穿究に於て國家の正當の職務を理論上より決定するの困難と公益と私益と往々衝突するの事實とを痛論して以て自由放任主義に攻撃を加へたり。而して此の自然の傾向は獨逸經濟學者の勢力に因りて更らに大に助長されたり。即ち彼等獨逸學者はアダム、スミス氏の

實際上の學説を目して舊來の干涉的國家(Polizeistaat)主義を棄て、國家を以て私人の權利義務を決定するの職に當る一代理者(Rechtsstaat)なりと認めたる十八世紀の淺薄なる先天的正理論(Shallow a priori rationalism)より出でたるものとして之を排斥し去るに至れり。國家の範圍に關する此の嶄新にして廣濶なる感念は「開進的國家」(Chilurstaats)なる語となりて現はれ又アプルンチエリ氏の左の有力なる敘述となりて現はれたり。即ち國民の品性を發達せしむること、國民の生活を上進し且つ之れを完全ならしむることを以て國家の正當直接の目的となす所のものはなり。

茲に極端なる自由放任政策に對して提起せられたる或駁論の勢力を一方に認むるも尙他の一方に於ては「富國論」より余聲の既に引用せる學説の主要の眞理を贊すること決して爲し得ざるにあらざるが如し。今夫れ國家の諸種の行爲を禁制する所の抽象的の法則世に存するも直ちに之を以て國家の職務を制限するの眞正の理由となすべきにあらず。何となれば法則其者は實驗の結果に由りて支配するものなればなり。左れば自由制度の下に存する弊害は國家の干涉を以て

多くは之れを除却するを得べしと云へる議論に對してアダム・スミス氏は必ずや答へて曰はん、立法者の意思は勢ひ一般の原理に由りて支配せられざるを得ざると共に、彼れの行爲は(假定的の場合に於て)善より寧ろ惡を爲すの傾きありと云ふ一般の法則に由りて支配せられざるを得ざるを以て、彼れの終始念頭に置かざるべからざるは利益の平均に在りと。

以上説く所に由りて之れを觀れば國家行爲に關する舊説に少しく修正を加へ以て其の道程に於ける最大障礙物なりと目せられたる一種の場合を取りて之れに含蓄せしむること決して能くし得ざるにあらざるが如し。其の一種の場合とは社會發達の初歩に於ける國家の職務即ち是れなり。蓋し社會の統治機關即ち國家の職務と經費とは社會進歩の各階段に於て勢ひ變遷あるや明白にして毫も疑を容るべからず。隨つて亞非利加中央國家の君主の職務と歐羅巴社會の政府の職務とは大に其の趣きを異にす。否な異にせざるを得ざるや争ふべからざる事實なりと雖も、斯くの如き事實あるの故を以て國家行爲の方法が便宜上より準據する所の一般の原則茲に一として之れなしと云ふは誤まれり。之れを要するに

國家の職務に關して一定不動の定説を立つることは到底企て及ぶべからざる業務なりと雖も、國家組織の性格に基きて其の行爲の性質と種類とを精密に研究するは蓋し其の適當の職務に關する難問を釋然氷解するに與りて大に力ありと云ふべし。

**第五節** 今夫れ國家の眞正の地位を理解せんと欲せば其の職務の漸次進化し來れる道程に就き觀察すると肝要なり。顧ふに蒙昧の社會に於ては各個人は總て自己の資産に依賴するを常とす。例へば夫のフエアン人の如きは毫も政府と云ふ觀念を有せず、隨つて夫のダーウカン氏の説示せるが如く此民族間には毫も文明に進むの機會あるを見ず。野蠻の境域より一步を進めたる狩獵種族に眼を轉ずれば年長者は戰時に於ては則ち主將となり、平時に於ては則ち裁判官となり、武人け則ち兵士となり、行政官となるを見る。此種族は其領内を共同にて狩獵するを常とし、其の領内は他の侵入者に對し互に保護するを勉め、其の獲せる獲物は領内の總員之れを分配す。是に於てか余輩は戰爭、裁判即ち寧ろ習慣の整理并に經濟上の勤務の三つのものは即ち蒙昧社會の行爲なるを知る。然り而して前

二者、就中戦争は統御の必要ある一種の行爲にして茲には酋長の權力最も顯著なるものとす。

家畜の飼養と云ふ牧畜時代の特質は酋長即ち主治者と被治者との區別を更に明確ならしむ。此時代に於ては家畜と云ふ當時の特別財産を蓄積するとは一個人の職業なるも戦争と裁判とは公共の職務なりとす。此時代は勿論、其の前代に就て之れを觀るも余輩は茲に原始的の種類に屬する公共支出、詳言すれば其の部落の勞役と遠征に赴く所の軍隊に給する兵器糧食等の如き物品の既に存在せるを知るべし。

人種にして既に土地に定住し身を農事に委するに至りてや、職務の分割更に大に起る。顧ふに原始的農業社會に於ては其の土地の耕作には往々奴隸を使役し、自由民に至りては其の一身を軍事と公共會議に出席するの職務とに委するを常とし、而して此會議に於ては争論を裁斷し一般の利益に關する事項を整理するの任に當るものとす。

封建制度は歴史上の順序に於ては遙かに後世に屬するも、尙ほ公共の職務の點よ

り之れを云へば以上の諸制度と類似の點尙ほ許多あり。固より此の時代に於ては感情を刺衝する事物は前代と全く其の趣きを異にし帝王の詔勅と寺院の教旨とは共に強大の勢力を行なふと雖ども、經濟上の基礎の同一なるは前代の現象を茲に再演するの狀あり。按ずるに封建社會は全く武力的の社會なり。國家の權力は君主若くは侯伯の手中に歸し、而して彼れは其の國家を代表統一す。此の資格を以て彼れは臣僕と契約して以て彼れ(即ち國家)の必需物を供給せしむ。此の制度の一結果として其の編成不完全ながらも封建的軍隊の發生を見るに至れり。裁判事務は侯伯の裁判庭に於て處辨せられ、而して國家の經濟事務は官有財産の管理と商業の整理とに現はる。此の格段なる歴史上の事務に於て余輩は現時の發達せる財政制度に於て重要缺くべからざる所の幾多の職務の萌芽を見るを得べし。

古代の希臘伊太利に於て將た及中世時代の編逸伊太利に於て存したるが如き市府國家(City State)は更らに一層進歩せる政治生活を現はす。此場合に於ては政治的統一の觀念を達せんが爲め妄りに交戦を事とする人類最早之れあらず。夫の

封建時代に於て其の勢力を逞ふせる私人間の義務に關する思想は漸やく消滅し去りて政治上の義務の思想茲に其の發生を見るに至れり。即ち亞善若くはフロレンスの自由民は自ら其の市府に義務を負ふと云ふ眞理を遠く古代に於て認めたるは今日の英國人と相譲らず否々恐らくは却つて一層確認せるが如し。左れば國權を重視して私權を等閑に附せるは自然の結果なりと雖も、苟くも政治生活の經濟上の側面より之れを觀る時は余輩は幾多の點に於て近代の國家と密接に類似する所あるを知る。而して此事たる公共支出の目的に關して殊に其の然るを見る。即ち陸軍(或場合に於ては海軍)の維持と云ひ、司法警察の管理と云ひ、或は經濟的事業の獎勵と云ふが如きは皆是れ國家の重なる義務なり。而して此等の重なる政務に對しては或經費の之に應ずるものあり、即ち宗教事務費、教育費、其の他社會の幸福に關係ある百般の事務費是れなり。而して此等の經費は近代の豫算に於ても亦等しく現はれたり。

羅馬帝國に於けると近代の歐洲各國に於けるとを問はず、更らに大に發達を來たせる國家生活を見るに又右と同一種の公共欲望の存するを見る。是れを要する

に余輩にして若し支出の細目を追ふて一層詳細に穿究せんとする時に當りては固より幾多の特點に關して一々注意を及ぼすの必要ありと雖も、苟くも一般の概論を主とする本節を以て之れを觀れば社會の總ての階段に於て實際執行し居る國家の職務は數多の點に於て互に相類似する所ありと云ふに止めんとす。

**第六節** 國家の職務の實際の發達に關する以上の觀察は設令簡單不完全なるも又以て理論の斷案を確かめ得るの効用ありて、而かも多少之れに折衷を加ふるに至るべし。抑、國家經費の種々の狀勢は歴史の進行に伴ひ社會の狀勢と感情との產物として漸次現出し來たりたるものにして、又社會其のものに影響を及ぼすものなり。されば年久しく或特種の職務を擔任し來りたる國家に於ては其の職務に應ずる經費を容易に廢除すること能はざるべし。習慣の勢力の強大なるは此場合に於ても亦決して他の場合に譲らざるを見る。然りと雖も凡て社會生活の狀態は常に變動して止まず。戰爭及び宗教の勢力絶大なりし中世に在りては正當適切なりし國家經費も商工業の盛んなる近代に取りては殆んど全く不適當のものたるを免かれず。余輩は今右の論旨を直ちに是認するを憚らずと雖も

又茲に右と殆んど輕重あらざる左の事實を遺却すべきにあらず。曰く國家の欲望なるものは其の重なる形態に就て云へば驚くべき程永久不動のものたること即ち是れなり。顧ふに最も顯著なる變動の起るは決して國家の欲望の性質にあらずして全く之れに供給する方法に在り。然るを况んや軍務と司法事務との國家の重なる職務たることは世人の普く認むる所なるに於てをや。

抑、軍務と司法事務とを以て國家の重なる職務となすことは學派の異同を問はず學者の擧つて同意する所にして而かも此點に就ては歴史と理論と互に相一致するが如し。只國家の經費中議論紛々たる所のもは就中經濟上社會上の政務に關する所のものに係ると雖も其問題の多くは純然たる財政問題に屬せずして寧ろ經濟政策に屬するを常とす。例へば茲に或少額の經費を美術の獎勵に投じたりとせんか。自由放任論者は經濟政策の問題として敢て之に反對すべしと雖も財政上より之を見れば其の經費の僅少なるや只藝術の一事項となるに過ぎず。蓋し國家支出の問題を財政の側面より論究せんとするに當りては勢ひ社會の各時代に關して之を考察するを良しとす。左れば余輩は夫の「或時代若くは我邦國

の特別の事情より之れを觀れば一般の利益上重大なる事物にして政府の之れに任ずるを不可とし若くは不必要とする所のもの殆んど之れあらず」と云へるミル氏の學說をも敢て是認し得ると共に、國君の職務に關するアダム・スミス氏の論旨中にも零々之れと同一のものあるを知る。然り而して近代の國家に至りては之れに財政理論を應用せんとするに當り余輩は國家行爲の膨脹より必然に生じ來るべき困難大なるを認めざるを得ず。蓋し近代各國家の豫算益増加して止まざるは國權を益伸張せんとする傾向、之れが究極の原因を成すものにして、而かも長く此政策を保障する時は終に財政困難を誘起するに至るや明なり。夫れ斯くの如く財政の事たる時世に従ひて其の趣きを異にするか故に余輩は過去と現在とに於ける支出の状態に穿究を及ぼし且つ將來如何に之れを爲さるべからざるやを明示せざるべからず。

### 第七節

國家の欲望の他の方面にして尙ほ觀察を要する所のもの一あり。

元來經濟生活なるものは總て左の二種の目的物を充分供給せられざるべからず。曰く物品と勞役即ち是れなり。換言せば有形物と人間の勞力即ち是れなり。國

家は此二者孰れたりとも廢すると能はずして此二者の需要は如何なる時代を問はず國家の存立と決して離るべからざるものなり。即ち夫の狩獵人種は武人と其の兵器糧食とを共に所要するを以て兵器を帯びざる人と人と伴なはざる兵器とは孰れも共に不用に屬す。このものたる社會の進歩するに従ひて益々複雜を來たすや勿論なりと雖も社會の進不進を問はず常に之れあるを見る。抑も隱昧の域を脱せざる社會に於ては其の部員を招集して公共の利益の爲め働かしめ彼等を強要して其の職務に當らしむるを得。斯かる場合に於ては収入と支出と相混合し其の部落の各員は租税を上納しながら一方には公共事務を執行するととなる。翻つて現時の文明國を觀るに之れと全く正反對の事實を示す。蓋し斯かる國家に於ては物品を購買し勞役を僱使して以て公共の欲望に給するを常とし而して此等の取引を行なふの權力は公共収入を所有して以て始めて之れを得るを常とす。之れが中間に立つ社會に於ては人勞は換算の上貨幣を以て上納するととなり、又物品の上納は貨幣經濟の發達に伴ひて漸次廢滅に歸せり。此舊法の遺物は今日に至るも尙ほ存続し或場合に就ては頗る重要にして過去の遺物として

單に之れを輕視するに忍びざるものあり。然れども此等は過去の遺物なるよりは寧ろ新狀態の下に起れる再興物なりとす。若し夫れ公共の必需に應ずる所の間接法と直接法とは之れを後編に譲りて對照論究を試むるととなし、本編に於ては此等の方法の一若くは他の採用に伴なふ經濟上の結果のみに就て少しく考察する所あらんとす。

余輩は公共支出の一般の狀態に就き以上既に概論を試みたるを以て以下之れが細目に涉りて詳論する所あらんとす。而して其の發生最も古く而かも最も長久の性質を有する所の支出即ち外敵に對する防禦費より先づ論歩を進んとす。

## 第二章 防禦費

(第一節) 防禦費の増加。(第二節) 防禦費を分つて軍備費と實戰費の二種となす。(第三、四節) 軍隊組織の發達。軍隊組織の經濟上の狀態に對する關係。(第五節) 志願兵役。(第六節) 海軍費。(第七節) 軍裝費の増加。之れが削減は全く爲し難はざるにあらす。(第八節) 實戰費。(第九節) 要論。終。

## 第二節

アダム・スミス氏防禦費を考察するに當り先づ言を爲して曰く「防禦費は社會の狀勢を異にするに従ひ大に其の額を異にする」と。氏は其の攻究の結果として更に左の言を爲せり。曰く「防禦費は社會の文明に進むに従ひて漸次益々其の額を増加す」と。今夫れ陸海軍費の統計表を取りて之れを視れば軍費増加の傾向はアダム・スミス氏の「富國論」の出でたる後、一世紀間絶へず連續せるの事實を證す。而して此傾向は將來に至るも決して變動を來たすの兆なし。蓋し歐洲の軍費豫算に於ては削減は容易に行なはれざるべく否な却つて此經費は過去に於けるが如く將來に於ても漸次増加して止まざるべしと云ふは正鵠を失せざる豫言なりと云ふべし。

此一瞥不幸の狀態を誘起せる原因は其根柢する所極めて深からざるを得ざるや明瞭にして、今此原因を細に審査する時は戰費と軍隊費との増加は社會發達の二三の常態と密接に相關係する所あるを見る。即ち此經費の増加は主として左の二原因の結果なり。社會の進歩は必然に伴なふ分業の發達は其の一なり。近代の文明の顯著なる一特質たる發明の進歩是れ其の二なり。分業の發達は特別

の訓練を経たる一團の人々を以て軍人を組織し之をして普通の生産業より立ち去らしむると共に而かも彼等は同等の労働者が市場に於て制し得る所の報酬よりも高き報酬を受くるを常とす。英國軍隊の支給費は此の事實の好證適例にして、不學者は何れも純然たる志願者たるを以て之を見るべし。學理的發明の迅激なる進歩は勢ひ大に軍裝費を増加す。何と云へば所謂消費者の資本 (Consumer's Capital) の一部をなす所の此の軍裝甲具は益々大に精巧となり且つ益々數、代謝せられざるべからざるを以てなり。今若し余輩にして野蠻人種の兵器と中世時代の軍隊の兵器とを對照し將た右二者と歐洲各國の軍隊に必要なる今日の兵器とを對照するときは時歩の進むに従ひて其の兵器の益々複雑となり益々高價となるを容易に認めざるを得ず。最近二三十年間を以て之れを云ふも兵器の變更は著大にして其の費用の増加は莫大なるを見るべし。

## 第二節

防禦費は之れを分つて二種となす。一は即ち平時の軍備費にして通常費の一部を爲す所のものを云ふ。此經費は近代の豫算に於て普通に認めらるゝ所の一部なるを以て別に説明を加ふるの要あらざるが如し。一は即ち實戰



に投資する所の費用を云ふ。此經費は設令或永遠の時期を隔て、循環し來たること殆んど明なれども、其の額不同不明なるを以て之を非常經費と稱すること敢て不可なきなり。

軍備費とは勞役并に貨物の供給を得るの費を云ふ。詳言すれば軍隊の補充并に訓練費、恩給費、兵器、彈藥、糧食の選擇并に豫備の費用等を云ふ。要するに實際の戰爭なるものは獨り出陣に對する費用を伴ふに止まらず、其の繼續間人命財産に蒙むらしめたる損害を償補するの費用をも伴ふものなり。されば各國互に戰爭の習慣を墨守するが爲め社會に蒙むらしむる損失を算定せんとするに當りては以上二種の費用を共に計算に容れざるべからず。然らずんば之れが爲めに加へられたる實際の費用を精確に算定すること能はざるべし。

**第三節** 今夫れ社會の各階段を通觀するに其の實際の軍備費はアダム、スミス氏の説示せる一般の原理と全く相一致するを見る。即ち曠味野蠻の社會に於ては軍備に費やす所極めて少額なるを常とす。斯かる社會に於ては平時の生活法は既に戰時の素養をなすものにして此社會に棲息する獵夫若くは牧童の如き

は短日月の訓練を経れば忽ち起つて干戈を手にするを敢て難しとせず。斯くの如き野蠻の社會は二三の例外の場合を除き、民兵の主義に基きて組織され、壯丁は總て武夫として用ゐらる。之れと同一の状態は物品に關しても亦等しく現はる。即ち弓箭槍棒等は平時に於ても戰時に於ても等しく有用のものにして全く兩様の器具たるなり。而して之れより一層精巧なる兵器は此時に於て未だ發明せられざるなり。一步進んで農業時代に至りては勞力と貨物との來往を防遏すべき傾向あるを以て勢ひ少しく其の狀態に變動を來たすべしと雖も、此時代に於けるも尙ほ右と同一の狀況を呈するを免かれず。即ち平時の農夫は忽ち起て兵士となり、其の鐵鋤は直ちに變じて干戈となる。而して此時代に於ては前代の如く干戈を弄すること甚だしからずと雖も尙ほ侵奪は農民軍に由りて行なはれ若くは之に由りて防禦せらる。而して其の侵奪の起るは常に農業閑散なるの時季に在り。若し夫れ斯かる見識的の戰爭に對する防備費の如きは勢ひ巨額に上るを得ざるや明白なりとす。

社會更らに大に進歩して工業時代に入り都府生活の之れに伴ひて新たに起るや、

野蠻時代の侵略主義は茲に大に抑制せらるゝを見る。蓋し産業社會の種々の元素幼時の觀を脱せざる元素なりとするもを包有する國家は交戦間普通經濟事業の停止を許すべきに非ざるを以て勢ひ平時に於て相當の準備を爲して危難を排除するの策に出づるの止むを得ざるものあり。是に於てか常備兵を新設し以て此困難に應ぜしむるに至る。詳言せば分業次第に進歩するに従ひて之れを兵役にも推し及ぼし、少なくとも軍隊の核子を養成し必要の場合に應じて直ちに使役するを得べき常備兵制を取ると實に緊要なりとす。此制を採るときは一朝急あるに當り職工を其の工場より引揚げて直ちに之れを戰場に向はしむるの困難を避くるを得べし。而して兵器と練兵法との改良進歩は國民の壯丁全軀を擧げ若くは其の一部を選定して之れに軍事教育を授くるを必要とする一理由なるが、右孰れの場合にても之れに要する經費は莫大なるを免かれざるなり。

アダム・スミス氏は其の著「富國論」中本問に關する部分に於て軍制の發達に於ける一要點として余輩の上記せる二方法の得失を論究せり。二方法とは曰く國民の壯丁を擧げて悉く軍事教育を受けしむるの方法と、其の一部を選定して此教育

を受けしむるの方法と即ち是なり。同氏は右第一方法を以て民兵制度となし、第二方法を以て常備兵制度となし、而して後者に非常の賛成を表せり。此點に關してアダム・スミス氏の説示せる議論中には固より十分眞理ありと雖も未だ以て本問と本問に關する考想とを充分説き盡くせるものにあらざることと茲に須らく記述するを要す。就中歴史に基ける氏の説明は讀者の腦裏に印するに淺薄の感と以てせり。氏は常備兵の常に民兵に優ると云ふ持説(分業の發達を利益なりとする氏の確信より必然に胚胎し來れる説なり)を支へんが爲めマセアニア軍隊が曾てヘレニク共和國と波斯帝國の軍隊を打ち破れるの實例と彼のハンニバルと羅馬との戦争に於ては始めハンニバルの戦利に歸せるも究極羅馬軍の大勝に歸し而して西羅馬帝國が野蠻人種の襲來の爲め終に全く滅亡を來たせるの實例とを引用せり。然りと雖も以上の例證は毫も同氏の議論を確むるに足らず。蓋し羅馬帝國の軍隊を以て民兵なりと言ふが如きは全く事實に反する者なればなり。同氏の所論を概括すれば即ち左の議論に歸す。曰く、完全なる訓練を経たる軍隊は一般に其の敵を敗るを常とす、而して完全なる訓練を経たる軍隊は稱して常備

兵と云はざるを得ず』と。左れば同氏の歴史的要論は少しく缺點を免かれざるも尙ほ精確を失はず。而して其の解釋に至りては全く正鵠を得たりと云ふべし。夫れ斯の如くなるを以て余輩はアダム、スミス氏の説明中不正確を免かれざるものを排斥して代ふるに事實と合するものを以てせざるべからずと雖も正確を失せざるものは之れを其の儘に保存せんとす。今夫れ進歩發達の傾向を見るに夫の民兵として記載さるゝ未開の兵制を去りて夫の常備兵として知らるゝ完美なる兵制に移つるは是れ固より明瞭にして毫も疑を容るべからず。余輩は今以上列舉せる二兵制に加ふるに歐洲各國に於て實際採用さるゝ一兵制を茲に記載するを得べし。永置兵制度即ち是れなり。此場合に於ては他の場合に於けるが如く分業に向ふ一般の傾向は又其の勢ひを違ふするを見る。即ち集合躰なるものは總て其の本來の元形を失ふべき傾きあるは等しく又進化の法則に洩れず。彼等は實際結晶して一の固形躰となる。而して軍隊は亦此數を免かるべからず。然りと雖も戦争なるものは生存競争の激烈なるものに外ならず而かも此競争に於ては軍隊の進退力と整頓力とは重要な要素を成すものなり。左れば此時代に

於て最も有効なる軍隊組織若くは兵器も他の進歩せる時代の一變せる状態より云へば全く不適當なるを證するは自然の勢なり。而して古今の戦史は此眞理を證する一條の例證なり。明確にして且つ能く知られたる例證として余輩は茲にフアラソクス制、レソチン制、中世紀のマン、アト、アームス制、フレデリック大王の兵制并に現世紀の佛國兵制に注目を及ぼすを以て足れりとす。然り而して將來歐羅巴戦争が今日の獨逸軍隊に由りて同一例を供するに至るべきや明かなり。抑も軍隊の効驗を維持するに主要の状態は不斷の整理訓練、教育、軍裝等の改良を絶へず努むることに在り。而して斯かる勤勞は必要欠くべからざるものなるを以て一方には當事者の非常の智能を常に待たざるべからざると共に一方には國庫に重き負擔を蒙らしむるものとす。

**第四節** 余輩の信ずるが如く果してアダム、スミス氏にして過去を正確に解説するに付き失敗せりとせば將來を豫知するに付ても亦明らか効を奏せざりき。同氏の出づるまでは之れを維持するに莫大なる費用を要する永置兵を設置し且つ之れを増加せんとする傾向一般に行なはれたりき。而して歐洲に於ける

兵員の次第に増加し來たりたるとが學者の腦裏に及ぼせる影響如何に關してはモンテスキュー氏の意見を考察すれば以て明瞭に窺知するを得ん。同氏は其の著「方法精理」の顯著なる一章に於て歐羅巴の將來の地位と其の危険とを左の如く説示せり。曰く「軍備熱と云ふ一種の新病は歐羅巴各國到る處に傳染せり。此の疾病は歐洲各國の君主を襲ひ彼等をして適當の軍隊を維持せしむるに至れり。而して此の疾病は益々激烈となり、其の病毒を到る處に傳播するに至れり。蓋し一國にして其の兵力を増加すれば他國は又忽ち競ふて之を増加するの狀あればなり。而かも之れに因りて得る所のものは一般の衰亡に外ならずして他に何等の得る所あらず。各君主は恰も其の臣民が危急存亡の秋に瀕せるが如く互に争ふて數多の軍隊を備置せんとを勉む。此競争を稱して平和と呼ぶ亦奇ならずや。勢ひ斯の如くなるを以て歐羅巴は全く慘憺たる悲境に陥り、歐羅巴の三大富國と呼べるものゝ現状より之を観るも尙ほ其の臣民は殆ど生活の方法を有せざるに至れり。即ち歐洲各國は今や大に貧弱となり、全世界の通商は措ひて之を顧みず、只管兵士を増加するに汲々たるの餘、終には忽ち兵士の外一物を有せざるに至

り恰かも彼の種鞭民族と同一の境遇に陥るや必せり。此弊に應せんが爲めには歐洲諸國間に組成せられたる新兵制即ち民兵制を有効ならしめ之れをして彼の常備兵と相譲らざるものとならしむるを以て足れりとす」云々。

此痛激なる提言は實際の事情によりて大に證明せられたり。即ち佛蘭西革命に次で起りたる所の戦争は紛争の長久期限間に於て數多の軍隊を徵募し且つ之れを維持せんとする國民の感情力の強大なるを證明し、又エーナに於ける遭難後、ハルアンベルヒの指揮の下に行なはれたる普國軍隊の改良は同國の軍隊組織をして漸次平和の時代に向はしむるに至れり。現世紀第三期の戦争就中一千八百六十六年の普埃戦争と一千八百七十年、七十一年の佛獨戦争は大陸諸國の擧つて採擇し而かも多數の英國學者の賞賛せる國民兵制度の人望を大に増進せり。若し夫れ近代に於ける意見の變遷はケアンズ氏の論文に於て明瞭に説示されたり。蓋し同氏は舊佛國制、英國制并に普國制に就き一々其の利害のある所を探究せるの末國民兵制度に非常の賛成を表せり。

余輩は以上經濟上并に財政上の考想を一時暫らく不問に附し去れるの觀なきに

あらざるも、實際上此等の考想は近代の兵制上の變遷に大に關係あるを見る。願ふに永置兵の増加は佛蘭西革命前既に其の極點に達し殆んど人口の百分の一を以て現役に服せしめたり。此革命より胚胎し來れる彼の長久紛争(モンテスキエウ氏の憂へたる如く)は永置兵に加ふるに更らに民兵を以てせしむるに至れり。左れば近代の國民兵は其充分の兵力より之れを云へば舊常備兵に農民兵を加へたるものに外ならずして而かも該農民兵たるや相當に編成せられ且つ相當に軍裝せられたるものなるや明かなる事實なり。此國民兵制度は初めは固より特別の事情より起れるものに相違なきも經濟上の状態に因りて其の發生を促がされたるや又敢て疑ひを容るべからず。蓋し兵力は大に増加するの必要あるも國庫の収入は永置兵の増加を許さざりしが故に茲に始めて國民兵制度の實際に採用せらるゝに至れるなり。此制度に於ては國民の壯丁を擧げて悉く後備となすも平時に於ては彼等をして自由に其の常業に従事せしむ。費用の問題は畢竟決定的問題にして各兵制の効驗如何は全く之れに因りて判定せられざるべからず。而して費用の算定に就て考量せざるべからざる状態の一

は即ち効驗の如何に在りとす。抑も國民の防禦なるものは純然たる經濟上の眼光を以てするも尙且つ重要歎くべからざるものなるを以て經濟と云ふ狹隘の思想の爲めに之れを等閑に附し去るを許すべきにあらず。蓋し冗費は既に効力を保全するに足らず随つて其の國の經濟上の財源を枯涸すること固より之れなきにあらずと雖も無力にして其の組織不完全なる軍隊は如何なる點より觀るも又極めて不利なるを免かれず。左れば本問は前既に説示せるが如く實に非常に困難なる一問題を成すものなるを以て之れを明瞭に解釋することは到底企て及ぶべきにあらず。止むことなければ零ぼ正確に近き解釋を下だし得るに過ぎざるのみ。各種の防禦法に離るべからざる費用に關して之れを云へば國民兵制度は左の二大長所を有す。之れに要する直接經費の僅少なることは是れ其の一なり。其實際の壓力を感ぜしむるの度左程激甚ならざること、是れ其の二あり。法律上より強制して以て得たる兵役が普通の相場を以て勞力市場に於て備ひ入れたる兵役に比し遙かに低廉なるは明白なる事實なり。然るを况んや兵役にして一般に涉り且つ貴賤貧富の別なく一様に強制する時と夫の志願兵制度の必需する巨

額の資金を全く租税に依りて徴收せざるべからざる場合とを比較せば前者の損害は後者よりも頗る鮮少なるに於てをや。其れ然り國民兵制度は以上二種の利益を有すと雖も之れに附着する損失の大なる以上の利益を遙かに超越せざるなきやは茲に少しく疑ひなき能はず。獨逸兵制即ち國民兵制度の實費は之れを測定すること固より難し。而して單に軍隊の費用を對照するのみにては未だ以て國民兵制度の志願兵制度に優れるを證するに足らず。有力なる一學者にして一千八百八十三年度の英、獨二國の軍隊の費用を曾て對照せるものあり。其の對照に據るに前者は十五万九千二百七十三人に對し一千六百六十六万磅にして、而して後者は四十四万五千三百九十二人に對し一千八百三十二万五千百磅なり、詳言すれば獨逸は只僅か一割の費用を増加するのみにて英國に二倍以上の兵隊を維持したるなり。右學者は此計算を支ふるに更らに左の計算を以てせり。即ち兵士一人の費用は英國に於て八十六磅なるも獨逸に於ては僅かに四十四磅にして英國の半額少し以上に過ぎずと云へることは是れなり。以上の算定は重要なる各種の事情を不問に附せるの誤りに陥るべし。即ち勞働と俸給の相場は英、獨兩國

に於て決して同一にあらず。左れば如何なる制度の下に於ても若干數の獨逸兵は同數の英國兵よりも其の費用甚だ少なきや理の當然なり。次に獨逸に於ける強制兵役は固より國家の負擔に歸すべき直接經費を著るしく減却するにも拘はらず其の之れを強制さるゝ人々に對して租税を課するの不利あり。而して其の租税の高は彼等が之れを免かれんが爲め支拂ふべきものを以てのみ獨り能く之れを測定し得べし。而して第三の有力なる條件は其の國の生産力に及ばず間接の結果即ち是れなり。

有力なる一學者曾て獨逸兵制を評して曰く「該兵制は其の國生産力の生産的使用を後年に延期するものなり。……熱練勞力の消耗は……非常に大なり。蓋し未來の工匠は軍隊に入る時に於て未だ其の職業を學び得ざるは勿論、軍隊を退く途又之れを實習するを得ず……人間の花の盛時は茲に於てか半ば不生産的に徒費せらるゝを見る。兵營を辭する日より直ちに職業に従事するを得べき不熟練勞働者即ち農夫の場合に就て之れを見るも尙ほ且つ之れが爲めに失なふ損害に至りては實に測り知るべからざるものあり」云々。

或は論ずるものあり、曰く「兵役間に規律と訓練の習慣を自ら養成するは獨逸兵制の大に優れる所なり」と。然りと雖も此眞偽相半ばする言説は未だ以て一般の斷論を大に輕重するに足らず。然るを况んや固有の本性を耗失することは訓練より生ずる他の一結果なるに於てをや。且つ又國民兵制度は豫備後備に屬する總ての兵員の舉動を勢ひ監督するの必要あり。而して斯くの如き監督は勢力の自由の來往に必ずや多少の抑制を加へ以て之れが適當の市場に適應するの機會を妨げざるを得ず。

各兵制の財政上の効驗を算定するの頗る困難なるは既に充分明瞭の事實なるが此困難は各國に於ける特種の事情によりて更らに増加す。蓋し一國に特有の事情あるは外國兵制を取りて全然之れを採用するを殆んど難からしむるものなればなり。例へば英國の如きは自國を去る數千里外の海外の諸領地に守兵を備置するの必要あり。而して印度若くは英領殖民地に於ける此種の兵役は決して之れを強制的のものとなすを得ざりしなり。然り而して内外印度及び殖民地の兵の區別を立つるは一つの退歩たるの觀あり。如何となれば如何なる場合より見

るも一朝非常の時に會すれば内兵と雖も勢ひ外務に服せざるを得ざればなり。若し夫れ外國に所領地を有する甚だ少なき所の邦國に至りては決して斯かる問題に逢着するの憂あるなし。

**第五節** 強制法に訴へずして能く充分なる兵士を徵募し且つ適當の範圍内に經費を保持するの難きは英國志願兵制度に於て既に其の一半の理由を窺ふに足る。此制度に於ては臣民は自ら其の時の一部を投じて軍事教育の初歩を學び且つ兵器の使用を充分習ふを常とす。然りと雖も有力なる軍事上の意見を以てすれば志願兵をして能く戦時に其の實用を現はさしめんと希はし之れが編成を極めて完全ならしめざるを得ず。今夫れ一方には兵士に必要な嚴格の訓練を加へ一方には志願者の自然に求むる自由を興へんとするは極めて望ましき業なるも之れを實行するは決して容易の業にあらず。之れを要するに志願兵制度は臣民の國民的感情を養成すると王家に對する義務の念を彼等の心中に印せしむるの二大利益あるは言を俟たず。苟くも志願兵を以て内地堡壘の防禦に當らしめんか常備兵をして内亂の憂ひなくして能く外務に服せしむるの利益あらん。

而して此方法は又有力なる補充法なりと云ふべし。

且つ又國民の壯丁を驅りて普ねく志願兵役に服せしめ之れに相當の訓練を授くるの制は國民兵役制度と相同しく而かも強制の弊を避くるの利あり。然れども此場合に於ても亦好意上より公務に従事せしむる他の場合に於けるが如く二箇の勢力をして彼此互に軋轢せしむることなからしむるは頗る困難なりとす。

### 第六節

各國の海軍に至りては陸軍の如く爾かく著大なる困難を呈出せず。何となれば人勞の供給上より之れを見れば海軍の費用は陸軍に比し遙かに小額なるは勿論其の供給は既に困難の生活に慣れ且つ間斷なき監督と監視に慣れたる特種の階級より選擇さるゝを常とすればなり。但し海軍の場合に於けるも適當に失せざる經費を以て能く必要の兵數を徵募し得るや否やは又重要の一問題を成すと知るべし。

### 第七節

陸海兵士に向つて軍器糧食を供するの最良の經濟方法如何と云へる問題は又久しく重要の一問題として認められたり。顧ふに發明の迅速なる進歩は最善最良の兵器をして忽ち陳腐に歸せしむるものなり。左れば攻撃防禦に

用ふる精銳の新兵器を盡くして悉く之れを備置するは殆んど望み得べからざるの業にして若し之れを備置せんとすれば到底費用に堪へざるものあると共に一方には改良に因りて絶へず新陳代謝さるゝものあればなり。故に茲に之れが最良策を求むれば戦争の破裂を待つて其の當時に存する最良の兵器を購入するに優るものなきが如し。然るに此方策は不幸にして實行に適せず。夫れ軍艦大砲の如きは突差の間に生産分配せらるべき性質のものにあらず。破壊的の固定資本とも稱し得べき此種の器具は夫の生産の要具と同じく之れを製造するに幾多の時日を費やすものにして而かも戦争に於ては機を失する程不覺なるはなし。左れば着々漸進する方法は此點に於て最も好良なるものにして而かも此方法を以てすれば之れより生ずる負擔は一層平均に分配さるゝが故に純然たる財政上の觀點よりするも尙ほ且つ最良の方法たるを失なはず。况んや此方法を採用すれば概して最大の安全を確保するを得るに於てをや。

軍備費の大増加と云ふ争ふべからざる弊害に對して茲に多少之れを償補し若くは少なくとも之れを軽減するの道を求むること最も肝要なり。富者即ち最も勤



勉なる國民を優遇するは蓋し之れが一結果なり。抑も國家にして富めば即ち最良の軍糧、小銃、大砲は自由に之れを購入するを得るを以て富國が其の貧弱なる敵國を凌駕して得るの利益は彼の文明國民が火藥の發明に因り野蠻國民を凌駕して得るの利益と殆んど相譲らず。是れ即ちキツフエン井にコロン氏の説示せるが如く軍備費の増加は産業の擴張に伴なふ所以なるを以て苟くも産業にして發達せんか、軍費の負擔は如何に重しとするも商賈は富有なるを以て之れが爲め蒙むるの困難は余輩の初め想像するが如く大ならざるを常とす。縱し假りに此事を以て暫らく未來の問題となすも軍器の製造に與りて力ある熟練は産業に其力を及ぼすこと決して尠なしとせず。兵器糧食を得るの最良法如何と云へる問題は又議論紛々たる一問題なり。之れに對する普通の方法は茲に二種あり、一は即ち公開市場に於ける購買法にして一は即ち官業法なり、前者に於ては公私孰れかの資格を以て契約書を交附するを常とす。若し夫れ官業法の便否如何の問題に至りては暫らく後章に譲り適當の場所に於て詳説する所あらんとす。

### 第八節

以上余輩は軍備費に就て考察せり。實戰費に就ては右の軍備費問

題と甚だ其の趣きを同ふせる者あるを見る。夫れ國民兵は戰場に於て最も大に費用を要するものなり。即ち普國兵の如く精銳の兵士より組織せらるゝ軍隊を戰爭に使役せんとすれば兵士并に全國民に對し勢ひ非常の損害と困難とを蒙らしめざるを得ず。之れに反して普通の常備兵は國民の廢物を以て編成されたるものとして往々酷評を加へられたり。今若し此説を以て果して眞なりとすれば常備兵は戰爭ある場合に於ては寧ろ利益なるべし。右孰れの場合に於けるも戰爭に費やせる直接の經費と人命財産の毀損との外之れが間接の費用を測定するは頗る難事に屬す。加之經濟制度を攪亂するは戰爭に伴なふ必然の結果にして而して經濟制度の攪亂は皆に國民の福利に有害の影響を及ぼすに止まらず、又國庫の收入に有害の影響を及ぼすものなり。然りと雖も此等の結果は之れを豫測すること難く、國を異にするに従ひ大に差異あるを常とす。例へば英國に關して之れを云はんか、戰爭の破裂は忽ち以て同國の産業の要部を成す所の航海業に痛く有害の結果を及ぼし之れが利潤を大に減殺せしめ、而して之れと密接の關係を有する他の無數の事業は又之れが爲め其の利潤を減却すべきを以て所得税の第

四部の収入は勢ひ忽ち減却を來たすべく、斯くして以て戦争は非常の時に於て國庫の収入に痛く有害の影響を及ぼすものとす。右は英國の場合なるが、大陸の國家に至りては之れと異なる方法を以て又痛苦を蒙るべし。即ち其の地方の一部にして一朝敵の占領する所となれば租税の收入の途勢ひ蔽塞を來たすべく、將た又最も有利なる事情の下に於ても爾かく多数の人民を普通の生産事業より引き上げて之れを戦争に従事せしむる時は勢ひ社會の生産力に減却を來たすべく、之に減却を來たせば即ち租税の收入に減却を誘起するや自然の結果なり。之れを要するに以上の諸要素は總て本問に附着して離れざる財政的考想の一部を爲すものと云ふべし。

今茲に本問の算定をして正確ならしめんと欲せば彼のワグネル其の他の諸氏が痛論せる戦争の利益をも計算に容るゝこと更らに肝要なり。其の利益の一に曰く、人心を高尙ならしむること、二に曰く、經濟上の修練を獎勵すること、三に曰く、國民の統一を誘起すべき傾向、獨逸并に伊太利の近年例の如く、四に曰く、勝戦は其の費用を敗者に負擔せしめ得べき事實即ち是れなり。此等の利益に加ふるに戦争

中或期節間利潤の昂騰あるの一事を以てするを得べし。例へば一千七百九十三年より一千八百七十五年に至る佛蘭西戦争間英國に起れる場合の如し。然りと雖も此等の總ての利益は未だ以て或損失を抹殺し去るに足らず。顧ふに戦争は社會上若くは經濟上の高尙なる修練を獎勵すと云へるが如きは事實の毫も之れを證するものならず。或情態の下に於ては資本家は固より戦争の爲め利することなきにあらざるも其の利益や畢竟階級の損失に外ならず。且つ又總て戦費を敗者に負擔せしむる事は決して負擔の減却にあらざして只之れを一方より他方へ轉嫁するに過ぎず。一千八百七十年乃至七十一年の佛獨戦争を以て之れを證するに足る。然り而して戦争後の經濟社會は常に必ずしも戦勝國に利ならざると共に戦敗國の困難は益々之れを甚だしからしむるものとす。

**第九節** 之れを要するに戦争と軍備とは非常に重き負擔を近代の國家に蒙らしむるものなりと云ふも取て不可なし。今夫れ軍備にして一の習慣として近代の各國間に普ねく行なはるゝ以上は勞力と物品の無数の損害之れに伴ふは避くべからざるの常數なり。而して軍備に投する國家經費の不定不確なるは財

政整理に於ける擾亂的一要素を成す。是れ即ち平和の手段に訴へて争論を決すること若くは現行交戦法を制限することは實に社會上道徳上若くは經濟上の改良に止まらず財政上極めて重要な改良たるや更らに疑ひなき所以なり。而して戦争を調停すること若し得べくんばは之れと同一種類に屬す。平和の維持と陸海軍費の減却とより生ずる所の利益は夫れ斯くの如く偉大なるや明かなりと雖も苟くも現時の状態にして久しく繼續して止まざる以上は完全有力なる防禦制度は勢ひ國家支出の一要素を占むるものにして而かも此制度は其の國の政治上の獨立と經濟上の利益とを共に保全して以て其の費用を充分償補する所のものなりと云はざるべからず。顧ふに軍備問題に關し主戰論者と武官との不當の増加論と經濟論者の不當の削減説との間に適當の平均を維持するは政治家の將さに當らざるべからざる困難の一業務に屬す。而して之れが適當の平均に達せんとすれば幾多の特別なる財政上の事情を類しく考量する所なかるべからず。茲に其の事情の重なるものを列舉すれば國家收入と國民の收入との關係は是れ其の一なり。戦争の敗北に伴ふ危險は是れ其の二なり。他の經費の緩急の度は是れ其

の三なり。然り而して既に必要なりと判定されたる費額の使用法は之れを決定すること又極めて難事なり。若し夫れ此費額は最大の利益を確保する様巧みに之れを勞力と物品との間に分配せざるべからずと雖も此最後の問題は嚴格に之を云へば財政の範圍内に屬せずして寧ろ軍事行政の範圍内に屬するものなりとす。

附 録

第一 表

各時代に於ける英佛二國の陸海軍費

年 號	金 額
英	
一千七百七十五年	三百八十一萬磅
一千八百二十三年	一千四百三十五萬磅
一千八百四十七年	一千八百五十萬磅
一千八百五十七年	二千三百五十萬磅
一千八百六十八年	二千六百八十九萬一千磅
一千八百七十八年	三千零二十五萬二千磅
一千八百八十九年	三千二百七十八萬一千零九十磅
國	
一千八百八十九年	三千二百七十八萬一千零九十磅

英、佛、露、澳、伊等歐洲六大國の陸海軍費總額

佛		國	
年 號	金 額	年 號	金 額
一千七百七十四年	四百八十八萬磅	一千八百九十年	三千七百六十四萬磅
一千八百三十年	一千二百九十六萬磅	一千八百七十八年	二千九百二十四萬磅
一千八百四十七年	一千九百三十二萬磅	一千八百六十八年	二千六百三十二萬磅
一千八百五十八年	一千九百九十六萬磅	一千八百五十八年	二千六百三十二萬磅
一千八百六十八年	二千六百三十二萬磅	一千八百七十八年	二千九百二十四萬磅

第二表

英、佛、露、澳、伊等歐洲六大國の陸海軍費總額	
年 號	金 額
一千八百七十三年	一千九百二十萬磅
一千八百七十六年	二千九百九十萬磅
一千八百八十三年	二千二百七十五萬磅
一千八百八十八年	四千九百九十萬磅
一千八百九十年度 (豫算)	三千五百四十五萬磅

伊		太		利	
年 號	金 額	年 號	金 額	年 號	金 額
一千八百六十二年	八百五十萬磅	一千八百八十六年	一千三百十二萬磅	一千八百九十年	一千四百五十萬磅
一千八百六十九年	六百八十萬磅	一千八百七十五年	一千零十二萬磅		
一千八百七十五年	八百七十六萬磅				
一千八百八十年	一千零十二萬磅				
一千八百八十六年	一千三百十二萬磅				

第三表

英、佛、露、澳、伊等歐洲六大國の陸海軍費總額

年 號	金 額
一千八百六十八年	一億零四百二十五萬磅
一千八百七十三年	一億二千四百四十五萬磅
一千八百八十二年	一億四千六百四十六萬磅
一千八百八十八年	一億八千零二十萬磅

以上の圖表は各種の源泉より得たるものなるを以て多少の修正を加ふる所あるを要す。雖も、攻撃及防禦の目的に關する費用の増加と云ふ一般の結論には毫も影響する所ありず。

### 第三章 司法及警察

(第一節) 此事務の重要なるを並びに其の範圍。(第二節) 其の發達。手  
 數料費。(第三、四節) 強制的勞務と任意的勞務。(第五節) 警察費。(第六  
 節) 監獄制度。

#### 第一節

熱、國家職務の漸次發達し來たれる足跡を索ぬるに國內の安寧を維持すること、詳言すれば他の各員の惡事暴行に對して社會の各員を保護すること、更に近代の語を以て云へば法律を發布して秩序を整理することは社會發達の初期に於て既に實施せられたる一職務にして、而して政治機關の益、權力を加ふるに従ひて益、重要な職務となりたることを認むべし。此の職務の重要なるは各人の普ねく認むる所にして、只之れを非認するは獨り過激なる無政府論者あるのみ。實に此職務を國家の手に委ぬるの極めて緊要なるや、學者をして國家の他の職務の論究を往々遺却せしむるに至れり。然も安寧を保持することは社會上の結果より見るも將又經濟上の結果より論ずるも共に極めて重要な件なる事も係らず、學者間往々本問の範圍を制限して狹隘に失するもの多きに非ず。思ふに國家の

權力と財源とを増加すべき傾きある總ての制度法律は普悉く秩序を保持するに多少の力を及ぼさざるはなし。而して此目的を達せしむるに直接に使用さるる機關に對して最高の地位を附與すべきこと勿論なりと雖も他の制度法律の之に對する關係は決して等閑視すべからざるものとす。

本問の範圍を不當に制限せるの一例は「富國論」に於て之れを見る。同書の本問を討究せる部分は獨り司法事務を取りて論究せるものあるに過ぎず。蓋し富國論の緒論に於て司法裁判所を論ぜる氏の説明によれば秩序を保持するの緊要なるは争論を裁斷すると敢て譲らずと思惟せるの跡歴然たるものありと雖も、氏は争議を裁斷するを以て國家の重要なる唯一職務なりと確信せり。固より私人の權利義務の性質に付争議を裁斷するは國君の盡くすべき最大有用の職務なりと雖も、而かも尙私法の整理の外公法の整理あり、而して私權に至りても其の範圍行動は國家に因りて決定せられざるべからず。畢竟するに安寧を保持して以て社會の福祉を増進するは國家の終局の目的なり。而して此目的を確保する方法二種ありて互に大に財政上の結果を異にす。即ち立法官は關係者に對して或權利

と救済とを附與する所の法律を發布して而して之れが執行は法廷に一任し關係者をして其の利害のある所に従ひ自由に其權利を争はしむるを得べし。此の場合に於ては法廷は即ち國家の權力を執行する所の機關なり。或は又立法官は法律執行の職務を行政部に委任するを得べし。此場合に於ては行政部は即ち此目的の執行に任ずる國家の機關たるなり。右前法は司法(Judicial)の項下に屬し後法は警察(Police)若くは行政の項下に屬す。アダムスミス氏が此後法を不問に附し去れるは著るしき事實なり。實際上に關する同氏の經濟論此點に付ては重農學派の學說と全く相一致すは其の全部を擧げて舊干渉政策に對する反對論に外ならず。同氏は近代國家の特質たる社會上並びに經濟上の目的に對する管理と監督との發達に毫も想ひ到らざりき。是れ氏の著書「富國論」が此の重要問題に關し環璣を現はす所以なり。

然るに近代の財政學者が私人の權利と社會の安寧とを保障するが爲め加へたる費用を算定せんとするに當りては司法及び行政警察の各費目を悉く計算に容るゝの止むを得ざるに至れり。私人の權利なるものは元來社會の安寧を待つて始めて伸張せらるべきものなり。然り而して此方向に於ける支出は其の額次第に大に増加を來たし今日に至りては此支出に關する問題は重大なる財政問題を構成するに至れり。

## 第二節

抑も法律の沿革に關する些細の點は今日に至るも尙ほ多くは茫漠たるを免かれずと雖も其の概要に至りては沿革法理學者の勞力を經て充分明晰となれり。即ち原始的社會に於ては習慣は各人の行爲を束縛するの力を有し苟くも之れに背戾すれば犯罪たるを免かれず。而して此習慣法を破れるや否やの事實に關する争點は部落會の意見に因りて總て裁判せられたり。後君主なるもの社會に存立するに至り争論の裁決は彼れの職務(若くは特權の一となれり。然りと雖も當事者の此裁決に服すると否とは彼等の任意たるの觀あり。而して君主即ち裁判官は其の勞務に對して手数料を徵收するの權利あり。斯かる状態の下に於ては裁判事務は一種の取引に外ならず。即ち君主は裁判官として若くは仲裁者として時間と注意とを争論の裁決に費やし之れに對して賃金を徵收すると各勞動者と取て差別あるなし。數多の法律制度を採りて之れを觀るに裁判と

云ふ此一種の取引先づ存在し、漸次進歩の結果として任意的服従より終に強制的服従に移つれるの證據を止めざるものなし。

社會漸次發達し國家の團結力充分強固となる時に當りても尙ほ且つ此勞役交換主義は依然として確守せられたりき。斯くの如き主義の財政上に及ぼす効果は實に偉大なるものにして、苟くも訴訟者が裁判官の勞役に報ゆるに手数料を以てする以上は裁判費なる項目を公共の支出中に加ふるの要茲に一として之れあるを見ず。繼し假りに之れを加ふるとするも其の収入は明かに支出に平均すべきが故に只計算上の問題に過ぎざるべし。

一瞥すれば勞役交換主義は正當の制度なるが如し。公共の収入は之れに由りて負擔を免かれ、利得の地位に立てる人々は供せられたる勞役に對して手数料を支拂ふの責に當り、而して裁判官は報酬の希望に由りて其の事務に勉勵す。要するに利己心の作用は能く完全なる結果を齎らすべし。勞役交換主義は夫れ斯くの如く外見上甚だ美なり。アダム・スミス氏の之れを賞揚せる亦故なきにあらず。然りと雖も此制度の實際上の弱點は同氏の出づる前に當り既に明瞭なるものありしを以て法律上の手数料廢止論は到る處に唱和せられ、彼のベンザム氏の如きは奮勞役交換主義の誤謬を十分に指摘して毫も餘す所なかりき。抑も奮勞役交換主義は誤謬の對比に基づけり。裁判官及び各司法官なるものは純然たる經濟上の觀點よりするも尙ほ且つ有用の勞役に服する所の勞働者なるや固より疑ひなしと雖も、彼れの勞力は社會一般の利益の爲めに行ふべきものなるを以て彼れの報酬は勢ひ彼れの勞力より間接に生ぜる基金、詳言すれば嚴正なる司法制度と安寧の増進とに基づける社會の増加富資中より支拂はるべきものなり。今若し訴訟にして常に錯誤より生ずるとせんか、敗訴者をして訴訟費用を負擔せしむるも、敢て差支へなしと雖も斯くの如きは決して普通の場合にあらず、多くは一方の故意の悪行より生じ、尙ほ多くは法律を知るの困難より起るを常とす。無智潔白の訴訟者は法律の作用に由りて決して特別利得者たるの他位に立たず。彼れは司法の拘束の爲め其の權利を主張するの必要を省減せられたる人々よりも寧ろ悪しき境遇に立つを免かれず。且つ又た手数料に由りて支持せらるゝ法律制度が富者に利益ありと云ふことは手数料徵收制度が裁判の腐敗を養成するの嚮き

あると共に此制度に對する非難の理由に加ふるに足る。且又訴訟者の手数料に由りて支持さるゝ裁判所は必ずや此等の手数料を妄りに増加すべき手段を取り而かも其の採擷すべき手段に於て敢て慎重ならざるの傾きあるべきなり。以上の理論は獨り民事裁判所に適用すべきものなり。今若し刑事裁判所にして當事者の手数料に由りて支持さるゝとせんか、其の當事者の一は即ち國家なるを以て其の費用の一半は勢ひ公共の收入より支辨せられざるを得ず。而して此收入は之を加害者に課せる罰金に求めざるべからず。而かも此收入にして充分費類に應ずるを得べくんば此制度は甚だ正當のものなりと雖も、不幸にして之に應ずると得ざるや明にして多くの場合に於ては被害者の損害を充分償補するに足らざるを奈何せん。願ふに加害者民事上たると刑事上たるとを問はずにして相當の財産を有せざる場合往々之れなきにあらざるを以て余輩は茲に裁判費を以て國庫の支辨に歸せしむるを要すと斷言するの止むを得ざるに至る。然るを况んや適當の注意を取りて國家支出を精査するに於ては公共の經費にして司法費よりも一層適正と認むべきもの故に一として之れあるを見ず。蓋し一國の盛

衰は多くは司法制度の不完に基づくを常とすればなり。然り而して之れに投入する經費は豫じめ存在せる一定明確の基金中より徴收するものと思惟すべきにあらざして寧ろ此支出ありて始めて産出し來たるべき富資に課する割前なりと思惟するに至當とす。

### 第三節

司法に關しては防禦に關すると同じく、主として勞役より成る國家の所要物を供給する方法數種あり。夫の獨逸人が強制的軍務の最大好例を普ねく世界に供せるが如く英國人は又た世界に供するに強制的文務の最大例證を以てせり。即ち合衆王國の陪審官は固より國家豫算中に編入せられざるにも拘はらず、此職に従事せる人々に對しては重き賦税に外ならざるを以て國民の負擔を計算するに當りては須らく計算に容れざるべからざるものなり。大陸諸國の法律制度は他の方向に於て經費を節約す。即ち裁判官の俸給を低度にし、貴き劣等の人物をして裁判事務を執行せしむ。俸給夫れ斯くの如く廉なり。是に於てか此制度は多數の官吏を任用して以て訴訟の取扱を敏活ならしむるの利あり。且つ又た大陸の法律制度は法律の形式の大に優れる所あるの利あり。



蓋し不熟練の裁判官にして英國の不法の下に失敗すべきものも大陸各國の成文法を取扱ふに當りては巧みに奏功を期し得べければなり。

其の採擇せられたる方法の如何に拘はらず法律制度の全費用は本章の末尾に添附せる圖表の示すが如く決して少額のものにあらず。而かも人口の増加と産業上の交通の發達に伴ひて益々増加するの傾きあり。

#### 第四節

任意的勞役は裁判事務の執行に力を致すと決して少なしとせず。顧ふに英國は志願兵を有するが如く又無給の名譽裁判官を有す。此等の裁判官は初審裁判所の下級の事務に服するものにして、彼等に對する報酬とも云ふべきは其の官職に附着する所の名譽と彼等が彼等の義務を行なへりと云ふ満足に外ならず。

獨逸學者就中グナイスト氏は英國に現存し而かも漸次普國に移殖せられんとする傾向ある自治制(Self-government)の利益に大に重きを置けりと雖も、此制度の効驗あるや否やは頗る疑ふべきものあるは勿論、財政上より之れを觀るも其の利益決して大ならず。之れを要するに文官無給制度は人口稠密なる地方にのみ獨り適

するものなり。蓋し斯かる地方に於ては小犯罪は比較上少數なると共に官吏は其の社會上の地位に由りて世の尊敬を得るを常とすればなり。然り而して初審以上の民事訴訟は須らく有給官吏(地方裁判所判事)の手に之れを委嘱せざるべからざると共に大都會を管轄する刑事裁判權は又須らく老練なる有給裁判官の手に委ぬるを要す。如何となれば右等の事務は、任意的勞役の權能以外にあるを以てなり。

以上説く所に由りて之れを觀れば自治制度否々寧ろ無給公務制度は有力なる一補助物なるに相違なきも唯一の制度として到底實行し得べきものにあらざるは固より言を待たず、重なる一制度としても尙ほ且つ實行に適せざるものなりとす。

#### 第五節

裁判費に次で茲に注目を要するものは警察費なり。警察(Police)なる一般の語は往々廣義に使用せられたりと雖も、余輩は今近代の意味に之れを制限するを便とす。此意味より云へば警察制度なるものは其の發生近年に在り。從來に於ては各公民は各、自ら自己を防禦すべき多少の準備をなし若くは侵害に

對して多少有力に自己を保護すべき或團體に加盟せるものにして總ての難事は究極悉く裁判所に提起せられたるものなり。然るに今日に至りては國家は暴動を鎮壓し犯罪人を逮捕するの權力を手中に握るの必要に逼られり。顧ふに騒亂を鎮壓するの警察權なきは實に悲しむべき一事態にして、一國の秩序を能く保持し得るは警察權を措いて他に之れなきなり。斯くの如く警察權を重視するに至れる原因は其の數種々あり。左に之を列舉せんに、第一、人口増加し都府の人口従つて大に稠密を來たせるの結果として犯罪者遁走の便大に増加せること、第二、風俗一變して兵器、携帶の習慣全く廢滅に歸せること、第三、近代の産業制度が自ら各種高價品の集積を促がせること、第四、運搬力の發達に因りて犯人遁走の便大に増加せること、即是なり。此等の普通の動力が財政上に及ぼしたる結果如何。他なし、司法裁判所の行動を助け且つ之れに便を興へ并に秩序の紊亂を防止すべき警察權を維持するの目的に支出する中央并に地方費を大に増加せること即ち是れなり。

## 第六節

監獄制度は警察と行政との中間に立つものなり。即ち裁判官と警

察官とにして犯人を處分せる時は直ちに之れを獄吏に引き渡すべきものにして國家支出の此部分に於ても亦前世紀間著るしき變動を來たせり。顧ふに古代の社會は簡易の方法を以て罪人を取り扱ひ之れを悉く奴隸に下だして使役せるが故に従つて監獄費若くは監獄制度の問題の如きは決して生起せざりき。中世紀の思想の如きも爾かく甚だしからざりしも亦全く野蠻の境域を脱せざりき。若し夫れ當時に於ける刑の苛酷なるは之れが寛大に失せる時に於けるが如く偶以て大惡を獎勵するに過ぎざりき。

十八世紀に於ける稍寛大の精神は監獄制度に好良の變更を誘起せり。幾多の租述者を有する彼のベツカリヤ、ペンザム、ボートワード諸氏の教訓と實際的の論著の勢力の下に刑法及び刑罰制度は其の全體を擧げて全く改造せられたり。即ち刑罰は國家若くは個人の復讐として認めらるゝに代へて今や社會の罪惡を除き善を勵むるの動力として認めらるゝに至れり。而して死刑の執行の如きは大に其の數を減し、監獄は純然たる禁錮場たるよりは寧ろ訓練教育の目的に使用せらるゝに至れり。

之れより必然に生ぜる財政上の結果は即ち經費の大増加なり。監獄及び拘留所は居住者の健康に注意して精緻なる建築を施こされたり。之れに加ふるに刑の適用比較上寛大を旨とするに至れるは所謂「常習犯罪者」として知らるゝところの種族を更らに永存せしむるの傾むきあり。而して今日の監獄費及び警察費の大半は尙ほ此の少數種族文明社會に於ては此の爲めに投費するの實況あり。左れば茲に有力なる方法の在るありて常習犯罪者を巧みに處理するを得ば獨り社會上の利益なるのみならず財政上の利益も復た決して鮮少にはあらざるべし。現時の制度より之れを觀るも監獄制度に投ずる經費は嚴密に之れを云へば生産的のものなり、假し然らずとするも少なくとも富を保存するの力あるものなりと云ふべし。

附 録

左表は英佛兩國に於ける内地安寧維持費の増加を示すものなり。

英國中央政府の裁判及び警察費  
 一千八百二十五年 二十一万七千磅

一千八百三十七年	三十五万七千磅
一千八百五十三年	二百二十二万磅
一千八百六十八年	四百六十五万磅
一千八百八十年	六百六十万磅
一千八百八十九年	六百八十万磅

佛國の裁判事務費

一千八百二十二年	七十四万六千六百磅
一千八百四十年	八十三万四千磅
一千八百五十年	百零七万七千磅
一千八百六十年	百二十万四千磅
一千八百八十年	百四十二万二千磅
一千八百九十年	百四十九万八千七百五十磅

以上の費額に加ふるに英國に於ては別に地方費あり。而して佛國の警察費を算定せんとすれば軍事費より支出さるゝ憲兵費をも計算に容れざるべからず。一千八百八十八年に於ては此費額殆んど百六十万磅に達せり。

## 第四章 行政監督事務 貧民救助

(第一節) 此事務の廢滅。其再興。(第二節) 此新發生の理由。(第三節) 之れが便否の標準。(第四節) 貧民救助の問題。賛成反對の兩論。(第五節) 實際上の結論。(第六節) 他の補助法。

### 第一節

近代の國家は設令其の監督する目的物の種類に付き特に増加を來たさずとするも少なくとも此等の目的物と密接の關係を有する職務の増加を來たせり。顧ふに國家の職務に關するアダム、スミス氏の提言を布衍して其の職務中に本章の問題をも含蓄せしむること敢て能くし得ざるにあらざれども、此布衍たるや設令スミス氏提言の文面には一致せざるにあらざるも、其の精神とは殆んど相容れざるが如し。抑も公共事務なるものは時と場所の事情に依りて消長するものなるを以て社會行爲の向ふ所を指示すべき一定不變の公式を定むるを得ざるや古今の歴史に徴して明白なり。茲に輒近五十年間に於ける行政監督の擴張は國家の手に歸するに新たなる職務を以てせり。今を去ること一世紀以前には此種の職務英國に於て毫も之れなかりしは勿論、佛獨の舊管理制度の如きも漸

次類廢の運に向ひたりき。蓋し一千七百八十九年佛國革命は個人の自由を束縛する此等の制度を打破し其の餘波延びて以て他の大陸諸國に於ける同種の制度をも終に全く撲滅し去り古代より長く傳來し來れる行政監督制度茲に全く終焉を告ぐべしとは世人の普ねく豫想せる所なりき。

然りと雖も以上の豫想は毫も據る所なき空想と化し去れり。舊監督法は固より概ね廢滅に歸し一人の亦之れが再興に賛同するものなきに至れりと雖も凡百の社會生活を管理するの新條規之れに代はりて陸續發布せらるゝに至れり。即ち巧妙なる法律の下に一大官衙は普通公民の自由の運動を管理するの目的を以て創設せられたり。此官衙には鑛山製造所、船舶、鐵道、鐵道馬車、貨馬車等の検査官あり。且つ又食料品の適否如何は官吏に由りて検査せられ、多數の商業は特別法の規定に基かざるべからざることとなり、而して地方官は其の管轄地の習慣、職業を處理すべき廣き獨斷權を委任せらるゝに至れり。以上の説明は總て合衆王國に適て嵌まるべきものなるも總ての文明國に適用するも一般に眞理たるを失なはず、只些事に於て互に異なる所あるのみ。蓋し監督を施す權力は或邦國に於て

は地方政府に在り他の邦國に於ては中央政府に在るにも拘はらず歐洲各國より見るも亞米利加より論ずるも行政部の職務次第に増加するの傾きある廣濶の事實あるに至りては即ち一なり。此の趨勢の効驗如何に關する學者の意見は互に大に異なれりと雖も本問と離るべからざる一論點に關しては毫も異論あるを得ず。本問と離るべからざる論點とは何ぞ。曰く他なし以上の趨勢より必然に生じ来る所の經費の増加即ち是れなり。今や各文明國の豫算は検査と監督の職務に従事する官吏の俸給を支辨すべき費用の爲め大に苦しめらるゝに至れり。然り而して茲に之れが全費用を算定せんとすれば獨り中央政府の經費のみならず地方政府の經費をも共に計算に容れざるを得ず。

**第二節** 行政費の大に増加を來たせる原因に就ては前章警察を論究せる時に際し既に其の二三を觀察せりと雖も此等の原因は一層精密に注意するの價値あるを以て左に之れを詳述せんとす。第一、都府の人口大に増加し來りたるが爲め之れが整理監督は一層必要となれり。詳言すれば僻地の公道に於ける廢物を管理するが爲め時に多數の警察官を使用するが如きは愚の甚しきものなりと雖

も、ストランド街若くはレゼンド街に於ては此事たる實に避くべからざる須要の件なり。且つ又群集雜踏を豫防するが爲め住宅を検査するが如き他の顯著なる一例なり。第二、社會の道徳心今や從來よりも大に高まれるの結果として輿論を刺激する書物は公權を以て之れを除却せざるべからざるに至れり。夫の航海に適せざる船舶に關する法制の如き之れが一例を供す。第三、平民主義の勢力盛んなるや政權掌握者をして資本若くは一般財産の所有者并に大商賈に干渉せしむるの傾向を來たせり。第四、官局の増量次第に益、必要を告げ其の費す所其の得る所を以て償補すること能はざるに至れり。但し此の場合に於て豫期せる特別の利益は確然實現せらるゝを知るべし。第五以上の四原因中に尙ほ一原因の加へざるべからざるは有力なる政治經濟論の勢力即ち是なり。顧ふに實際上の國家管理事務は多くはゼー、エス、ミル氏并に博士シヤウ、クック氏の討究せるが如く自由放任主義の除外例たるべきものにして而かも此等の事務は編逸并に亞米利加に於て理論上より大に賞揚せられたり。然らば則ち學理界の此傾向は政治家の行動に多少の影響を及ぼせりと推斷するも敢て不當にあらざるなり。

### 第三節

茲に至りてか此經費は財政上如何なる程度まで果して正當なるやの難問生じ来る。今夫れ此經費を投すべき目的の多くは明かに賞揚するに足るものにして而も天賦自由主義は一般に有利なる方案の實行を敢て妨げずと云ふは一見明瞭なる事實なり。左れば終局の標準とも云ふべきは之れが便否如何に在り否な廣義に於ける便否如何に在り。然り而して本問に適用すべき一般の考想の二三は茲に之れを指示すること敢て難からず而かも此等の一般の考想は各特別場合に於ける指針として之れを使用するを要す。今此等の考想に就て一々説明を試みんか、第一、租税の壓力如何、或新企畫に對する租税の増加より必然に生じ來たるべき損失若くは其の輕減より生じ來たるべき利益如何、第二、國家の強制權に由りて現に行なはるゝ所の業務を純然民業に移つすことを得るや否や。詳言すれば如何なる程度まで商業組合が工場に於ける衛生に注意するを得るや否や、將た又消費者組合が偽造及び一般の詐偽に對して自己を防禦するを得るや否やは考慮を煩はすべき價值ある一問題を形成せざるべからず。要するに輕卒なる國家の干涉に由りて組合の精神を微弱ならしむるの危険は決して看過すべき

にあらざ。况んや此危険たるや極めて強大にして而かも容易に之れを秤量するを得ざるに於てをや。第三、行政行為の以て災害を除却するの効力は固より極めて偉大なりと雖も其の眞に有効なる程度に至ては之れを決定すること容易の業にあらざ。余輩は茲に一般の前提より推論を下して一個人は國家よりも事物を遂行するに適すと云ひ、將た國家は一個人よりも事物を遂行するに適すと云ふが如き空論を主張せずと雖も、今若し國家の干涉を施す時は一は以て利己心の作用を妨げ人性を自ら懦弱ならしむるの恐れあると共に一は以て官吏の腐敗を誘起するの恐れありと云ふも敢て不可あるなし。而して此議論は場合に應じて勢力の強弱こそあれ孰れの場合に於ても共に眞理たるを失なはず。若し夫れ本問の決解は政治家を待たざるべからざるも彼れは一般の原理を考慮に容るゝが爲め必ずしも不正確なる判定を下だすが如きこと之れあらざるべし。

之れを要するに行政費は司法費若くは警察費よりも一層迅激に増加して止まざるや更らに疑ひなきが如し。司法費若くは警察費は固より人口の増加に伴ひて増進するや明かなりと雖も検査監督の費用は更らに大に増加するは勿論此費用

は又大に分割され且つ明確に算定し得べきものにあらざるを以て彼の陸海軍費と共に將來の財政上に重なる困難を與ふるものとして思惟するも敢て不可なきが如し。夫れ經費にして増加すれば勢ひ収入を増加するか、然らずんば公債を増加せざるべからず。収入若くは公債にして増加すれば勢ひ臣民の負擔を重もからしめざるを得ず。左れば總ての經費をして生産的ならしめ社會に對し充分之れを償補するの利益を附與せしめんと努むるは從來よりも今日に於て一層緊切の業務となれり。

**第四節** 貧民救助は今や多くの邦國に於て公共收入に對する負擔の一とされるは勿論、甚だしきは彼の舊貧民救助法の下に立てる英國に於けるが如く往々重き負擔となるに至れり。其れ然り、然るに財政學者が經費の算定に於て之れに重要な地位を附與せざるは豈奇と云はざるを得んや。財政學者が斯く之れを忽諸に附し去れる理由は茲に之れを發見するに難からず。此經費が通常地方費の一部となし常に學者の注目を引着する國家豫算中に其の地位を占めざりしことは是れ其の理由の一なり。國家が貧民救助に當るを可とするや否やの問題は議論

紛々たる經濟政策の一問題たりしことは是れ其の理由の二なり。夫のアダム・スミス氏が公共支出を穿究するに當り毫も貧民救助に論及せざるを以て見れば同氏は盡し強制的の貧民救助法に賛成を表せざりしや明かにして、氏の祖述者の如きも亦多くの場合に於ては氏と同一の意見を抱持するに相違なし。余輩は以上財政學者の貧民救助を不問に附し去れるの理由を解明し得たりと雖も、余輩は之れを以て充分有力の理由として認むるを得ず。今夫れ國家の職務の中央政府の手にて行なはるゝと地方政府の手にて行なはるゝとは財政上敢て問ふ所にあらず。例へば英國に於て一千八百七十七年の條例出づるまでは監獄費は地方にて支辨せられたりしも此條例の發布後に至りては全く國庫の支辨に歸せり。然れども右幾れの場合より見るも公費を支出するに至りては即ち一なり。第二點に關して之れを云はんか、財政學なるものは元來事實の討究に従事するものに外ならずるを以て貧民救助の任に當る國家の實際世に存するは事既に本問を穿究するの必要ある有力の理由にあらずや。之れと同時に余輩は茲に國家の手にて貧民の救助を行なふを便とするや否やの問題を以て最大困難の一問題なりと認めざる

べからず。蓋し此問題を決定せんとすれば實に財政上より考察するに止まらず政治上并に經濟上よりも深く研究する所あるにあらざれば實際能くし得べからざればなり。

本問を一層明瞭に言表すれば即ち左の如し。總ての近代の社會に於ては精力若くは智力の不完全なるが爲め自己の生存を維持し得ざるものあり。果して然らば此種の人々を如何に處分せんかの問題必ずや生じ來たる。試みに遠く古代に溯りて之れを觀れば當時の社會は殺見及び奴隸と云ふ野蠻的の便法を用ひて此困難を自ら避けたるが降りて中世時代に至りては私人の慈善に訴へ且つ僧侶制度を利用して以て此困難に應じたるが如し。然るに私人の救助の不十分なる不規律なるとは貧民の救助をして近年に至り終に之れを國家の手に歸せしむるに至れり。蓋し中世制度の破滅と之れより生ぜざる經濟上の擾亂とは貧者の救助を以て國家政策の要件たらしめたり。重なる歐洲諸王國の權力漸やく強大となるや又法律を發布して救助の條件を規定し且つ之を制限せり。國家救助制度の斯く發達膨脹を來たせるは已に發達の或階段に達せる總ての社會に共通なる

災害に應ずべき便法として之れを認むるも既に不可なきを證するに足る。貧民救助政策を是なりとする以上の單純簡明なる理由は一層理論的の性質を有する種々の議論に由りて支へられたり。第一國家は貧民を救助すべき義務を有すと論張するものあり。顧ふに貧者を救助するが爲め古代に於て使用せる方法は幸ひにして今日の實行に適せざると共に私人の慈善は又不規律を免かれず。左ればとて種貧者を顧みずして空しく饑饉に瀕せしめ爲めに公民の感情を傷ふは國家の忍びざる所なり。是れ即ち國家は實際究困の非境に沈み居るものを救助すべき緊切の義務を有する所以なり。第二他の一議論は感情よりは寧ろ正義に訴ふるものにして其の主張する所を聞くに概ね左の如し。今若し貧民の救助にして私人の慈善に一任せられんか。此事たるや實際に於ては施與者に課する餘分の租税に外ならずして彼等は其の正當の分擔以上を支拂はざるべからざるに至るべく之れに反して吝嗇家は共同事業たらざるを得ざる貧民救助に對して何等の義務をも盡さざるに至るべし。是れ豈不公平の甚だしきにあらずやと云ふに在り。第三納税者間の公平を期すべしとの以上の議論に加ふるに此公平論



を貧者にも及ぼすべしと主張するものあり。其の理由に曰く、究困の眞因は私人が生産の要素を獨占するに在るを以て究困者は自然の状態に於て必ずや收得するを得べき最少生存費丈けを少くとも正當に要求するの權利あり。少しく語を換へて之れを云へば財産の所有者は現時の社會組織より得る所の利益の報酬として實際貧困に沈み居るものゝ救助に充つべき金額を正當に支拂ふべき義務あり。一言以て之れを掩へば彼等は其の所有財産に對して贖價金を出さざるべからず云々。第四稍、抽象的の傾きある以上の議論に加ふるに一層直接なる實際的の一議論を以てするを得べし。即ち現行監獄制度の下に於ては囚徒は堪へ得べき健全の生存を確保せらるゝを以て、今若し囚徒に保證する所のものを貧者に拒絶するに於ては犯罪人を誘致せざらんとするも勢ひ得べからず。以上の諸議論の勢力と國家救助制の殆んど一般に存するの事實とは本間に對して疑點を挾むの餘地最早之れなきが如し。然るに有力なる反對論の之に對して提起せらるゝを見るは豈驚くべきにあらざや。貧民救助の反對論者が主張する所の理由は其の數凡そ六あり。第一、非労働者に救助を與ふるは事全く共產的た

るを免かれずして而かも斯くの如き制度は論理上總て共產主義を包有す。第二、貧民救助は人口を増加するの傾きあるを以て從つて救助を求むるものゝ人數を大に増加し、究極社會の收入總額を擧げて彼等の救助に投資せざるべからざるに至るべし。第三、國家の手を以てする貧民救助法は被救助者を傷ふものなり。第四、此救助法は私人の慈善の有益なる行爲に干渉すると共に救助者被救助者の道徳上の感情に有害なる影響を及ぼすものなり。公私を問はず總ての救助に反對する最も極端なる論者は以上の理由に加ふるに左の理由を以てす。即ち第五、總ての救助(國家の救助をも包含す)は遠慮と貯蓄心とを減殺すと云ふに在り。教授ニユウコム氏云へるあり、曰く「施與は乞食に對する需要に外ならず」と。又産業上并に經濟上の徳義は貧民を救助せんとする各計圖の爲めに害せらるゝとは學者の普ねく主張する所なり。第六、貧民救助は勞銀を低下せしむ。如何となれば之れが救助を受くる所の最劣等労働者は國家より受くる救助額だけ其の生存必需額以下の勞銀にて勞働に従事するも差支なきに至るべければなり。

## 第五節

以上列記せる所の賛否兩議論間に輕重を附することは固より難事

なりと雖も財政上より之れを討究するに於ては完全の結論に達すること敢へて難きにあらず。近代に於ける多くの社會の現状より之れを觀れば完美なる貧民救助制度は必要缺くべからざるものなるを以て之れに對する經費は勢ひ公共支出の一部を構成するものなり。而して救助の標準を零ば明確に定むることは又必ずしも難きにあらず。蓋し貧者の待遇は須らく囚徒の待遇よりも上に在らしむるを要すとすも獨力以て其の生計を支ふる極究勞働者よりも下に在らしむるを要す。然れども斯くして決定せる範圍は不幸にして狹隘なるを免かれず。今夫れ經濟上并に道徳上より之を論ずるも將た財政上より之を見るも救助は總て國家の規定に係る方法、即ち概して院内救助法に基ひて須らく施行することを要す。國庫金を以てする救助は決して慈善にあらず、否な此二者は截然明確に區別せざるべからず。而して此救助を最も完全に遂行せんとすれば救助に従事する官吏の行爲を限りて一定の範圍内に働かせしむるより能きはなし。且つ又茲に一言せざるべからざるは貧民救助を行ふに當りては須らく貧者の習慣を改良することを目的とせざるべからざること即ち是れなり。監獄に於て常習囚徒を

待つ目的は移して以て救貧院に於ける常習貧者に之れを適用するを便とす。若し夫れ貧者の徳義を進歩すべき効力あるの便法は一國の生産力に強大なる影響を及ぼすものと云ふべし。

私人の慈善の國家救貧制度に對する關係は極めて重要にして、此二者間に密接の關係なきは最多の救貧法制度に於ける一大缺點なりとす。今若し私人の寄附金を巧みに利用するに於ては救貧に要する必要の經費を満たして尙ほ餘りあるに至るは勿論、一は他の目的の爲めに國庫金を節約し、二は現時に於ける慈善の濫用より生ずる所の弊害を防遏すると云ふ二重の利益を收め得るに至らん。蓋し貧困の原因を鑑別して救助の金額に差等を設くるが如きは私人の慈善の力を藉るに非らずんば到底其の功を期し得ざればなり。

**第六節** 實際の貧困を救助すべき直接の方法に加るに國家が此困難に應ずべき間接の方法に二種あり。一は即ち公共工事制度にして、一は即ち強制的労働保險法即ち是れなりとは往々學者の主張する所なり。夫の勞働者は國家に對して職業を請求すべき權利ありと云へる説は其の起源明かに佛國に在るも此の

説は實際に於て充分の承認を得るに至らざりき。如何となれば之れより生じ來たるべき困難は實に偉大なるのあるを以てなり。即ち職業の供給と云ひ、監督の方法と云ひ、給金の割合と云ひ、將來生産物の處分と云ひ、皆な是れ之れが實行の途に横はる障礙物にあらざるはなし。此方法は又明かに勞働社會全體に對し經濟上有害なる影響を及ぼすは勿論、其費途漠然不確實にして監督に便ならず。英國に於て賞揚せられ稱逸に於て或程度まで實施せられたる強制保險制度は其利益莫大にして而かも有望の制度なるが如しと雖も、亦左の如き重大なる財政上の批難を免かるべからず。即ち勞力が全く運動の自由を許さるゝ所の邦國に於ては保險料を徴收すると頗る困難なると共に財政上の作用に於て國家に煩累を及ぼし且つ私人の慈善心を抑壓するの不利ありと云ふに在り。英國の慈善協會は遠慮ある幾方の職工を保險するものなるが、ゴッヂン氏は之れを外國保險會社と對比する、敢て遜色なしとなせり。之れを要するに嚴密なる貧民救助制度は保險の習慣若くは貯蓄の方法に獎勵を興ふるものにして而かも此獨立自營の方法にして發達を來たせば國家は極貧者の外決して救助せざるの強硬政策を容易に確守

するを得るに至るべし。

## 第五章 教育 宗教

(第一節) 國家と教育の關係。(第二節) 初等教育。(第三節) 中等教育。  
 (第四節) 大學教育。(第五節) 實業教育。(第六節) 他の教育法。(第七節) 任意上の補助。(第八節) 宗教上の寄附金。

**第一節** 教育を以て國家の一事業と認むるに至りしは寺院の勢力の衰頽に基きたる自然の一結果なりと云ふべし。案ずるに中世時代に於ける無數の寺院と其の寄附金とは貧者に供するに生存費を以てせると共に幼者に供するに教育を以てしたりしも、此等の寄附金にして其の大半を擧げて歐洲各君主の手に奪取せらるゝに當りてや國家は即ち寺院に代はりて教育を供與するの任に當るに至れり。十八世紀の學者に就て之れを觀るも尙ほ彼等は教育を補助するの義務を以て國家の職務以外に置くを敢て躊躇せざるが如し。即ち夫の重農學者とアマム、スミス氏とは教育を以て國家事業となすに互に意見を同ふせり。併し彼等の意見を同ふせるは單に實業教育に關せるに過ぎざりき。爾來時日の進行するに

従ひ終に總ての教育を以て國家事業となすの傾向を馴致するに至れり。余輩は乞ふ、是れより進みて初等教育、中等教育、大學教育の三種に關して一々論究する所あらんとす。

## 第二節

初等教育に關してアダムスミス氏の意見を窺ふに同氏は此の種の教育を以て國家事業となすを便なりと明言せるを見る。蓋し蘇格蘭に於ける小學校の奏功は明かに同氏の腦裏を支配したりしなり。同氏は更らに大に論張して曰く、『經濟上の進歩に基づく分業の發達は勢ひ勞動者の智力を減殺するの傾きあり。而して此弊害は獨り教育の力を藉るの外到處之れを排斥するを得ず』と。且つ又同氏は政治上の平穩を確保するが爲め人民の多數に教育を普及するは國家の直接の利益なりと思惟せり。之れを要するに同氏が小學校の卒業を以て實業に入るに必要な關門なりと思惟せるを以て見れば同氏は蓋し穩和なる強制的教育に賛成を表するも自由教育には決して賛成を表せざるものと云ふべし。然れども其の自由教育を非とするの理由に至りては頗る奇にして、自由教育制度の下に於ては教員の勤勉は授業料の爲めに刺衝せらるゝの恐れありと云ふに在

り。但し此の勤勉を致すの目的は成績に從て授業料を徵收する現行制度に由りて違せらるべし。

現世紀間に於て初等教育國家管理制度の全く確立するに至れるは支出の細目を調査すれば一目瞭然たるものあらん。此の制度の發達するや當初に於て幾多の困難を發現せしめたり。今茲に此困難の重なるものを擧ぐれば第一、宗教教育の問題にして、即ち宗教學校は一部分に有害なるも他の一部分に有益なるを以て之れに支出する國庫金の數額と使用法とは各黨派の熱心に論争する所となれり。第二、私立學校に對する國家の關係にして前者とは截然區別あるも亦全く之れと關係なきにあらざ。今若し授業料を毫も徵收せざることゝせんか、公立學校と競争の地位に立つ私立學校は勢ひ其の不公平の甚だしきを訴ふるに至るべし。之れに反して授業料を徵收するとせんか、貧困の父母に重き負擔を蒙らしむるの恐れあり。而して教育の強制的なる場合に於て其の恐れ殊に大なるを見る。第三、以上の弊害を避けんが爲め成績に由りて授業料を納めしむるとせんか、勢ひ學費の淺薄に流るゝ恐れあり。而かも尙ほ之れを試驗するの標準なければ其

の効驗を容易に測定し得べからず。以上の困難を全然脱却するの道は教育を自由の行動に放任するに在りと雖も、經濟上より見るも社會上より論ずるも教育の極めて重要なこと國家の力を待たざれば貧民に教育を普及すること能はざるとは即ち初等教育を自由の行動に一任し去ること能はざる所以なり。

### 第三節

中等教育は初等教育と大に其の地位を異にす。舊經濟學者は必ずや之れを以て利己心と愛族心の作用に一任するを可とするや明かなり。案するに國民總體に普及すべき初等教育に一步を進めたる中等教育を供與するの業を國家の力に委すべき緊切の必要茲に毫も之れなきが如し。是れ即ち中等教育は私人の企業心若くは自由の行動に一任するを至當となす所以なり。殊に贈與若くは遺言に基づく寄附金に一任するを至當となす所以なり。但し此の事たるや經濟學者并に財政學者の往々看過せる所のものなりと知るべし。然るに熟近代の趨勢を見るに此の場合に於ても亦初等教育の場合と同じく茲に國家行爲の範圍を擴張せんとするの方針を取るものゝ如し。尤も其の方針の向ふ所は餘分の資金を供給するよりは寧ろ現在の財源を監督整理するに在るが如し。例へば愛

蘭土の如き監督法若くは試験法を用ひて中等教育の性質を檢定すべき特別官吏を任命せるものあり。財政上より觀れば此種の經費は一國の初等教育を補助するの經費と決して同一視すべきものにあらずと云はざるべからず。此の種の經費は畢竟有用經費の部に屬するに過ずして決して必要經費の部に屬するものにあらずを以て勢ひ私人の資金中より供與せらるゝを至當とす。然るを况んや此經費は獨立の生計を營む一部の人民のみを利用すると云ふ批難を決して免かれ得ざるに於てをや。此等の弊害あるは則ち是れ中等教育に支出すべき經費を成るべく小額ならしめ之れが爲め國家の財政を痛く害せざらしむるを要する所以なり。

### 第四節

大學即ち一層通俗の語を以て云へば高等教育制度は國家補助の點より論ずるに於ては特別の理由を以て之れを判定せざるべからず。彼のアダム・スミス氏の説示せるが如く多くの場合に於ける高等教育は必要物なるよりは寧ろ贅澤物裝飾物にして富民が自己若くは其家族の爲め之れを望む場合に於て購買せらるゝものなり。其の他の場合より之れを云へば高等教育は多くは無形資

本即ち屬人的資本に放銀する適正の一方法にして、此種の見解は専門業者并に商業者の腦裏を支配する所のものなり。随つて右孰れの場合より見るも、茲に國家の補助を求むべき理由毫も之れなきが如し。加之國家の補助金若くは其の他の寄附金を以て大學の費用を支ふる時は、學理の研究に於ける必然の變動に従ひて高等教育制度に改正を施すを難からしむるの有害なる結果を誘起すべし。然るに茲に不幸にして高給を受くる永久講師は器械的方法を以て其の職務に従事し而して其の氣力を他の方向に伸ばすの傾向あり。是れ即ち高等教育の管理の全然國家の手に委するよりは寧ろ之れが教育法に完全なる改正を施すを其しとする所以なり。更に大學の働きに付き些細の點も考量する時に於ては殊に然りとす。

近代の大學は種々雜多の要素を包有するを以て又種々の觀點よりして考察するを便とす。第一、近代の大學は専門學校の一集團なり。而して専門業に對する行政行爲は漸次擴張の傾きあるを以て勢ひ國家は大學と一層密接の關係を保つる殆んど止むを得ざるに至れり。蓋し専門業の種類次第に増加し之に従事するも

のは試験に由り將た學業の履歷に由りて學力を證明して許可を得ざるべからざることとなり而かも其の學力は大學の講筵に出席するにあらざれば殆んど之れを得るに難きが故に之れに要する必要の教育を受くるの便を興ふるは今や國家の一大義務となるに至れり。苟くも國家にして官吏若くは専門業の志願者に課するに大學の卒業若くは之れと同等の學力を有するの義務を以てする以上は此必要の學力を授くべき正當の機關を供するは國家の當然の義務にあらざして何ぞ。况んや行政の事務にして學校にて學び得たる學術の力を藉らずして能く實行に適し得べきもの殆んど之れなきに於てをや。

第二、學理上の穿究が富の生産と數多の社會問題の論究に及ぼす結果の重要なることは今や世人の普ねく認むる所なり。既に文學上并びに歴史上の攻究に就て之れを觀るも尙ほ且つ多くの場合に於ては實際上の効用を有し文化の進歩に與りて大に力あるものたるを知る。左れば學術の穿究に補助を與ふべきや否やは善し實際政治上の問題にわらずとすも少なくとも討議を費やすべき一問題たるを失はばす。然りと雖も凡そ大學は學術穿究の本家たり否な少なくとも本家

たらざるを得ざるが故に大學の此最大有益の職務を盡くすとは既に業に之れが維持を國家に委ねべき正當の理由とするに足る。夫れ斯くの如く大學が第一專門學を授けると、第二學術探究の本案たるもの之を要職を務むるは既に之れが補助を國庫に仰ぐべき正當の理由となすに足るものなるが大學は右の外尙は一職務を盡くすものとす。曰く裝飾的教育即ち文藝を富民に供すること即ち是れなり。而して此等富民は右の文藝を得んとを欲し且つ之に向て費用を支拂ふを厭はざるが故に大學は講師に對し更に授業料を以て其の勤勉を獎勵するを得べし。但し其の授業料は其の學校の有する名譽と信用とに由り大に異同あるべきなり。

**第五節** 普通教育と對立せる實業教育の問題は又た教育の各階段に於て生起し而かも其の論點を同ふするを見る。願ふに生産者の熟練に由りて國家の得る所の經濟上の利益極めて大なるは取りも直さず國庫金を以て實業教育を補助すべき正當の理由となすに足る。此種の目的に投入する經費は財政上より之れを観るも尙ほ且つ生産的なるを失なはず。而して若し之を各人若くは各家族の私益心の作用に一任するときには未だ以て其の期する所の目的を達するに足らざ

るや蓋し疑なかるべし。然るに過激なる個人主義者は論じて曰く、利己心は人々をして其の生計の道を得る事業若くは職業を最も適當に學ばしめて必ずや其果を奏すべしと。之れを要するに本問の歸着すべき一般の結論は又他の場合と異ならず、即ち便否如何を標準として之れを決するより他に其法あるなし。而して此標準に基づきて之れを観る時は實業教育を國家事業たりしむるに於ては産業上の智識を進捗するに於て其の利甚た大なるを證す。但し總ての國家干渉に避くべからざる弊害は又茲に之れを免るべからず。即ち一は以て私人の企業心に抑壓を加へ、一は以て國家の行爲に由りて發生したる熟練勞力の供給を適當に整理するの困難あると是れなり。蓋し不利の事業に對する練習を學得するは損害なしとせず。而かも官業と分離すべからざる嚴密なる監督制度の下に於ては必ずしも此弊の起らざるを保すべからず。普通教育より之れを観るも尙ほ此弊を誘起することあるは佛國の實例以て之れを證すべし。

**第六節** 博物館、圖書館、繪畫展覽會、其の他學術技藝の増進を期する諸施設物の費用は通常右と同一の項下に屬すべきものとす。此等の施設物は直接の教

育機關を補充するの職に當るものにして、其の目的を進捗するに於て其の効用往々顯著なるものなり。而して近代に於ける其の發達は實に著しく英米兩國に於て殊に然りとす中央并に地方政府は智識と教化とを大に普及するの要具を設備して以て人民の欲望を滿たすに非常の努力を爲せり。是に於てか今や大都會にして一世紀前に於ては夢にだも知らざりしが如き若くは獨り國家の資本のみに限られたるが如き完美なる教育機關を備置せざるもの殆んど之れなきに至れり。左れば余輩は此經費を取りて以て須らく大中小學の費用に加へざるべからず。之れを加へて而して後余輩は始めて國民が公共の資格を以て教育事業に投入せる費用總額を算定することを得べきなり。

**第七節** 任意上の行爲は國庫の收入をして此種の負擔の大部を免からしむると敢て期し得ざるにあらず。蓋し教育費は供せられたる利益に向つて仕拂ふと云ふ經濟上の普通の方法に由りて大に補充せらるゝと共に富者の贈與と遺言とに基づく巨額の寄附金は利得少なき教育と政究とを既に大に補助せり否な後來に至るも永く之れを補助すべし。此點に關し米國富民の供せる赫奕たる模範

は蓋し歐洲人をして文明の進歩に大關係ある學校其の他學術研究所を支持するの利益に大に着眼せしむるの良果を來たせりと云ふべし。

如何なる場合より之れを観るも近代の國家にして教育及び文化を獎勵するの費用の爲め財政上の困難に遭遇するが如きことは蓋し之れなかるべしと云はざるを得ず。此經費を取りて夫の戦費及び軍備費と對照するあらんか、其の額極めて微々たるや疑なく而かも之れより生ずべき利益を計算に容るゝに於ては第二位に屬する幾多の費用中批難の聲最も少なき所のものなりとす。

**第八節** 寺院と國家の關係は各時代に於て主作者の腦裏を支配せる重もなる問題なりき。古代の思想を窺ふに、國家中に寺院を含蓄せしめしよりは寧ろ寺院中に國家を含蓄せしめたり。然るに近代の各國の社會に至りては此地位を顛倒するに實際一致せるものあるを見る。本問中の議論紛々たる論點は姑らく之れを度外に掲ぎ余輩は茲に左の如く觀察するを得べし。曰く財政學者の眼より之れを觀れば、社會の有する宗教上の欲望に對しては勢ひ特種の勞役と貨物とを供給せざるべからざるを以て、隨つて茲に左の一問題生じ來る。即ち此等の必要



物は政府の手より供給するを可とするか、將た之れを私人の力に一任するを可とするかの問題はなり。此問題に對し各國に於ける實際上の解答は全く其の國の歴史に由りて左右せられたるも、有力なる理論上の意見に至りては前世紀に於ける學說より發生し來たれり。アダム・スミス氏はヒューム氏の感化の下に本間に論及し僧侶を以て人々の心意を監視する一種の警察官なりとなせり。氏の理想とする所は畢竟國家不干涉主義に外ならざるを以て其の理想の結果勢ひ宗派の大に分立するを見るに至るべきも、彼れは此等の宗派の迷信を抑制するの救済策二種ありとなせり。(一)は即ち文學と哲理とを研究せしむることにして(二)は即ち公共の娛樂を頻りになさしむるに在りとなせり。夫れ斯くの如くアダム・スミス氏は宗教に關して全く國家不干涉主義を採りしと雖も尙ほ茲に強大の勢力を有する一宗教の存する場合に於ては國家は之れを整理監督し若くは(氏の使用せる語に従へば)之れを管理せざるべからず。而して之れを管理する方法は任免の權を巧みに使用して以て最も能く之れを行なふを得べしとなせり。又氏は宗教上の寄附金を以て一層緊切なる防禦事務に關係なき用途を有せる國富の一部なり

と思惟せり。

然るに本場合の狀勢が一千七百七十六年以後大に變動を生ぜるは敢て喋々を俟たずして明かなり。即ち北米合衆國は今や宗教に關して自由放任政策を取り之れが實行上に顯著なる一例を供し而かも此實例は英國殖民地に於て襲用せらるゝに至れり。翻つて大陸諸國を顧みるに之れと異なる變動を現はし無量の獨立私産を有する夫のエストナブリッ、シド、チアリーチは漸やく其の跡を絶ち國家收入の直接の負擔に歸する寺院之れに代はりて興起するに至れり。蓋し十八世紀に行なはれたる專制主義は國費を以て宗教を保護するを非とするの氣運を漸やく高め而かも此の氣運は一千七百八十九年以後の革命運動に由りて益々大に勢焰を高むるに至れり。而して之れに對する近來の反動は僧侶を以て終に國家の年金收得者とならしめたり。更らに合衆王國に關して之れを云はんか、北米合衆國の實例は特別の理由を以て愛蘭土に於て踏襲せられ、更らに大布列顛に其の勢力を及ぼさんとするの實況あるが如し。

今茲に財政上の問題として本問を考察するに於ては宗教に對する經費は固より

巨額に上らずと雖も、好意の寄附金に訴へて之れを供給すると難からざるを以て、此經費は他の目的に使用するを便とする國庫金を以て取て之に充つる程爾かく緊切のものにあらず。今夫れ國家にして政治上の意志より宗教の監督と之れが給與とを引受くる時に當りては一般に補助金を下附すること近代の社會に於て決して避くべきにあらず。然らざれば之れが下附なき宗派に對して不公平を加ふることも明白なればなり。以上は即ち現時に於ける最も多くの國家の政策なるも、此政策は僧官及び營造物等の數大に増加するに従ひて益々大に其の費用を増加するに至るものとす。

宗教教育に投する經費と通例の教育に投する經費とは極めて密接の關係を有するを以て近代の豫算の如きは此二費目を取りて往々一項目の下に總合せり。且つ又此二費目間には歴史上の關係ありて彼の宗教費に關し國庫の支辨を廢止したる北米合衆國并に英國殖民地の如きに於ては學校は寺院に代はりて一切の教育を引き受くることゝなれるは争ふべからざる事實なり。若し夫れ宗派の教育に向つて國費を投するが如きは國家の手にて宗教を保護すると殆んど違ふ所なしと云ふべし。

### 第六章 商工業獎勵費 憲法上并に外交上の經費

(第一節) 國家の經費は皆經濟上の目的を兼有す。(第二節) 一般産業の獎勵に關する國家の行爲。(第三節) 商工業の特別なる部門に對する國家の補助。(第四節) 此目的を以てする支出の収益に超越することとは只權利に之あるのみ。(第五、六節) 政府の維持費。(第七節) 公債費并に收入徵收費。

#### 第一節

直接に經濟上の目的を有する支出は往々國家支出の一要部を占め來たれるものにして、商工業を獎勵することは國家の重なる職務として久しく認識せられたりき。實に財政學并に經濟學の興起せるは實に此觀念に基づくものと云ふべし。夫の十八世紀に於ける「官房學」(Generalwissenschaft)の大目的は國家資産の正當の用途を教示するに在り。又英佛に於ける昔時の經濟學者等は經濟上の企業心を獎勵することを以て甚だ重要な件なりと主張せり。

然るに重農學者とアダム・スミス氏の共同の力に由りて喚起されたる經濟學說の

革新は此到底實行し難き困難の業務より國家を救ひ出だせりと雖も、産業自由論者を以て經濟事項に關し國家の行ふべき或明確の任務を毫も認めざりしものと推想するは大に誤まれり。斯く激烈なる意見の變動に際しては諄言の弊は固より避くべからざるものなるが余輩今茲にアダム・スミス并にチユルゴアの眞意を窺ふに彼等は政府を以て諸種の方向に於て生産者の勤勞に有益なる補助を與へ得べきものなることを充分會得せるを見る。而して實際上の必要は商工業の利益の爲め諸種の職務を引受くるの責を國家に負はしめ來たりたり。

然りと雖も、茲に豫じめ爲し置かざるべからざる區別一あり。顧ふに或意味より云へば總ての國家支出は皆悉く産業の利益を進捗せしむべきものなりと云ふを得べし。抑も近代の國家の陸海軍は産業力の保護に必要なる身財財産の安全を確保するに與りて力あるは官を待たず。裁判事務の整理と有力なる警察の維持とは又た之れと同一の効力を有す。其の他行政監督の大半は生産を増進するに至大の効力を有す。否な當然之れを有すべきものと思惟するも不可なし。又國費を以て教育を補助するは經濟上に少なからざる効果を來すこと之れが一大理

由をなすと共に、ヒューム派に屬する學者輩は誠實と節約とを教ゆることを以て附侶の盡くすべき最大有用の職務なりと認むるに相違なし。夫れ斯くの如く社會の現業は皆互に密接の關係を有するを以て苟くも公共支出たる以上は經濟上の生産を進捗するに力を致さざるべしと之れあらざるなり。

**第二節** 産業に對する此一般の國家行爲の外、茲に又特別の國家行爲ありて、公共收入の一部分は主として經濟上の目的に投資せらる。而して余輩の今茲に考察せんと欲する所のものは即ち此部分に屬する經費の用法にあり。此經費は更らに之れを分つて一般の商工業に對する經費と特別の事業若くは職業に對する經費の二種となすを得べし。前者中最も普通のものゝを列挙すれば即ち左の如し。

第一、貨幣制度を維持するの費用、即ち英國金本位制の場合に於けるが如き是れなり。

第二、度量衡制度を確立し且つ之れを保持するの費用

第三、(或邦國に於けるが如く)商法を發布して商事裁判所を開設するの費用

第四、運搬通信を迅速ならしむるの機關、即ち郵便、電信、道路、鐵道及び運河に對する費用。但し此費目中には彼の燈臺設備費、海岸若くは新開地の測量費をも含蓄すと知るべし。

第五、外國貿易の利益を主眼とし兼ねて内國産業の利益を間接の目的とする領事館の設備費。

以上の諸項を一瞥する時は一般の商工業に對する國家の補助を非とするの念忽ち余輩の腦裏に起る。蓋し以上の諸機關中の或ものは其の管理宜しきを得れば國家に對して利潤を生ずべきものなるを以て、支出の問題たるよりは寧ろ官業の領内に屬するを至當とす。例へば英國の郵便局、普國の鐵道の如きは之を管理する國家をして莫大の純利を得せしめ、又彼の貨幣制度の如きも造幣税を徴收して以て其の費用を償補するは勿論、尙ほ剩餘を生ぜしむると決して爲し得ざるの業にあり。而して斯く國家の補助を非認すべきやの此難問に對するの答辯は之れを發見するに取て難からず。今夫れ此難問の基づく以上の言説を以て暫らく眞理なりと認むるも、多くの場合に於て國家が以上列擧せる目的に向つて費用を

加へざるべからざるは争ふべからざる事實なり。郵便鐵道の利益に就ては後章に於て別に之れを考察すべきも、此等の事業にして收支常に償はずして他の源泉より生ぜる資金を以て其の不足を補はざるべからざるもの、又決して之れなきにあらず。左れば余輩は今茲に社會上の問題に於て確乎動かすべからざる定線と劃するの甚だ難きを知るべし。蓋し或一國に於て支出の原因たるものも他の一國に於ては官業として収益の源泉となり、又他の一國に於ては租税の力を藉りて收入を生出するものたることあればなり。

**第三節** 特別なる産業に對する國家の補助は一層大なる批難を受くべきものなるも亦正當の場合之れなきにあらず。左に之を列擧せん。

第一、有利なる新産業の獎勵。近代に於ては此種の國家行爲は保護税の手段によりて之を行ふを常とす。所謂幼稚なる産業を保護すべしとの論は即ち保護論者の論旨の最善なるものにして其の理論上の勢力は多數の經濟學者の既に是認する所なるも、此事たる實際廣潤なる一事項となる。今夫れ施政家の眼光より之れを觀れば茲に左の如き問題起る。曰く、將來の利益の爲め現在の損失を來たすは

如何なる程度まで正當なるやと云ふと是れなり。又財政の側面よりして此問題を決定せんとすれば各種の公共欲望の權衡と國家の吸收する國民所得の割合との二要素を取りて須らく考慮に容れざるべからず。願ふに生産に對し補助金を下附し若くは新産業の創立に對し賞與金を下附する方法は最も單純なる獎勵なり。而して彼の保護税に至りては一面には被保護品の消費に對する租税として思惟し得ると共に一面には又内地の生産者に對する補助金として思惟し得るが故に保護税は實際上單純なる補助金よりは一層複雜の性質を帯ぶるものとす。保護税問題は後章に譲りて詳論すべきも茲に一言せざるべからざるは獎勵策の實行に於て腐敗と偏頗とを避くるの難きこと是れなり。蓋し未だ幼稚の域を脱せざる産業制度に於て之れを適當に行ふならんか斯くの如き補助策は之れに供するに有益なる刺激を以てせざるにあらざ。例へば中世時代の國君の採用せる或補助策の如き之れが好適例なり。左れば此等の補助策は政治上の進化に於て夫の專制政體一時有要なりしが如く、社會經濟の發達上に於ける一政策なりと雖も屢々として進歩せる産業制度に在りては全く不適當のものたるを免かれざる

が如し。現に國費を以て特別なる生産業を直接に補助することは近代の邦國に於ては次第に其の勢力を失ひつゝあるや明白なりとす。

第二、政府より賞與金を下附して發明を獎勵すること若くは優等の製作を獎勵することはアダム、スミス氏の如きも敢て之れを非認せざるが如し。蓋し之れより生ずる結果は職業の自然の配置を決して擾亂せざるは勿論、彼れの説示する所に因れば其の費用に至りても決して多額に上らざればなり。然りと雖も發明を獎勵すべき最も有効の方法如何と問へば完全なる專賣特許法の右に出づるものなるべし。

第三、實際國費を以て政府監督の下に時々産物博覽會を開設することは今や一定の習慣となるに至れり。但し此種の機關は從來に比すれば現時に於て稍、其の必要を減ぜるや明かなり。

第四、農業學校等の如き模範制度は又往々設備せらる。

第五、一國の邊僻の地方を改良するの目的を以て鐵道其の他の運搬機關に對する國家の監督。

第六山林并に排水の管理費は多くの邦國に於て經濟上の經費の一要部を成す。但し前者は剩餘を生ずるを常とするが故に支出の問題よりは寧ろ官有財産の問題に屬するを至當とす。

第七信用制度の維持并びに公債の力に由る補助の件は又後章に於て別に討究すること至當なるが如し。

**第四節** 最後に余輩は左の如く説示せざるべからず。政府なるものは其の統治する社會のあらゆる經濟上の利益に關して自ら勉むる所あらざるべからざると即ち是れなり。而して此行爲の範圍を明示する所の嚴正共通の法則は茲に毫も之れあるを見ず。夫の自由放任論者の如きは常住の干渉政策に反對を表するものなり。然れども之れを利とする明白なる證據ある場合に於ては公權の干渉何ぞ不可なるあらんや。之れを要するに政府の行爲の專制に流るゝを防がんが爲めには各場合に勢力を逞ふする總ての要素、就中政府の行爲に必然に伴ふ財政上の關係に就て綿密なる考慮を及ぼすを以て之れが良善の方法となす。近代の豫算の實額を見るに純然たる經濟上の國家行爲は著太の危險を致すを

證示するものなし。但し之れには二三の例外の場合なきにあらず。即ち政治家の其の職務に熱心なるの極、公共工事制度を濫りに擴張して正當の範圍以外に及ぼすが如き場合即ち是なり。例へば亞米利加聯邦諸州は一時改々として内地の改良に従事せしも、此改零は一千八百四十年乃至五十年に於て全く終局を告げたり。又佛國國務卿ド、フレッシュイ氏の鐵道擴張方案は甚だ過大に失せしが幾何もなく廢棄せられたり。又印度公共工事政策は紛々たる議論を醸したりしも此の政策の反對者等は之れに處するの良策を發見せざりき。然れども同國の特情より考ふれば當時に處するの道は一層温和の政策を採るに若かざりしなり。

**第五節** 本章の終に臨み余輩は國家經費中の最大一要部の考究をなさざるべからず。其一要部とは何ぞ、曰く他なし、國家の中央機關を維持するの費用即ち是れなり。今夫れ政體の如何を問はず國家の元首即ちアダム、スミスの語を藉りて云へば「國君(Sovereign)は國費を以て之れを支へざるべからず。國家の元首の周圍には行政諸機關林立し而して立法部は又元首と或關係を以て存立す。世に所謂立憲王政若くは有限王政現時流行の歐洲各國の王政を云ふに於ては國家の元

首は私産を所有し得ざるにわらずと雖も、多くは王室費(Ordnance)より支給せらるゝを常とす。彼の王有地の如きは一般に官有財産中に租入れらるゝを常とするを以て如何なる場合に於ても、嚴格に之れを云へば、王有地は特別なる公共の目的を以て普通の基本財産より區別されたる公有財産の一部として之れを思惟せざるべからず。夫れ斯くの如く王有地を以て別途の収入となすことは設令或は往々人民の激動を喚起するの虞なきにわらざるも、固より必要の件なりとす。蓋し國家の元首なるものは往々虚飾的の職務を盡くさざるべからざる場合ありて而かも之れを盡くすに當りては勢ひ多額の費用を要す。而して國家の元首は其の臣民の最も富めるものよりも一層上流の地位を保つゝの必要あるものなり。

**第六節** 共和國に至りては半ば此費用を免かる。其の元首は短期間選舉せらるゝと通常にして、王政國に於ける一大臣の俸給を受くるに過ぎず。然りと雖も茲に數百の國會議員に給する經費の以て之れと對立するものあり。願ふに共和國にして立法者の有給制を採らざるもの殆んど稀れなり。是れ蓋し赤貧の士の選舉せらるべき機會を増進せんとの目的に出づ。左れば立法部の費用に増加

を來たすは之れが必然の結果にして而かも右と同一の原則を之れに附屬する立法官に適用する時に當りては更らに一層の増加を來たさざるべからず。然れども立法の効驗は報酬に由りて増進せらるゝと云ふが如き俗説は決して根據あるの説にわらざるが如し。且つ又余輩の茲に記憶せざるべからざるは之れが有給無給孰れか上策なるやを決定するに與りて力ある所のものは其の國の歴史上の狀態就中富の分配さるゝ方法の如何に在り。是れ即ち責任ある政府を保有せる英國殖民地が立法者を無給とする英國制度に乖離するも敢て正當を失なはざる所以にして抑も又英國制度の以て公共心の發達上に及ぼす利益の決して少小にわらざる所以なり。然り而して有給無給の中間を取りて薄給を支給する方法は總ての方法中最も不完全を免かれざるものなるや更に疑ひを容れず。蓋し少額の俸給は有爲の人士を誘ふに足らざると共に一方には又他に収入の途なくして立法に參與する人士の氣力を挫く恐れあればなり。况んや立法官に薄給を給するときは彼等をして其の官録の足らざるを補なはんが爲め自ら進みて不名譽の手段を取るの念を起さしめ馳行汚爲終に其の極點に達するの虞あるに於てを

外國駐在公使及び領事に對する經費は本項の下に置くを至當とするも此種の經費は之れを分類すること極めて難し。或は之れを以て平和を維持するが爲め加ふるものとして思惟するも敢て不可なきを以て隨つて之れを陸海軍費中に加ふるを得べく、或は又之れを以て商業の進歩を計る經濟上の目的に投ずる經費として思惟するを得べし。夫の領事の職の如きは疑ひもなく此目的を以て起れるものなり。然りと雖も概して之れを云へば外交官なるものは實際上君主の代表者に外ならざるを以て之れに投ずるの經費は勢ひ本項の下に來るべきものなり。

第七節

各文明國に於ては公債に對する利息の負擔あるを以て今之れを考察するを要す。然れども公債論は後章に於て充分論究するの必要あるを以て茲には單に一費目として之れを記載するに止めんとす。

今茲に財政制度の機關を論究するに當りては總收入と純收入とを注意して區別せざるべからず。前者は即ち總鉢の收入を指し、後者は即ち徵收費と所要の資金を得るに必要なる費用とを引き去りたる純收入を指すなり。余輩本章に於ては

此等の費用を以て國家支出の一部として之れを考察し、將た如何に巨額の費目なるやを觀察するに止めんとす。抑も英國に於ては海關稅、內國稅及び郵便印稅は收入の三大要部をなす。此等の稅目を一瞥すれば忽ち以て收入と徵收費との關係に於て互に著るしき差異あるを知るを得ん。左れば徵收費に節約を施すは國家の他の職務に對する經費に加ふる節約と其の重要な度を同ふすと雖も其の減殺適當に失して爲めに財政力の効驗を損ふが如きは他の經費に不當の減殺を加ふると同じく全く輕卒の驕りを免かるべからず。

今茲に英國三大租稅の徵收費を圖表に示せば即ち左の如し。

年 號	收 入	徵 收 費	百ニ對スル割合
一千八百七十五年	一千九百二十八万九千磅	百零二万二千磅	五、三
一千八百八十年	一千九百三十二万七千磅	九十七万三千磅	五、
一千八百九十年	二千八百四十二万四千磅	九十万五千磅	四、五

海 關 稅

內 國 稅



年 號	收 入	徵 收 費	百ニ對スル割合
一千八百七十五年	四千四百六十八万千磅	百六十七万二千磅	三、七
一千八百八十年	四千八百五十万磅	百八十一万磅	三、六
一千八百九十年	五千三百七十六万八千磅	百七十四万九千磅	三、二

年 號	收 入	徵 收 費	百ニ對スル割合
一千八百七十五年	六百八十八万五千磅	五百七十七千磅	七、四
一千八百八十年	七百八十七万四千磅	五百二十一萬二千磅	六、五
一千八百九十年	千七百七十七萬四千磅	八百三十萬三千磅	七、一

一千八百〇一年に於ては總收入五千八百二十五萬五千磅、徵收費二百七十九万七千磅にして即ち收入百に對し徵收費四八の割合なり。而して一千八百二十六年に於ては總收入五千四百八十四萬磅、徵收費四百三十萬磅にして即ち收入百に對し徵收費七、三の割合なり。

翻つて佛國に顧みれば、最近十年間の徵收費總額一年平均殆んど一千三百萬磅にして、此中五百萬磅は郵便電信事務費に屬し殆んど三百萬磅は煙草獨占業の費用に屬し、殘額五百萬磅は直接税及間接税の徵收費に屬するが如し。

余輩は前數章に於て國家經費の諸項目を零論せるを以て、請ふ是れより進みて之

れが結果を約説すると同時に其の論究を國家經費の諸條項を適當に考察せる後に譲れる三三の問題に關して説明する所あらんとす。然れども之れを爲すに先たち一事の以て須らく討究せざるべからざるものあり。何ぞや、曰く、他なし、中央地方兩政府間に於ける國家經費の分配に關するもの即ち是れなり。

### 第七章 中央及地方經費

(第一節) 中央政府と地方政府とは其實質相同し。(第二節) 地方政府に於ける差異は歴史上の状態に基きたる自然の結果なり。(第三節) 然れども尙ほ一般の原理を離れず。(第四節) 反對の二傾向。(第五節) 近代に於ける地方政府の組織は大に複雑となれり。其原因。(第六節) 國家と地方團體間に於ける財政事務の分割。(第七節) 經費の諸項目に對する應用。(第八節) 或特別の場合。(第九節) 中央の監督の便利なるも。

**第一節** 余輩は是れまで國家の中央地方兩機關間に於ける職務の分掌に就て毫も論及する所なかりき。蓋し國家の支出を概論するに際しては此論究法たる全く正當を失はざればなり。夫れ行政體の總ての支出は實質上皆其種を一にせざるはなし。而して其の然らざるものゝ如きは只附隨的のものなりとの事

實を明白ならしめんが爲めには廣濶なる一般の方法を以て其の支出の重なる種類を説明するを至便とす。固より中央地方兩政府間若くは聯邦政府國家政府間に於ける職務の分掌を決定する所の原則は財政策上極めて重要にして而かも有力のものなりと雖も、若し余輩にして國家なる總稱の下に存する此等諸機關を維持する所の費用の類別と其の結果とを考察し且つ此等諸機關の職務の範圍を擴張するを便とするか將た之れを縮少するを利とするかを考察するに當りては右の原理たる何等の効力をも有するものにあらず。加之總ての邦國若くは多くの邦國に適て符まるべき一定明確の分界線を中央地方兩經費間に畫することは到底能くし得べからず。蓋し一國若くは一時代に於て中央政府之れを總攬せる所のものも他の邦國若くは他の時代に於ては地方政府之れを代務するを見る。更に他の側面より本間を觀察せんか古代の小行政體が國家の蠶食を免かれて自ら保持せる所の權力は時と國とを異にするに従ひ著しく大小ありたると歴史上往々見る所なりとす。

斯く種々差異あるの實例は決して擧しとせず。先づ英國より之れを觀察せんか、同國に於て監獄の管理を地方政府の手より中央政府の手に移したることは余輩の既に記載せる所なり。又同國に於ける舊貧民救助制度は純然地方制度に屬せしが、一千八百三十四年に至り之れに一大改良を施こせり。而して此改良は貧民救助費を地方より移して國庫の支辨に歸せしむるに至らざりしと雖も、地方政府の貧民救助事務を完全有効ならしむるの目的を以て貧民救助法調査會と名づくる特別組織の一中央會議を興せり。初等教育の取扱法は又他の一例を供す。即ち英國とウエールズに於ては此の教育は全く地方政府の管轄に屬するも、愛蘭に於て國民學校制度は全く中央政府の管轄に屬す。合衆王國の警察制度は又右と同一く國により其の管轄を異にす。眼を轉して他の邦國を顧みれば又一般に齊一を缺くを觀る。即ち瑞西の聯邦若くは亞米利加の聯邦の權力は英國の州若くは佛國の縣の權力よりも遙かに大なるが如し。更らに對照の範圍を縮少して全く同一の政體を有する所の邦國より之れを觀るも尙ほ且つ職務の實際の分掌に於て甚大の差異あるを見る。

## 第二節

以上の如き著るしき差異を誘起せる原因は其の數一に足らず

と雖も最も有力なる原因は國家の成立と發達とを促がせる歴史上の特狀に在りて存するや敢て疑ひを容るべからず。更に之れを詳言せんか、職務の分掌に關し佛國と獨逸の間に互に乖離する所あるは相互の歴史に戰由せるものと云はざるべからず。若し然らずとせんか、如何なる方法を以てするも其の理由を充分解すること能はざるなり。抑も佛國の中央集權制度は其の起源遠く一千七百八十九年の革命に在るが故に畢竟專制君主政體の產物にして従つて又地方權の發達を抑壓せるの果實なり。而して獨逸に於て政權の大に分岐するは不幸なる紛争の一結果にして同國が現世紀に至るまで統一に歸せざりし所以のものは即ち紛争あるが故に外ならず。更らに深く之れを了解せんと欲せば神聖羅馬帝國の歴史及び其の幾多の變遷を知らざるべからず。瑞西若くは北米合衆國の場合には又右と全く其の趣きを同ふするものにして孰れも其の國に特有なる歴史の產物なり。即ち亞米利加政府并に地方政府の性質は之れが興起の根原たる殖民制度に因りて影響を蒙むれるが如し。而して此の影響は各時代に於て強大なる勢ひを逞ふせり。夫の伊太利が一躍以て佛蘭西若くは英吉利と等しく國內統一の地位に達

し獨逸帝國が今日に至るも尙ほ依然として幾多の邦國を存するは昔之れ特別な事情に戰由せざるべからず。由是觀之發達の針路に於て茲に必要缺くべからざる要素一として之れあるなく、偶然の事情は結果を決定するに最大の効力を保有するは争ふべからざる事實なるを以て本問の如き純然たる實際問題を解釋せんとするに當りては茲に學理上の原則を應用するの餘地殆んど毫も之れなきが如し。

然りと雖も歴史上の狀態は深く根柢せる勢力の結果にして一國の政治上の命運なるものは一時の事情に由りて全く支配せらるべきものにあらず。顧ふに國內の地勢と云ひ、臣民の性質及び感情と云ふが如きは長年月間に於て議らず知らず一國の成立を決定するの力あるものなり。夫れ瑞西國の秀麗なる山岳と同國臣民の獨立心が其の地方制度の膨脹に與りて力ありしは更らに疑ふべからざる事實なると共に右と稍、似たる事情が波瀾をして中央集權國たらしむるを敢て妨げざりしは又固とより明白の事實なり。

### 第三節

歴史上并に物質上の事情は中央地方兩政府間に於ける職務の實際

の分掌を決定するに於て偉大の勢力を有するや疑なしと雖も、之れが爲め數多の材料中より或一定の原理を抽出せんと出来得る丈け勉むるを妨ぐべきにあらず。蓋し茲に或格段の職務は之れを中央政府に委ね他の職務は之れを地方政府の監督の下に置く所の或傾向ありて、此傾向は總ての社會に勢力を逞ふするもの國家の特性と全く異なるものなるが如し。今若し諸般の公共欲望を取りて討究を行なはんか、以上の見解を一層確實にするを得べし。即ち或欲望は地方政府の管理に由りて最も能く之れを満たすを得べく他の欲望は豫期の目的を達せんが爲めには國家の中央機關の手に由りて之れを給するを最も便とするを見る。

若し夫れ一般の原理に基ひて此分配を行なはんとするに當りては、余輩の前に觀察せる所の歴史上の勢力を取りて須らく考慮に容るゝを要す。蓋し一般の原理は何物が果して中央の事務にして何物が果して地方の事務なるやを半ば決定するに止まらず、如何に之れを分配せざるべからざるやを亦半ば決定するものなり。要するに幾星霜間長く地方政府の管理に委ねたる所の事務は苟くも正當の理由あるにあらざれば決して之れを中央政府の手に移つすべきにあらざると共に、或

原因よりして何等の事務をも地方政府の手に委せざる邦國に於て中央政府が其の事務の一部を割きて之れを地方政府に移つさんとするに當りては須らく細心以て事に當り決して輕卒に流れざるを要す。

**第四節** 今茲に職務の分掌に關し互に反對なる二傾向が歴史上に勢ひを逞ふするの事實あり。此事實に就て考察する所あらば中央地方兩機關間に於ける權力の分配に關する主要の原理と其の現況とに光明を供すること決して少なしとせず。按ずるに政治上の發達は一定の目的を指して直進せるにあらざして寧ろ各時代に於て障礙物の少なき坦々たる行路を取りて進行せり。今夫れ上古の社會に溯りて之を觀れば中央と地方との間に毫も權力を分たざりしこと獨逸に曾て存立せる部落制度に就ても將た希臘并に伊太利の市府國家に就ても政府は總て地方的なるを見る。而して戰爭の結果は勢ひ一方の征服となるを以て戰爭は即ち中央集權の移植者なりと云ふべし。即ち小國群は到底戰勝者に抵抗するの力を有せざるが故に止むを得ず彼れの布ける法律に服従せざるを得ず。例へば彼の古代の都邑政府が終に悉く羅馬帝國の統御の下に歸せしが如き其の一例

にして、同帝國は自家の行動を助くるの器械として地方政府を使用せり。是に於てか自治の市邑は實際に於て事細大となく帝王及び其の官衙の指揮を仰がざるべからざるに至れり。要するに羅馬帝國の下に於ては多少の權力を地方に附與せざるにあらずして其の滅亡に歸するまで市邑の經費は之れを帝國政府の經費より區別したりき。

降りて中世紀に至りては地方權を恢復せんとするの傾向を現はせり。歐洲各國に於て都府は自治の自由を大に得るに至れり。或邦國(伊太利の如き)に於ては都府は殆んど全く獨立の地位に達し、就中彼等は地方の目的に向つて自由に其の資産を使用するを得るに至れり。然るに近代に至りては次第に中央集權の狀勢を馴致し國內に存立する諸種の半獨立團體の權力は爲めに大に減殺せらるゝに至れり。地方の自由は爲めに縮少を來たし、其の市邑たり、町村たり、將た結社たるを問はず之れが享有せる特權は漸次消滅し權利義務平等の法則之れに代はりて起るに至れり。願ふに各國各、其の手續を大に異にするにも拘はらず、皆等しく左の如き一般の結果に達せり。即ち總ての獨立政權を擧げて國家の一機關中に吸收

せること是れなり。此地位に最も早く達せるは英國にして佛國之れに次ぎ、他の大陸各國又之れに次ぐも、獨り聯邦制度が依然として聯邦の權力を維持せる所の邦國を除けば文明社會にして此地位に達せざるもの今日に於て殆んど一として之れあるを見ず。

法律上万能力を有する一中央政府を立つることは固より政治上の發達に於て重要なる一階段を成すに相違なきも、又或弊害の以て之れに伴ふを免かれず。今夫れ國內に有力なる多數の團體の存立を許し爲めに國家の權力を微弱ならしめ、主治者をして政事を獨裁專行せしむるを妨ぐるの不利如何に大なりとするも、將又地方に自治を許して政治上の團結力を薄弱ならしむるが爲めに社會に蒙むらしむる所の不利如何に大なりとするも、一切の行政權を擧げて悉く一の中央政府に歸せしむるが如きは必ずしも一國の利益と云ふべからず。中央集權より生ずる利益は固より大ならん。然れども之れには又た弊害の伴ふを免れず。而して此の弊害を除去せんとすれば勢ひ相當の權力を地方に分與するを要す。苟くも既に政治上の統一を確保せる以上は政權を巧みに分配して政治上并に財政上最

大の結果を收取すること政治家の任務たらざるを得ず。然り而して既に權力の中集を促がせる從來の歴史上の運動は職務の分掌に關する理論上の原則に訴へて須らく之れを補充矯正する所なかるべからず。左れば近代社會の現制度が此點に於て果して平均を失せざるや否やを考究し若し果して之れを失するに於ては如何にして能く之れに達し得るやを大に考究せずんばあるべからず。

### 第五節

抑も行政諸機關の關係なるものは國家の領域膨張するに従ひて益々複雑となるものなり。今夫れ小社會に於ては最下級の行政区と政府の二者あるを以て足れりとし、此の間に介立する政治機關を毫も必需せずと雖も夫の歐洲諸大國の如き若くは北米合衆國の如き廣大の面積と人口とを有する所の邦國に於ては右は二機關に加ふるに幾多の機關を設備せざるべからざるの必要あり。即ち寺領區(Parish)若くは市區(Township)原始的政治機關と中央政府との間に茲に一若くは數種の團躰あるを見る。而して此等の團躰は全く中央政府に附屬するも其の區域と財産に至りては寺領區若くは市區に比し一層大なるを常とす。例へば佛國の如きはカントン(Canton)、アロンヂスマンメント(Arondissement)及びデパートメン

ト(Department)を有し、普國はヂストリクト(District)、サークル(Circle)及びプロビンス(Province)を有し、英國はユニオン(Union)とカウンチー(County)を有し、又北米合衆國如きはカウンチーとステート(State)を有す。而して右孰れの邦國に於ても各團躰區域の廣狹と重要な程度に應じて各種の職務を委ぬるを常とす。

地方政府并に地方財政の錯雜は二三の邦國に於て採用せられたる不規律なる擴張法に由りて益々甚だしきを加へたり。即ち此れ等の邦國に於ては秩序ある一定の方案に準據せずして、特別の欲望生ずる毎に特別の機關を新設して之れに應じ來りたり。此自然而かも尙ほ不幸の方法は英國立法の特質にして又或程度まで亞米利加立法の特質たり。此等の邦國に於ては事務新たに起る毎に特別會議を有する新行政区を創設するを常とし、均一平等の思想の如きは殆んど全く之れを不問に附せり。英國に於ける發生物は「權力に關する混亂、地方税に關する混亂、將た又區畫に關する混亂なり、就中後者の混亂は最も甚大を極む」とは學者の往々引用せるゴッセン氏の言辭なり。二三の亞米利加聯邦に於ても亦多少之れと趣きと同ふす。セリグマン教授曾て云へるあり、曰く「亞米利加諸州に於ては茲に各地

方費に對する特別地方税あり、例へばニウ、ジャージー州の如き殆んど四十以上の特別地方税を有するを見る』と。抑も斯の如き混雜を來たせる理由は地方行政に對する普通の感念を以て一考する所あらば直ちに之れを發見するを得べし、即ち此等の行政は公權の代理者としてよりは寧ろ特別の目的を有する結社として認められたるなり。蓋し小行政が其の行動の範圍を次第に縮少するに従ひて益、私人の集合體に近接するに至るは殆んど争ふべからざる事實なればなり。英國立法の不規律なる通性は又勢ひ地方の職務をして複雜を極めしめたり。然るに完全なる論理上の原則に基きて發達を來たせる政治組織に至りては以上記載せる錯雜と全く表裏の觀を呈すべし。此政治組織は一國たりとも佛國の如きだも現時に於て到底企て及ぶべからざる程、規律井然として且つ簡便なるや明かなり。然れども此種の井然たる方案は實際の政治社會に之れを適用し得べからず。改造的の立法は實際に現存する材料の性質に由りて其の實行を妨げらる。正確善美なる方案は第一各地方の事情の異なるが爲め到底實行に適せざるべし。即ち單純なる地方政府は僻村には極めて適するも、若し之れを都邑若くは市府に

適用せんか、全く不適當なるを免かれざるべし。都邑若くは市府は一層巧緻にして綿密なる制度を要し而して其の經費は一層多額に上るや疑なく、善し假りに其の一部が所謂生産的の經費にして收支相償ふべきものなりとするも尙ほ且つ其の財政を管理するに幾多の勞力と智力を要すると共に濫用を防ぐ爲めに又特別の監督を之れに加ふるを要す。然りと雖も多くの邦國に就て之れを觀れば榮味なる農業地方は數年ならずして忽ち商工業地に移つるを殆んど常とするを以て地方政府の形骸に變更を加ふること勢ひ必要となる。且つ又或特別の利益にして特別の處辨を要する程爾かく重要のもの之れあり。港灣、河川、航海業并に排水の管理の如き若くは國費を投じて設備すべき大工事の管理の如きは之れに主要の關係ある利益を代表するが爲め組織されたる特別機關の手に歸せしめ須らく一般制度と區別する所あるを要す。是れ蓋し効驗を充分ならしむるの道なりと云ふべし。

山河の形勢は同一の面積若くは同一の人口を有する行政區劃を設くるを難からしむると共に地方に特有の風俗と習慣とは又右と同一の結果を有す。然りと雖

も此方向に於ける最大障礙は憲法上の束縛より生ずるを常とす。固より佛國并に英國の如く統一の地位に達せる政府に至りては此缺點を免かるゝを得。抑も英國に於ては州村の現行區劃を廢して之れに代ふるに新區劃を以てせんとする國會の行爲を抑制するの法律一として之れあるなく、國會は又州村の行政機關全を擧げて官吏を以て組織する中央會議の手に之を移つずを得ざるにあらず。然るに獨逸、瑞西并に北米合衆國の如き聯合國に至りては之れと全く其の地位を異にし、憲法上の立法權は濫用を防ぐの目的を以て一層複雑の方法に於て各地方間に分配せらるゝを見る。此等の硬性憲法(此等の憲法は幸にして硬性憲法の稱を受けたり)は格段なる地方團體に附與するに永久動かすべからざる地位を以てし理想上の感念に基きて濫りに其の行政權を分割せらるゝが如きことなからしめたり。瑞西聯邦若くは亞米利加聯邦の如きは州若くは郡と全く異なる法律上の地位を有す。蓋し此等の聯邦は時の順序より云へば其の成立中央政府に先たつものにして中央政府は彼等の手に由りて始めて其の成立を來たせりと云ふも敢て不可なし。是れ即ち聯邦に附與するに其の存立を害する法案に反對を唱ふ

るの權を以てせる所以なり。此制度を可とする理由の如何に拘はらず又た余輩は敢て其の理由を輕視するにあらざるも此制度は不幸にして政權の正當公平の分配に對する一障礙たるを免かれず。例へば人口より云ふも面積より云ふも共に些少に過ぎざる夫のアラウエーア及びロードアイランドが紐育、ペンシルベニア、并にテキサスの如き大州と同一の地位を有し將た彼の百万以上の人口を有するベルンが僅かに其の二十分の一の人口を有するに過ぎざるウリーと同一の地位を保有するが如きは政權の分配に於て豈公平を得たるものならんや。

此種の困難は外部に現るゝが如く實際に於ては甚だしきにあらず。左に之れを論ぜんか、小行政體に就ては其の廢合を行ふに難きも其の他に至りては之れを容易に整理するを得べし。紐育并にニューシャークの區劃を伸縮せんとするに當りては國會は固より此二州の同意を得ざるべからずと雖も、此二州は孰れも自由に其の地方行政區劃の廢合を行なふを得ると共に又紐育并にブルックリンの大都會の如きも其の州の法律に依りて聯合を行なふとを得。更らに極端の場合を採りて之れを觀れば敢て不公平の感なきに非ず。夫のステート(米國及獨逸の州)



若くはカントン(瑞西の州)例へばウィムコンシオン若くはフライアルヒの如きは中央政府と地方小行政体との間に介立すべき便宜なる一行政体なりと云ふべし。且つ又茲に人民の習俗と其の地方制度との間に漸次調和を來たすべき傾向あり。例へば米國并に瑞西の人民の如きは習慣に由りて漸次其の格段なる制度に適應するに至れるを以て此制度の運用は一層容易なるに至れり。獨逸聯邦の政權の分配は更らに遙かに不規律を極む。而して此事たるや前に觀察せるが如く歴史上の勢力強大なるを證す。蓋し之れが重なる不規律は普國の勢力他の諸小聯邦を遙かに凌駕するに職由せずんばならず。然れども普國內部の地方政府に至りては均一平等の制度に基づくが如し。

**第六節** 余輩今茲に以上の所論を取りて經費と其の正當の分配とに關する財政問題に應用せんとするに當り先づ中央政府より論究の歩を進めんとす。抑も中央政府が公共收入の大半を使費すべき強大の權力を有するは疑ひなき事實なり。中央政府は元來國家の代表者なり。他の行政体は中央政府の下に立ちて其職を助くと雖も普通の意味より云へば國家は取りも直さず總ての公務を盡く

すべき社會の代理者に外ならず。左れば一般の利害が總て悉く國家の盡くすべき領内に屬さるべからざるや一目瞭然たり。固より社會全般に關する所の事務と雖も他の有力なる理由あるに於ては之れを地方政府に委ぬるを得ざるにあらずと雖も公務にして社會一般の利害に關せざるものなしと云へる事實は以て之れを中央政府に委すべき有力の一理由となすに足る。小行政体は其の構成如何に寛なるとも、之れと同一の理由に基づき得るもの一として之れあるなし。夫の専制君主に就て之れを觀るも尙ほ且つ多くの場合に於ては地方の一部を代表する會議に比すれば一般の福祉に留意すること一層大なるものあり。而して各地方の代表者をして國家の立法に參與せしむる時は更に適當の注意を確保するを得べし。中央政府の此地位は半ば之れ中央政府の取らざるべからざる廣潤の見解に基づくと共に半ば中央政府の有する優等の智識の熱練とに基かざるべからず。左れば廣潤なる見解と云ひ將た優等の智識并に熱練と云ふが如き要素を必需する所の事務は中央政府に於て之を管理するの優れるや明白なりとす。且つ又統一と畫一との必要なる或種の國家事務は之れを中央政府の所管に歸せし

むるに如かず。蓋し分勞の利は固より大なるも協力の利は亦決して之に譲らず。而して協力の要する所の公務は中央政府の管理の下に來たるは是れ自然の勢なり。固より以上の條件が近代に於ける中央政府の現實の權限を全く決定せりと云ふは聊か誇張の言たるを免かれず、況んや有意を以て爾かく之れを決定せりと云ふに於てをや。然りと雖も此等の條件の實際に於ける勢力が通常之れを決定するに與りて大に力ありたりと云ふは敢へて正鵠を失するものにあらず。地方行政が經費を消費するの權能は以上記載せる條件と全く反對の條件、即ち地方行政の事務に費用を給するを便とする所の條件に考察を及ぼして以て之れを説示するを得べし。

中央政府は一般の利益を保護するが如く地方政府は又其の地方特別の利益に注目するに最も適するものなり。願ふに各人は自家の事業を處理するに最も適すと云へる言は必ずしも眞實なるにあらずと雖も、地方問題の處理は之れに利害の關係ある各地方に一任するを可とすと云へる言は充分なる眞理を保有す。次に地方の管理が中央の管理に優れる第二の點は細密なる監督を施すの必要ある

場合に起る。蓋し優等の熟練と智識とを有する中央政府も細密なる注目を要する事務を遠方より監督するに當りては往々失敗を來たすこと之れなきにあらず。此事情あるは即ち是れ中央政府が殆んど一般に經濟に關する細務を割きて之を地方政府に委ねたる所以にして、地方分權の企圖亦之れに職由せるが如し。統一よりは寧ろ不同の必要なる場合には又公務の管理を小行政の手に委ねるを便とす。蓋し國家事務中には一様の模型に基きて施設するを許さずして特別なる状態と習慣とを須らく考慮に容れて以て施設せざるべからざるものあり。隨つて斯くの如き事務を行なふに際しては異様の方法を採擇することは損害を轉じて利益となすの道なり。以上の所論を概括して之れを觀れば、今若し一般の幸福に留意すること、優等の智識と熟練とを集むること、將た行爲を統一するの力あること、この三者を以て中央政府の有する長所なりとせんか、地方の利益に留意すること、細務に注意すること、將た習行の不同を實現せしむること、この三者は地方政府の管理に由りて最も能く確保せらるや疑なきなり。

右と同一の條件は中間に介立する國家機關の職務を決定するに與りて力あるも

のどす。即ち州行政體は町村行政體に對しては中央政府が州行政體に對すると同一なる長所を有すると共に又同一なる短所あり。例へば亞米利加の各州は其の地方何れの小行政體に關しても同一の地位を有す。されば其の行動の範圍は中央政府に對しても又各小行政體に對しても凡て以上説示せる一般の原則に依りて制限せられざるを得ず。今茲に彼の紐育州若くは新設の倫敦州の如き重大なる行政區劃を取りて之を觀れば組織の不完全なりと云ふよりは寧ろ國家の統一を危ふすると云ふ理由に基きて須らく其の職權に制限を加へざるべからず。ペーアン并にサクソニー及び殊にバヴリア并びにウヰルテムベルクの如き其の區劃更らに廣大なる獨逸聯邦が權力の分配上に於て保有すべき地位は原理に訴へて決定すること殆んど難し。此等の聯邦の國家の獨立に對するの權力は極めて強大なりと雖も此權力は年を追ふて次第に減縮を來たすべき傾向あり。

### 第七節

今茲に諸種の公共支出を取りて順序を追ふて之れを論究せんか、第一陸海軍費を國庫の支辨に歸せしむるの理由は之れを了知するに敢て難からず。蓋し身軀財産の安固を保持するは社會一般の最大利益にして而かも之れを充分

保持するに必要なる要具及機關の如きは大に人類の最高智力を要し、又之れが管理の統一は國民の幸福上に莫大の利益を附與するものなり。是れ即ち戰費并に軍備費は常に國庫の支辨に屬する所以なり。獨逸并に瑞西の如きは今日に至るも尙ほ且つ諸聯邦の獨立を多少認めざるにわらずと雖も、獨逸軍隊に至りては實際全く帝王の統御の下に立ち、而して其の經費は帝國の基金より支辨せらるゝものどす。然り而して共同軍隊の成立は從來互に獨立を保てる諸邦間に於ける聯合を證すべき明白なる一標識なりと云ふべし。

裁判事務費は又一般の經費に屬せしむること最も至當なるが如し。此費用は總ての國家豫算中に配入せらるゝも或一部を以て地方の負擔に移さるゝこと又之れなきにわらず。聯邦國に在りては附屬裁判所は各地方區に於て之れを處辨するを常とするも、中央裁判所は一般の負擔に屬す。此の區別を來たせるは全く歴史上の理由に基づくや明かにして而かも裁判組織を全く統一に歸せしむべき緊急の必要茲に毫も之れなきを以て此區別は之れを永續せしむるも敢て不可あるなし。然れども以上の如き特別なる場合を除けば法律并に法律の執行を均一な

らしむるは社會の大に利とする所なるを以て須らく之れを中央政府の管理に屬せしむるを要す。蓋し裁判官にして苟くも地方に由りて任命支給せらるゝに於ては地方の感情の爲めに勢ひ掣肘せらるゝを免れずと雖も、若し之れを中央の管理に屬せしむるあらんか、裁判官をして此掣肘を脱せしむるに至るを以て裁判事務の効驗爲めに一層増進を來たすべければなり。

警察事務并に監獄事務は中央又は地方政府の一方に全然之れを委すること能はず。即ち一方より之れを觀れば一般の標準に基きて此等の事務を整理すること明かに便宜なり。蓋し社會の總員は各地方に於て内地の秩序を保持するの利益に浴すること甚だ大なるものなるが故に、一地方たりとも其の監獄事務を忽かせにして爲めに犯罪者をして其の地方内に群集せしむるを許すべきにあらず。然りと雖も他方より之れを觀れば此等の事務を地方に委任するに於ては監督を密にするに費用を節するとの利益極めて大なり。况んや秩序整頓の利益を主として蒙むる所のものは其の地方に居住する人民なるに於てをや。之れを要するに負擔の分配に關して整理する所あらば職務の分掌に於ける實際上の決解は求め

ずして自ら現はれ來るべし。

行政事務は又中央、地方政府間に分配せられたり。但し多くの邦國に就き之れを觀れば以上記載せる重なる條件と常に相一致する一般の原理に基ひて此分配を決定せんと企てたるを聞かず。事廣く一般の利害に關し之れを監督する人々の健腕を須つ所の事務は常に之れを中央政府に委ねたるも些細の問題に於ては地方政府をして其の事務を引き受けしめたるを見る。

貧民救助は主として地方事務に屬す。即ち一千八百三十四年前英國貧民救助法の發達を來たせる間は此事務は全然地方小行政體に一任せられたりき。此制度は設ひ大に不規律の弊ありたれども貧民救助に關し最良模範を供せるや明かにして而して此模範は後日改良制度の基礎となりたり。然りと雖も此事務を地方の管理に屬せしめ其の費用を地方の負擔に歸せしむる時は勢ひ難問の之に伴なふて發生するを免かれず。就中被救助者の本籍地即ち定住地に關する問題は紛議絶ゆることなき一問題となるに至る。マックテール、ケーアド氏曰く「極貧者の生地と住所とを探索するの煩勞の二分の一又は其の費用の十分の一を以て上流